

参議院税制問題等に関する特別委員会会議録第二号(その一)

(三三)

平成元年十一月十日(金曜日)
午前十時三十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

中村 太郎君

井上 吉夫君

吉野 哲男君

宮澤 弘君

村上 正邦君

稲村 稔夫君

及川 一夫君

本岡 昭次君

矢原 秀男君

近藤 忠孝君

古川 三郎君

寺崎 昭久君

伊江 朝雄君

小野 清子君

大木 浩君

梶原 清君

鎌田 要人君

北 修二君

久世 公麿君

佐々木 満君

谷川 寛三君

松浦 功君

松浦 孝治君

守住 有信君

山岡 賢次君

吉川 芳男君

稲山 篤君

上野 雄文君

大湖 綱子君

委員

委員以外の議員

久保 巨君

佐藤 三吾君

梶原 敬義君

小川 仁一君

峯山 昭範君

太田 淳夫君

笹野 貞子君

勝木 健司君

竹村 晨君

保家 茂彰君

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

本日

の会議に付した案件

○消費税法を廃止する法律案(久保巨君外七名発議)

○消費税法を廃止する法律案(久保巨君外七名発議)

○消費税法を廃止する法律案(久保巨君外七名発議)

○消費税法を廃止する法律案(久保巨君外七名発議)

○消費税法を廃止する法律案(久保巨君外七名発議)

○消費税法を廃止する法律案(久保巨君外七名発議)

○消費税法を廃止する法律案(久保巨君外七名発議)

○消費税法を廃止する法律案(久保巨君外七名発議)

○消費税法を廃止する法律案(久保巨君外七名発議)

○法人税法等の一部を改正する法律案(久保巨君外七名発議)

○通行税法案(久保巨君外七名発議)

○物品税法案(久保巨君外七名発議)

○入場税法案(久保巨君外七名発議)

○地方税法の一部を改正する法律案(久保巨君外七名発議)

○委員長(中村太郎君) ただいまから税制問題等に関する特別委員会を開会いたします。

消費税法を廃止する法律案、消費税法を廃止する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案、税制再改革基本法案、法人税法等の一部を改正する法律案、通行税法案、物品税法案、入場税法案及び地方税法の一部を改正する法律案の九案を一括して議題といたします。

まず、発議者久保巨君から趣旨説明を聴取いたします。久保君。(拍手)

○委員以外の議員(久保巨君) ただいま議題となりました消費税法を廃止する法律案外八法律案は、公明党・国民会議の峯山昭範君、太田淳夫君、連合参議院の笹野貞子さん、民社党・スポーツ・国民連合の勝木健司君並びに日本社会党・護憲共同の佐藤三吾君、梶原敬義君、小川仁一君及び久保巨の八名によって発議し、発議者の属する四会派並びに参議院クラブ、一部無所属議員の賛同のもとに参議院に提出されたものであります。

私は、提案者を代表して、これら九法案について提案の理由と法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、消費税法の廃止を求める理由について申し上げます。

言うまでもなく、議会制民主主義の基本は民意の尊重と公約の履行にあります。しかるに、消費

税は、公約違反の大型間接税であり、一度たりと

も民意に問うことなく、国会において十分な審議も行われないまま強行採決によって成立し、国民の合意なき大増税として実施段階に入っております。政府は、消費税を高齢化社会と結びつけて国民の理解を得ようとしていますが、あるべき社会保障制度の具体像を示し得ず、逆に年金改悪案に象徴されるように、福祉の後退すら提案しているものであります。

去る七月二十三日行われた参議院通常選挙は、現実のものとなりました消費税の存廃を最大の争点として戦われたのであります。すなわち、自由民主党は見直しによる存続を、野党は廃止して再改革を、それぞれ公約としたのであります。その結果、見直し存続を主張した自民党は、比例代表選挙において二七％の支持しか得られず、国民の意思は明確となったのであります。

昨年十一月十日、消費税強行採決の最初の舞台となりました衆議院税制改革特別委員会の委員長でありました自民党の金丸信君は、参議院選挙の結果に対し消費税はリコールされたとの認識を表明し、金丸氏の意を受け、委員長席にあって強行採決を指揮した海部俊樹現首相は、強行採決に至ったことを参議院予算委員会において国民に謝罪したのであります。この認識や謝罪を具体的にどうあらわすか、今、政府・与党は国民に厳しく問われているのであります。

政府・与党の中には、参議院選挙の結果を国民の理解不足に転嫁しようとする意見があります。この認識の誤りこそ議会制民主主義を危うくするものと言わなければなりません。国民は、実施段階に入った消費税の内容を知れば知るだけ強く廃止を求めているのであります。

第一に、食料品等の消費者の選択の余地の少ない生活必需品への課税によって逆進性が如実にあらわれ、年金生活者を初め低所得者への過重な税

負担として新たな格差を広げ、不公平感を拡大し、所得再配分機能の低下を招いています。

第二に、最近の総理府世論調査でも明らかにになりましたように、便乗値上げが発生する一方、下請、零細企業等においては重い負担となり、価格転嫁が機能していません。

第三に、簡易課税、免税点制度等において、事業者が預かっている多額の税金が国庫に入らないだけでなく、大企業等において巨額の運用益が生ずることが明らかとなっております。

第四に、独占禁止法の骨抜きによってカルテルが公然と横行しています。

第五に、行財政、とりわけ地方自治体の行財政に多くの混乱と実害を与えています。

第六に、以上を含めて、竹下元首相が表明した九つの懸念は何一つ解消せず、現実化しているのがあります。

国民は、消費税の成立手続において議会制民主主義に反し、その内容において租税民主主義に逆行するものとして廃止を求めているのであります。あまつさえ、最高の社会正義が要求される税制が、リクルート疑惑のような不正義の権力によって提起され、強行されたことを国民は決して許さなかったのではないのでしょうか。

今、政府・与党は、みずから参議院選挙の公約とただでなく、選挙の結果を受けて首相の公約として思い切った見しを言いながら、全くその内容を明らかにせず、野党の廃止法案の批判に終始していることはまことに遺憾であり、まさに政権の資格を失うものと言わなければなりません。見直しを選挙の公約とすること自体、消費税の欠陥を認めたものであり、二重の公約違反によつて政治不信を招くことがないように速やかに見直し案を提示し、徹底した論議を尽くして国民の声にこたえなければなりません。しかし、抜本的、思い切ったと言いつつ、自民党の見直し案は、その実態が明らかになれば必ず国民を失望させるに違いありません。したがって、直ちに消費税を廃止し、税制再改革の方向を明らかにした上で衆議院を解散し、総選挙で国民の審判を仰ぐべきであります。

次に、国民の求めている税制改革についてであります。

今日、国民の間に高まっている税の不公平感、重税感、シャープ税制の理念を忘れて、我が国の税制を不公平なものに変貌させた歴代自民党政府の責任に帰せられる面が決して小さくありません。国民は、民主的で公正公平な税制を確立するため、直接税を中心とする総合課税を税制の根幹に置くことによつて、所得と富の社会的再配分機能を向上させるシャープ税制の理念を正しく生かすよう求めているのであります。不公平感や重税感を生み出している根源に迫ることなく、ひたすら消費税に結びつける政府・自民党の税制改革の手法は、羊頭狗肉のたぐいとして国民を欺くものであります。物品税の矛盾不合理をあげつらつて、消費税導入の口実とするやり方も同様であります。

能力に応じた負担によつて所得と富の再配分を社会的に行う税の理念に従えば、物品税は消費税よりもすぐれており、水平的公平を掲げて悪平等を強制する消費税とは全く税の理念を異にするものであります。しかも、物品税の持つ矛盾は、今日までの歴史の中でさまざまな圧力、思惑の中で政策的に生み出された矛盾であり、社会経済の変化に適應できていない点は政策の貧困に帰せられるのであって、消費税を物品税よりすぐれた税制と見るのは誤りであります。

我が国の税制改革は、今日まで長期に続く自民党政権のもとで、政権維持のための歳入を確保する財源調達的手段とされてきました。しかも、改革は、強い者の論理に立つて進められ、取る側の都合で検討されてきました。今国民は、大平内閣以来の大型間接税をめぐる長い論議の中で、納税者である主権者の立場から、税を納める側の論理、弱い者の論理として主張してきたのであります。そして、国民不在の大型間接税導入の試みを主権の行使によつて阻止してきました。中曽根政権の

売上税もまたその例外ではありませんでした。しかし、国民の信を問うたことのない竹下政権によつて消費税は強行され、現実のものとなりました。

この暴挙に対する国民の一票一擧が、今日、参議院の与野党逆転をもたらしたのであります。国民は、税制改革のやり直しを求めています。ここに、私たちは、民意の赴くところに従い、参議院選挙の公約を誠実に履行すべく消費税を廃止する法律案を初め九法案を提出し、その成立のために全力を尽くす決意を明らかにするものであります。

次に、法律案の概要について御説明いたします。

九法案は、その性格上三つに大別されます。一つは消費税の廃止に関する三法案であり、二つ目については基本法案であり、三つ目は、再改革に至るまでの間、消費税にかわる財源の確保に資するための五法案であります。

最初に、消費税を廃止する法律案外二法律案について御説明いたします。

消費税を廃止する法律案は、消費税がその成立の手続においても内容においても国民の理解と合意を全く得られていない状況にかんがみ、これを平成二年三月三十一日限りで廃止しようとするものであります。

消費譲与税法を廃止する法律案は、消費税法の廃止に伴い、消費譲与税法がその基礎を失うことになるため、同法を廃止しようとするものであります。

地方交付税法の一部を改正する法律案は、消費税法の廃止に伴い、地方交付税の対象税目から消費税を削除しようとするものであります。以上三法案については、いずれも必要な経過措置を定めております。なお、以上の措置に伴う減収額は平年度約五兆九千四百億圓と見込まれます。次に、税制再改革基本法案についてであります。

す。

本法律案は、消費税廃止を求める国民の意思にこたえらるとともに、不公平税制の是正を初め、公正公平な税制の実現のため、国民の理解と合意のもとに税制再改革を確実に円滑に進めることに資するために、税制再改革の趣旨、環境整備、基本原則及び基本方針を定めようとするものであります。同時に、再改革の具体的な手続として、国民税制改革協議会を設置することとしたしております。

第一に、税制再改革の趣旨であります。消費税が廃止されることを踏まえ、国民の合意と信頼の上に、改めて我が国の現在及び将来の経済社会に対応する税制を確立しようとするものであります。

第二に、税制再改革のための環境整備であります。

再改革が国民に理解され、確立される税制が国民の信頼を得るためには、行財政の改革が一層推進されること、社会保障に関する総合計画が策定され、高齢化社会における社会保障と国民負担のあり方について国民の合意形成が図られること等の環境整備がなされなければならないとするものであります。

第三に、税制再改革の基本原則であります。それは、一つには民主的手続による国民の合意に基づくこと、二つには税負担の公正公平を確保すること、三つには総合課税主義を基本とする応能負担原則を重視しつつ応益負担にも配慮し、直接税を主、間接税を従として、所得、資産、消費等の均衡ある税体系の構築を図ること、四つとして、安定した地方財政の確立を図り、分権、自治の発展に資すること、五つとして、税制の社会的再配分機能の向上に配慮して、活力ある福祉社会を支える税制を目指すこと。以上を五原則といたしております。

第四に、税制再改革の基本方針であります。まず、各種特例措置の抜本的整理合理化、納税環境の整備等により、税負担の不公平を払拭しようとする。

うとするものであります。所得税については、国民のプライバシー保護に十分留意し、国民の合意を前提にした納税者番号制度を検討することなどにより、総合課税を一層推進することを基本に軽減、簡素化を目指し、法人税法の国際化や経済構造の変化に対応する合理化、適正化を進めることといたしております。また、土地を初めとする資産性所得課税、資産課税の適正化、個別間接税の整理合理化及びサービス、流通に対する適正課税の検討によつて、所得、資産、消費等に対する均衡のとれた税体系の構築を目指しております。

第五に、国民税制改革協議会の設置であります。国民の参加と合意に基づく税制再改革を実現するため、学識経験者及び国民各層代表者の中から国会の承認を受けた五十名以内の委員で国民税制改革協議会を設置し、二年をめどに税制再改革の原則と方針に従い、具体的措置を調査審議することといたしております。その結果を内閣と国会に報告し、内閣と国会は速やかに報告に基づく所要の措置を講じて税制再改革を行うものであります。

なお、本法律案の附則において、現行の税制改革法は廃止することといたしており、この法律の施行に必要な費用は平年度約八千万円を見込んでおります。

続いて、消費税廃止に伴う代替財源の確保に資する五法案について御説明いたします。

本来、選挙で明らかになった国民多数の意思に基づいて、消費税は政府・与党の手によって廃止され、代替財源もまた、財政全体の中で調整すべき責務を政府は有しているものであります。議会の廃止立法に基づき、予算を編成し国会に提出することは、内閣固有の責任として憲法七十三条に明定されております。もし政府・与党において、消費税が廃止されれば国家財政に責任を持ってないというのであれば政権を放棄すべきであります。

私たちは、自民党にかわって代替財源を提示しているのではなく、国民に対して政策責任を明らかにするものであります。

かにするため代替財源を示しているものであります。また、野党の代替財源案に対し密室協議との批判が行われていますが、私たちの協議はその都度公開され、国民各層の批判や意見を謙虚に受け入れることによってまとめられ、合意に基づいて提案されているものであり、政府・与党がみずから公約した見直しのポイントすら明らかにせず、完全な密室の中にあることこそ強く批判されなければなりません。

さらに、政府の税制改革は本建築であり、野党の再改革構想は仮設建築であつて無責任とする論議がありますが、不法に建てられ、国民に入居を強制し、一方的に家賃を決める押しつけの税制改革を国民は自分の住む建築物として認めていないのであつて、一たん撤去の上、再構築の間、国民の求める改革の方向に沿いつつ、再改革を行うまでの暫定的財源措置を講ずることは国民に対する私たちの当然の責任であります。

消費税廃止に係る代替財源法案は五つの法律案から成つており、代替財源としては、法律案によらず政令改正に基づくもの、財政全体の調整の中で、歳入の見積りをもとに適正に行うことによつて財政に寄与するものを含めて措置することにより、消費税廃止に伴う収減は何ら財政上問題は生じないものであります。

まず第一に、法人税法等の一部を改正する法律案は、所得税について、有価証券譲渡益課税における源泉分離課税のみなし譲渡利益率五％を七％に引き上げ、これによりまして譲渡額の現行一％の税負担を一・四％とするともに、有価証券取引税について株券等の譲渡価額に対する税率を〇・三％より〇・四％に改めるなど税率の引き上げを行つております。

また、土地譲渡所得課税のうち、長短区分の保有期間を五年から十年の本則に戻し、また超短期譲渡所得に係る特例を延長することといたしております。

法人税におきましては、平成二年度に三七・五％に引き下げられる予定の法人税率の引き下げ

を凍結し、現行の四〇％を維持することとするほか、貸倒引当金の繰り入れ率を三年で三分の一程度圧縮すること、賞与引当金については、廃止を前提としつつ二年間で二〇％圧縮する等の引当金制度の改正を行うものであります。

また、受取配当金不算入の割合を現行八〇％から二年間で六〇％にすることといたしております。

さらに、外国税額控除制度につきましては、その計算上、国外所得限度割合を九〇％から八〇％に改めることとしております。

なお、貸倒引当金の圧縮措置と外国税額控除制度におきまして国外所得の限度割合につきましては、政令により定められており、私どもの提案は、趣旨を踏まえまして適切に対処されますよう、行政府に對して要請いたすものであります。

相続税と贈与税におきましては、それぞれ最高税率七五％を復活しております。

そのほか、酒税では、清酒アルコール分十五度以上十六度未満、一キロリットル当たりの税率を十三万三千七百円から十六万六千円に改める等の措置を講ずるとともに、たばこ税では、製造たばこ千本当たりの税率を三千二百六十六円から三千二百八十六円に改める等の措置を講じ、消費税廃止後も、酒、たばこにおいてその税負担額が変わらないよう調整をいたしております。

第二に、通行税法案についてありますが、航空機の旅客運賃等を課税標準とする税率一〇％の通行税を五％の税率で還元し、別途、租税特別措置法により、離島などの特別税率旧五％は三％としております。納税義務者は乗客とし、徴税義務者は旅客運送事業者等であり、料金とともに税金を徴収し、国に納付することとしております。

第三に、物品税法案は、旧物品税と同品目を課税対象とする物品税の還元であります。ダイヤや毛皮といった旧物品税の小売段階で課税されます第一種品目、一五％、一〇％のものについては、それぞれ小売価格を課税標準とし、ダイヤ等は一〇％、じゅうたん等は八％の税率としております。

す。納税義務者は販売業者であり、国に申告納付することとしております。

製造段階で課税されます自動車、家電製品などの第二種品目につきましては、三〇、二〇、一五、一〇、五％の旧物品税の原則五段階税率を、製造出荷価格を課税標準とし、八％、六％、四％の三段階税率に調整した上で還元しております。納税義務者は製造業者であり、国に申告納付することとしております。

第四に、入場税法案は、劇場等の入場に対し課税し、その入場料金に、税率一〇％の旧入場税を五％の税率で還元しております。また、免税点として、映画二千円、演劇等五千円等を設けております。納税義務者は興行場の経営者等であり、国に申告納付することとしております。

最後に、地方税法の一部を改正する法律案は、地方税におきまして電気税、ガス税等を還元しております。電気税は、課税標準の電気料金に、旧電気税率五％を調整して、免税点を旧三千六百円のままとし、三％の税率により課税し、納税義務者は電気の利用者とし、その納税の方法は、電力会社が料金とあわせて徴収し、市町村に申告納入する等としております。ガス税は、課税標準のガス料金に対し、旧免税点月額一万二千円を復活の上、二％の税率で課税するものであります。納税義務者はガスの利用者とし、その納税の方法は、ガス会社が料金とあわせて徴収し、市町村に申告納入する等としております。

また、特別地方消費税を改め、飲食及び宿泊等の利用行為の料金を課税標準とし、宿泊一万円、飲食五千円の免税点はそのまま据え置く等の措置を講じ、料理飲食等消費税を一〇％の税率で還元しております。納税義務者はその利用行為者であり、納税の方法は、飲食店の経営者等が料金とあわせて徴収し、都道府県に申告納入する等としております。

なお、ゴルフ場利用税を改め、娯楽施設利用税を旧フレーム、税率で復活しております。ゴルフ場等に係る税率の例では、一人一日千五百円であり

(第六二六号) (第六二七号) (第六二八号) (第六二九号) (第六三〇号) (第六三一号) (第六三二号) (第六三三号) (第六三四号) (第六三五号) (第六三六号) (第六三七号) (第六四〇号) (第六四一号) (第六四二号) (第六四三号) (第六四四号) (第六四五号) (第六四六号) (第六四七号) (第六四八号) (第六四九号) (第六五〇号) (第六五一号) (第六五二号) (第六五三号) (第六五四号) (第六五五号) (第六五六号) (第六五七号) (第六五八号) (第六五九号) (第六六〇号) (第六六一号) (第六六二号) (第六六三号) (第六六四号) (第六六五号) (第六六六号) (第六六七号) (第六六八号) (第六六九号) (第六七〇号) (第六七一号) (第六七二号) (第六七三号) (第六七四号) (第六七五号) (第六七六号) (第六七七号) (第六七八号) (第六七九号) (第六八〇号) (第六八一号) (第六八二号) (第六八三号) (第六八四号) (第六八五号) (第六八六号) (第六八七号) (第六八八号) (第六八九号) (第六九〇号) (第六九一号) (第六九二号) (第六九三号) (第六九四号) (第六九五号) (第六九六号) (第六九七号) (第六九八号) (第六九九号) (第七〇〇号)

七〇四号) (第七〇七号) (第七〇八号) (第七〇九号) (第七一二号) (第七一三号) (第七一八号) (第七一九号) (第七五〇号) (第七五二号) (第七五三号) (第七五五号) (第七六〇号) (第七六一号) (第七六二号) (第七六三号) (第七六四号) (第七六五号) (第七六六号) (第七六七号) (第七六八号) (第七六九号) (第七七〇号) (第七七一号) (第七七五号) (第七七七号) (第七七九号) (第七八〇号) (第七八一号) (第七八二号) (第七八四号) (第七八五号) (第七七八号) (第七七八九号) (第七七九〇号) (第七八〇五号) (第七八〇六号) (第七八〇七号) (第七八〇八号) (第七八〇九号) (第七八一〇号) (第七八一一号) (第七八一二号) (第七八一三号) (第七八一四号) (第七八一五号) (第七八一六号) (第七八一七号) (第七八一八号) (第七八二〇号) (第七八二四号) (第七八二六号) (第七八三七号) (第七八三八号) (第七八三九号) (第七八四〇号) (第七八四一号) (第七八四三三三) (第七八四五号) (第七八四六号) (第七八四七号) (第七八四九号) (第七八五一号) (第七八五五号) (第七八五七号) (第七八五八号) (第七八五九号) (第七八六〇号) (第七八六一号) (第七八六二号) (第七八六三三) (第七八六四号) (第七八六六号) (第七八七〇号) (第七八七二号) (第七八七七号) (第七八七九号) (第七八八〇号) (第七八八二号) (第七八八三三) (第七八八四号) (第七八八五号) (第七八八六号) (第七八八七号) (第七八八八号) (第七八八九号) (第七八九〇号) (第七八九一号) (第七八九三三) (第七八九五号) (第七八九六号) (第七八九八号) (第七八九九号) (第七九〇〇号) (第七九〇一号) (第七九〇二二) (第七九〇四号) (第七九〇五号) (第七九一一号) (第七九一二号) (第七九一三三) (第七九一五号) (第七九一六号) (第七九一七号) (第七九一八号) (第七九二二二) (第七九二四号) (第七九二五号) (第七九二六号) (第七九二七

[illegible][illegible]

号(第九四二号)(第一〇〇五号)(第一〇八九号)(第一一六三号)(第二二五五号)(第二二九六号)

、消費税法廃止に関する請願(第一四二号)
 (第三三六号)(第二七三号)(第二九四号)(第三〇〇号)(第三〇一号)(第三六六号)(第三八〇号)(第四一二号)(第四五五号)(第四六一号)(第四八〇号)(第五一二号)(第五二四号)(第五四一号)(第五七八号)(第六三八号)(第六六一号)(第七一一号)(第七八三号)(第八九四号)(第九二一号)(第九五〇号)(第一〇三三三号)(第一〇五一号)(第一一一号)(第一二二九号)(第一二四号)(第一二三八号)

消費税法の即時廃止に關する請願(第二九
九号)(第三一二号)(第三三二二号)(第三四三
号)(第三六七号)(第三七〇号)(第三七六号)
(第三九八号)(第四五四号)(第五四〇号)(第
五五六号)(第五六一号)(第六〇〇号)(第七〇
二号)(第八五二号)(第一〇四九号)(第一〇六
四号)(第一〇八七号)(第一一〇九号)(第一
一二号)(第一二四号)(第一二三二号)(第一
一八〇号)(第一八五号)(第一八九号)(第
一一九一号)(第一二二〇号)(第一二三五号)
(第一二三八号)(第一三三九号)(第一三〇五
号)(第一三二一号)

二、消費税の廃止、国民本位の税制改革に関する請願(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)

、医療や福祉に打撃を与える消費税廃止に関する請願(第九五四号)(第二一九四号)(第二四七号)(第一三二二号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第一二七号)(第一一一七号)(第一二二三号)(第一二六七号)

二、消費税撤廃に関する請願(第一三三八号)

〔請願の内容は本号（その二）に掲載〕

平成元年十一月十四日印刷

平成元年十一月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

第百十六回 参議院税制問題等に関する特別委員会会議録第二号(その二)

〔本号(その二)参照〕

消費税法を廃止する法律案

消費税法を廃止する法律

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

(旧消費税法に規定する経過措置の効力)

第二条 この法律による廃止前の消費税法(以下「旧消費税法」という。)附則第二十一条から第二十七条まで、第三十三条、第三十五条、第三十八條、第四十条、第四十二条、第四十四条、第四十九条、第五十一条、第五十三条、第五十六條、第五十八條、第六十一条及び第六十五條(消費税の創設による関係法律の改廃に伴う経過措置)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(消費税法の廃止に伴う一般的経過措置)

第三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に国内(旧消費税法第二条第一項第一号(定義)に規定する国内をいう。以下この条並びに附則第十条、第十一條、第十四條及び第十五條において同じ。)において事業者同項第四号に規定する事業者をいう。以下この条並びに附則第五条、第六條、第九條から第十一條まで、第十四條及び第十五條において同じ。)が行った資産の譲渡等(同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。附則第五条から第八條まで及び第十七條において同じ。)及び施行日前に国内において事業者が行った課税仕入(同項第十二号

に規定する課税仕入れをいう。附則第八條、第十條から第十三條まで及び第十七條において同じ。)並びに施行日前に保税地域(同項第二号に規定する保税地域をいう。附則第十條から第十三條まで及び第十七條において同じ。)から引き取られた外国貨物(同項第十号に規定する外国貨物をいう。)に係る消費税については、なお従前の例による。

(継続供給等に係る課税資産の譲渡等に関する経過措置)

第四条 継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信業務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号(定義)に規定する電気通信業務をいう。)で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等(旧消費税法第二条第一項第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この条並びに附則第十二條から第十五條まで及び第三十七條において同じ。)で施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定されるもの(当該料金の支払を受ける権利の確定される日が平成二年四月三十日以前であるものでその直前の料金の支払を受ける権利が確定した日が同年三月一日以前であるもの(以下この条において「特定継続供給等」に係る課税資産の譲渡等」という。))にあつては、当該確定されたもののうち、政令で定める部分)については、当該確定された料金(特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定された料金のうち当該政令で定める部分)に対応する部分に限る。)に係る課税資産の譲渡等は、施行日に行われたものとみなす。

(割賦販売等に係る資産の譲渡等に関する経過措置)

第五条 事業者が施行日前に割賦販売等(旧消費税法第十五条第一項(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)に規定する割賦販売等をいう。以下この条において同じ。)の方法により行った資産の譲渡等(旧消費税法第十五條の規定の適用を受ける割賦販売等にあつては、同條の規定により施行日に行われたものとされる資産の譲渡等に限る。)に係る消費税については、なお従前の例による。

(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等に関する経過措置)

第六条 事業者が施行日前に延払条件付販売等(旧消費税法第十六條第一項(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)に規定する延払条件付販売等をいう。以下この条において同じ。)の方法により行った資産の譲渡等(旧消費税法第十六條の規定の適用を受ける延払条件付販売等にあつては、同條の規定により施行日前行われたものとされる資産の譲渡等に限る。)に係る消費税については、なお従前の例による。

(長期工事の請負に係る資産の譲渡等に関する経過措置)

第七条 旧消費税法第十七條第一項(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例)の規定により施行日の前日までに終了する課税期間(附則第九條第一項の規定の適用がないものとした場合における旧消費税法第十九條(課税期間)に規定する課税期間をいう。)において行ったものとされる資産の譲渡等に係る消費税については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等に関する経過措置)

第八条 旧消費税法第十八條第一項(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例)に規定

する個人事業者において資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日又は課税仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日前である場合の当該資産の譲渡等又は課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。

(課税期間の特例等)

第九条 平成二年三月三十一日の属する課税期間(旧消費税法第十九條(課税期間)に規定する課税期間をいう。第三項、次条及び附則第十六條において同じ。)については、旧消費税法第十九條の規定にかかわらず、同日までの期間とする。

2 事業者の旧消費税法第四十二條第一項(課税資産の譲渡等についての中間申告)の規定による申告書の提出期限が施行日以後である場合の当該申告書については、同項の規定にかかわらず、その提出は要しないものとする。

3 第一項の規定により平成二年三月三十一日までの期間とされる課税期間に係る個人事業者(旧消費税法第二条第一項第三号(定義)に規定する個人事業者をいう。附則第十四條第一項及び第十五條第一項において同じ。)の旧消費税法第四十五條第一項(課税資産の譲渡等についての確定申告)の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同年六月三十日とする。

(この法律の施行後に仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措置)

第十条 事業者(旧消費税法第九條第一項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定の適用があるものとした場合において消費税を納める義務が免除される事業者となるものを除く)は、施行日前に国内において行った課税仕入れにつき、施行日から平成三年三月三十一日まで

の間(以下この条において「経過期間」という。)
において返品をし、又は値引き若しくは割引し
を受けたことにより、当該課税仕入れに係る支
払対価の額(旧消費税法第三十条第二項(仕入れ
に係る消費税額の控除)に規定する課税仕入れ
に係る支払対価の額をいう。以下この項におい
て同じ。)の全部若しくは一部の返還又は当該課
税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その
他の債務の額の全部若しくは一部の減額(以下
この条において「仕入れに係る対価の返還等」と
いう。)を受けた場合には、同年五月三十一日ま
でに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該
各号に定める金額を記載した申告書を税務署長
に提出しなければならない。

一 当該事業者が平成二年三月三十一日の属す
る課税期間における旧消費税法第三十条第一
項の規定により控除される課税仕入れ等の税
額(同条第二項に規定する課税仕入れ等の税
額をいう。)の合計額(以下この条並びに附則
第十二条及び第十三条において「仕入れに係
る消費税額」という。)の計算につき旧消費税
法第三十条第二項の規定の適用がなかった場
合 経過期間において仕入れに係る対価の返
還等を受けた金額に係る消費税額(当該支払
対価の額につき返還を受けた金額又は当該減
額を受けた債務の額に百三分の三を乗じて算
出した金額をいう。次号において同じ。)の合
計額

二 当該事業者が平成二年三月三十一日の属す
る課税期間における仕入れに係る消費税額の
計算につき旧消費税法第三十条第二項の規定
の適用があった場合 経過期間において仕入
れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消
費税額の合計額に当該課税期間に係る課税売
上割合を乗じて計算した金額(同条第三項本
文の規定の適用があった場合には、同項に規
定する承認に係る割合を用いて計算した金
額。第三項第二号において同じ。)

2

相続により被相続人の事業を承継した相続人

が被相続人により施行日前に行われた課税仕入
れにつき経過期間において仕入れに係る対価の
返還等を受けた場合には、その相続人が施行日
前に行った課税仕入れにつき仕入れに係る対価
の返還等を受けたものとみなして、前項の規定
を適用する。

3 事業者(旧消費税法第九条第一項本文の規定
の適用があるものとした場合において消費税を
納める義務が免除される事業者となるものを除
く。)は、施行日前に保税地域から引き取った課
税貨物(旧消費税法第二十一条第一号(定
義)に規定する課税貨物をいう。以下この条か
ら附則第十三条まで及び第十七条において同
じ。)に係る消費税額の全部又は一部につき、他
の法律の規定により、経過期間において還付を
受ける場合には、平成三年五月三十一日まで
に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各
号に定める金額を記載した申告書を税務署長に
提出しなければならない。

一 当該事業者が平成二年三月三十一日の属す
る課税期間における仕入れに係る消費税額の
計算につき旧消費税法第三十条第二項の規定
の適用がなかった場合 保税地域から引き取
った課税貨物につき経過期間において還付を
受ける消費税額(附帯税(旧消費税法第二条第
一項第十八号に規定する附帯税をいう。)の額
に相当する額を除く。次号において同じ。)の
合計額

二 当該事業者が平成二年三月三十一日の属す
る課税期間における仕入れに係る消費税額の
計算につき旧消費税法第三十条第二項の規定
の適用があった場合 保税地域から引き取
った課税貨物につき経過期間において還付を受
ける消費税額の合計額に当該課税期間に係る
課税売上割合を乗じて計算した金額
相続により被相続人の事業を承継した相続人
が被相続人により施行日前に保税地域から引き
取られた課税貨物に係る消費税額の全部又は一
部につき、他の法律の規定により、経過期間に

において還付を受ける場合には、その相続人が施
行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係
る消費税額の全部又は一部につき還付を受ける
ものとみなして、前項の規定を適用する。

5 第二項の規定は合併により事業を承継した合
併法人(旧消費税法第二条第一項第五号に規定
する合併法人をいう。以下この項並びに附則第
十四条第四項及び第十五条第七項において同
じ。)が被合併法人(旧消費税法第二条第一項第
六号に規定する被合併法人をいう。以下この項
及び附則第十五条第七項において同じ。)により
施行日前に行われた課税仕入れにつき経過期間
において仕入れに係る対価の返還等を受けた場
合について、前項の規定は合併により事業を承
継した合併法人が被合併法人により施行日前に
保税地域から引き取られた課税貨物に係る消費
税額の還付を経過期間において受ける場合につ
いて、それぞれ準用する。

6 第一項又は第三項の規定による申告書を提出
した者は、平成三年五月三十一日までに、当該
申告書に記載した消費税額に相当する消費税を
国に納付しなければならない。

7 この条並びに附則第十四条及び第十五条にお
いて、「相続」には包括遺贈を含むものとし、「被
相続人」には包括受遺者を含むものとし、「被
相続人」には包括遺贈者を含むものとする。
(課税売上割合が著しく変動した場合の調整対
象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調
整に関する経過措置)
第十一条 事業者が施行日前に国内において行
った調整対象固定資産(旧消費税法第二条第一
項第十六号(定義)に規定する調整対象固定資
産をいう。以下この条から附則第十三条までにお
いて同じ。)の課税仕入れ又は施行日前に行った調
整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域
からの引取りについては、旧消費税法第三十三
条(課税売上割合が著しく変動した場合の調整
対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の
調整)の規定にかかわらず、同条の規定は適用

しない。
(課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用
に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整
に関する経過措置)
第十二条 旧消費税法第三十条第二項第一号(仕
入れに係る消費税額の控除)に定める方法によ
り課税資産の譲渡等により必要とする課税仕入れ
又は課税貨物として仕入れに係る消費税額が計算
されたものに係る調整対象固定資産が施行日前
に同号に規定するその他の資産の譲渡等に係る
業務の用に供された場合における当該調整対象
固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整
については、なお従前の例による。

2 旧消費税法第三十条第二項第一号に定める方
法により課税資産の譲渡等により必要とする課税仕
入れ又は課税貨物として仕入れに係る消費税額
が計算されたものに係る調整対象固定資産が施
行日以後に同号に規定するその他の資産の譲渡
等に係る業務の用に供された場合における当該
調整対象固定資産の課税仕入れ又は保税地域か
らの引取りについては、旧消費税法第三十四条
(課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用
に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調
整)の規定にかかわらず、同条の規定は適用し
ない。
(非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用
に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整
に関する経過措置)
第十三条 旧消費税法第三十条第二項第一号(仕
入れに係る消費税額の控除)に定める方法によ
り同号に規定するその他の資産の譲渡等により必
要とする課税仕入れ又は課税貨物として仕入れ
に係る消費税額がないこととされたものに係る調
整対象固定資産が施行日前に課税資産の譲渡等
に係る業務の用に供された場合における当該調
整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額
の調整については、なお従前の例による。

2 旧消費税法第三十条第二項第一号に定める方
法により同号に規定するその他の資産の譲渡等

にのみ要する課税仕入れ又は課税貨物として仕入れに係る消費税額がないこととされたものに係る調整対象固定資産が施行日以後に課税資産の譲渡等に係る業務の用に供された場合における当該調整対象固定資産の課税仕入れ又は保税地域からの引取りについては、旧消費税法第三十五条（非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整）の規定にかかわらず、同条の規定は適用しない。

（この法律の施行後に売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額に関する経過措置）

第十四条 事業者（旧消費税法第九条第一項本文（小規模事業者に係る納税義務の免除）の規定の適用があるものとした場合において消費税を納める義務が免除される事業者となるものを除く）は、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等（旧消費税法第七条第一項（輸出免税等）、第八条第一項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く）につき、施行日以後に返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額（旧消費税法第二十八條第一項（課税標準）に規定する対価の額をいう。）と当該対価の額に百分の三を乗じて算出した金額との合計額（以下この項及び次条において「税込価額」という。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額（以下この条において「売上げに係る対価の返還等」という。）をした場合には、附則第十六條第一項の規定による還付を受けるため、平成二年六月一日（個人事業者にあつては、同年七月一日）以後に、当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百分の三を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を記載した申告書を税務署長に提出

出することができる。

2 前項の規定は、事業者が当該売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合、この限りでない。

3 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により施行日前に行われた課税資産の譲渡等につき施行日以後に売上げに係る対価の返還等をした場合には、その相続人が施行日前に行った課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をしたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人について準用する。

（この法律の施行後の貸倒れに係る消費税額に関する経過措置）

第十五条 事業者（旧消費税法第九条第一項本文（小規模事業者に係る納税義務の免除）の規定の適用があるものとした場合において消費税を納める義務が免除される事業者となるものを除く）は、施行日前に国内において課税資産の譲渡等（旧消費税法第七条第一項（輸出免税等）、第八条第一項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く）を行つた場合において、施行日以後に当該課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権につき会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の規定による更生計画認可の決定により債権の切捨てがあつたことその他これに準ずるものとして政令で定める事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなったときは、次条第一項の規定による還付を受けるため、平成二年六月一日（個人事業者にあつては、同年

七月一日）以後に、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額（当該税込価額に百分の三を乗じて算出した金額をいう。第三項において同じ。）の合計額を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

2 前項の規定は、事業者が大蔵省令で定めるところにより同項に規定する債権につき同項に規定する事実が生じたことを証する書類を保存しない場合には、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けた同項の事業者又は旧消費税法第三十九条第一項（貸倒れに係る消費税額の控除等）の規定の適用を受けた同項の事業者がこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収を施行日以後にした場合には、当該事業者は、当該領収をした日の翌日から二月以内に、当該領収をした税込価額に係る消費税額を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した消費税額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

5 相続により当該相続に係る被相続人の事業を承継した相続人がある場合において、当該被相続人により施行日前に行われた課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権について当該相続があつた日以後及び施行日以後において第一項の規定が適用される事実が生じたときは、その相続人が当該課税資産の譲渡等を行ったものとみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

6 相続により当該相続に係る被相続人の事業を承継した相続人が当該被相続人について第一項又は旧消費税法第三十九条第一項の規定が適用された課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は

一部を領収した場合には、その相続人がこれらの規定の適用を受けたものとみなして、第三項及び第四項の規定を適用する。

7 前二項の規定は、合併により当該合併に係る被合併法人から事業を承継した合併法人について準用する。

（この法律の施行後の売上げに係る対価の返還等及び貸倒れに係る還付）

第十六条 附則第十四条第一項又は前条第一項の規定による申告書の提出があつた場合には、税務署長は、これらの申告書を提出した者に対し、当該申告書に記載された消費税額に相当する消費税を還付する。

2 前項の規定による還付金については還付加算金（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金をいう。次項において同じ。）を計算する場合に、その計算の基礎となる同条第一項の期間、附則第十四条第一項又は前条第一項の規定による申告書の提出があつた日の属する月の末日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當（同法第五十七条第一項（充當）の規定による充當をいう。以下この条において同じ。）をする日（同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

3 第一項の規定による還付金を旧消費税法第四十五条第一項（課税資産の譲渡等についての確定申告）に規定する申告書に係る課税期間の消費税で未納のもの又は附則第十条第一項若しくは第三項又は前条第三項に規定する申告書に記載された消費税額に相当する消費税で未納のものに充當する場合には、その還付金のうちその充當する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充當される部分の消費税については、延滞税を免除するものとする。

（国及び地方公共団体に対する特別に関する経過措置）

第十七条 旧消費税法第六十条第二項(国、地方

公共団体等に対する特例)の規定により平成元年度の会計年度の末日に行われたものとされる資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに定めるものは、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第二十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第一条の条名を削る。

(郵便法の一部改正)

第二十一条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九十三条から第九十五条までを削る。

(郵便法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

(相続税法の一部改正)

第二十三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「消費税を削る。

(公営住宅法の一部改正)

第二十四条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「地代」及び「地代」に改

め、「及び公課」を削る。

第十三条第三項中「地代に相当する額及び公課を」及び「地代に相当する額」に改める。

(税理士法の一部改正)

第二十五条 税理士法(昭和二十六年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

ニ 酒税法

第八条第一項第四号中「消費税」を削る。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定の施行前に消費税法について税理士法第七條第一項(試験科目の一部の免除)に規定する基準以上の成績を得た者で同項に規定する申請を行うものに対する前条の規定による改正後の同法第六條第一号(試験の目的及び試験科目)の規定の適用については、同号中「酒税法」とあるのは、「消費税法又は酒税法のいずれか一科目」とする。

2 施行日において消費税の賦課又は消費税に関する法律の立案に関する事務に従事した期間を有する者に対する前条の規定による改正後の税理士法第八條第一項第四号(試験科目の一部の免除)の規定の適用については、同号中「若しくは」とあるのは「消費税若しくは」と、「期間」とあるのは「期間(消費税に関する当該事務に従事した期間に限る。)」とする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「消費税法(昭和六十三年法律第百

八号)を削る。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

第二十一条第一項中「第七條及び」「消費税」「資産」及び「第七條第一項各号」を削り、同条第二項中「規定する資産、揮発油」を「規定する揮発油」に改め、「第七條第一項各号」を削り、「当該資産、揮発油」を「当該揮発油」に改め、「第七條第一項」及び「消費税額」を削り、「相当する消費税、揮発油税」を「相当する揮発油税」に、「当該消費税、揮発油税」を「当該揮発油税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(次項及び附則第三十九條第二項において「旧所得税法等特例法」という。)の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった消費税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に旧所得税法等特例法第七條第一項(消費税法の特例)の規定により消費税の免除を受けた資産については、旧所得税法等特例法第十一條(免税物品の譲渡禁止等)の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十九条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及

び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「消費税法(昭和六十三年法律第百八号)を削る。

第七条中「消費税」を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(次項及び附則第三十九條第三項において「旧関税法等特例法」という。)の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった消費税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に旧関税法等特例法第七條(内国消費税の免除)の規定により消費税の免除を受けて輸入された物品は、前条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(以下この項及び附則第三十九條第三項において「新関税法等特例法」という。)第七條の規定により内国消費税の免除を受けて輸入された物品とみなして、新関税法等特例法第八條(関税及び内国消費税の徴収)の規定を適用する。

(会社更生法の一部改正)

第三十一条 会社更生法の一部を次のように改正する。

第百九條中「消費税」を削る。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 この附則の規定によりなお従前の例

によることとされる消費税並びに附則第十條第六項及び第十五條第四項の規定により納付しな

ければならないこととされる消費税については、前条の規定による改正前の会社更生法第百

十九條（源泉徴収所得税等）の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第三十三条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第八十六条中「消費税及び」を削る。

（関税法の一部改正）

第三十四条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項第二号中「消費税法等」を「酒税法等」に改める。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 旧消費税法に違反した者に係る前条の規定による改正後の関税法第二十四条第二項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定による許可については、なお従前の例による。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第三十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）」を削る。

第二条第一項中、「消費税」を削り、同項第二号中「第五條第三項本文」を「第五條第一項本文」に改め、同条第二項を削る。

第四条第二項中、「消費税法」を削る。

第五条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とし、第五項及び第六項を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条 前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（以下この条において「旧協定特例法」という。）の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった消費税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下この条において「相互防衛援助協定」という。）第六條の規定により消費税の免除を受けて輸入された資材等（旧協定特例法第二條第一項（関税等を徴収する場合）に規定する資材等をいう。第四項において同じ。）又はこれについて加工し、若しくはこれを原料として製造してできた製品については、旧協定特例法第二條第一項の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3 前条の規定の施行前に行われた課税資産の譲渡等についての相互防衛援助協定第六條の規定による消費税の免除については、旧協定特例法第二條第二項の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

4 前条の規定の施行前に相互防衛援助協定第六條の規定により消費税の免除を受けて調達された資材等又は製品等（旧協定特例法第四條第一項（免税輸入資材等の譲受けの制限等）に規定する製品等をいう。）の譲受けについては、旧協定特例法第五條第一項、第二項、第五項及び第六項（免税調達資材等の譲受けの制限等）の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第三十八条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）」を削る。

第三条第一項中、「消費税法」を削り、同条第二項中「第七條第一項第一号」、「消費税」及び「資産」を削り、「免税物品等」を「免税物品」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条 前条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（以下この条において「旧国連軍特例法」という。）の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった消費税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に旧国連軍特例法第三條第一項（所得税法の特例）において準用する旧所得税法等特例法第七條第一項（消費税法の特例）の規定により消費税の免除を受けた資産については、旧国連軍特例法第三條第二項の規定（同項において準用する旧所得税法等特例法第十一條（免税物品等の譲渡禁止等及び違反した場合の罰則）の規定を含む。）は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3 前条の規定の施行前に旧国連軍特例法第四條（関税法の特例）において準用する旧関税法等特例法第七條（内国消費税の免除）の規定により消費税の免除を受けて輸入された物品は、前条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（以下この項において「新国連軍特例法」という。）第四條において「新国連軍特例法」という。）第四條において準用する新関税法等特例法第七條の規定により内国消費税の免除を受けて輸入された物品とみなして、新国連軍特例法第四條の規定を適用する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第四十条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）」を削り、「消費税法等」を「酒税法等」に改める。

第二条第一号中「消費税法等」を「酒税法等」に改め、「消費税」を削り、同条第二号中「消費税法第二條第一項第十一号（定義）に規定する課税貨物」を削る。

第五条の見出し中「引取り等」を「引取り」に改め、同条第一項中「消費税法等」を「酒税法等」に改め、同条第二項を削る。

第六条第一項、第二項及び第四項、第七條第一項並びに第十條第一項及び第四項中「消費税法等」を「酒税法等」に改める。

第十三條第一項及び第二項を削り、同条第三項中「免除されるもの」の下に「（関税が無税とされている物品については、当該物品に関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。）を加え、（消費税を除く。）」を削り、同項第一号中「第九号まで」の下に「（無条件免税）を加え、同項第二号中「第九号」の下に「（特定用途免税）を加え、同項第三号中「各号」の下に「（外交官用貨物等の免税）を加え、同項第四号中「第十一号まで」の下に「（再輸出免税）を加え、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第一項第四号又ははを削り、同項を同条第二項とし、同条第五項中「若しくはは第四号又はは第三項第二号第三号若しくはは第四号」を「又はは第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「若しくはは第四号又はは第三項第二号、第三号若しくはは第四号」を「又はは第四号」に改め、同項を同条第四項とする。

第十五條の二及び第十五條の三を削る。

第十六條第一項中「消費税法第四條第五項本

文」を削り、同条第三項及び第四項中「控除又は」を削り、同条第五項中「消費税法等」を「酒税法等」に改め、同条第六項中第十三条第三項」を「第十三条第一項」に改める。

第十六条の二を削る。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十一条 前条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「旧輪徴税法」という。)の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった消費税については、なお従前の例による。

2 旧輪徴税法第二条第二号(定義)の課税物品に該当し、前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項において「新輪徴税法」という。)第二条第二号の課税物品に該当しないこととなったものに対する消費

税の還付については、なお従前の例による。

3 旧輪徴税法の規定の適用を受けて前条の規定の施行前に保税地域から引き取られた課税物品は、新輪徴税法の規定の適用を受けて保税地域から引き取られた課税物品とみなして、新輪徴税法第十一条第三項(保税運送等の場合の免税)、第十二条第四項(船用品又は機用品の積込み等の場合の免税)又は第十三条第五項(免税等)の規定を適用する。

4 旧輪徴税法第十五条の三第一項(再輸出される課税物品に係る消費税の軽減)の規定によりその輸入の際に消費税の軽減を受けた課税物品については、同条第二項の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部改正)

第四十二条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中

第六章 消費税法の特例

第一節 消費税法の特例(第八十五条・第八十六条の五)を「第六章 酒税法の特例

(第八十五条―第八十七条の二)に、「第二節の二」を「第二節」に改める。

第一条中「消費税、酒税」を「酒税」に改め、「申告書の提出期限」及び「消費税法(昭和六十三年法律第八号)」を削る。

第六章 酒税法の特例

第一節 酒税法の特例

第八十五条及び第八十六条を次のように改める。

第八十五条及び第八十六条 削除

第八十六条の二から第八十六条の五までを削る。

「第二節 酒税法の特例」を削る。

第八十七条の二第一項中「外航船等」を「本邦と外国との間を往来する本邦の船舶(これ

れたものが、最初に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(政令で定めるところにより当該外航船等が入港している港の所在地の所轄税関長の承認を受けて、他の外航船等に積み換えられる場合その他政令で定める場合を除く)には、当該酒類の所持者が関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される当該各号に定める酒類を保税地域から引き取るものとみなして、酒税法を適用する。この場合において、当該酒類に係る酒税の納税地は、当該酒類が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とする。

一 本邦において陸揚げ又は取卸し(積換えを含む。以下この号において同じ。)がされる場合 その陸揚げ又は取卸しがされる酒類

二 当該外航船等が外航船等でなくなる時に当該外航船等に現存する場合 その現存する酒類

第六章中第二節の二を第二節とする。

第八十八条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた製造たばこのうち製造たばこの製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同条第二項中「酒税法」とあるのは「たばこ税法」と読み替へるものとする。

(国税徴収法の一部改正)

第四十三条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 酒税等 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税をいう。

第十一条(見出しを含む)及び第二十六条第一号中「消費税等」を「酒税等」に改める。

第三十六条中「以下この条、」を削り、「第二号に定める者にあつては同号に規定する貸付けに係る財産(取得財産を含む)、第三号」を「第二

号」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第百五十八条第一項中「消費税等(消費税を除く。)」を「酒税等」に改める。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 前条の規定による改正前の国税徴収法の規定により同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった消費税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正)

第四十五条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 酒税等 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税をいう。

第二条第九号中「(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第一条第一項第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等に係る消費税(以下「課税資産の譲渡等に係る消費税」という。))については、同法第十九条(課税期間)に規定する課税期間」を削る。

第十五条第二項第六号中「消費税等」を「酒税等」に改め、「課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等をいう)をした時又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第二十一条第二項中「課税資産の譲渡等に係る消費税」を削り、同条第四項中「引取りに係る消費税等」を「申告酒税等」に、「申告消費税等」を「申告酒税等」に、「当該消費税等」を「当該酒税等」に改める。

第二十三条第六項中「申告消費税等」を「申告酒税等」に改める。

第三十条第二項中「課税資産の譲渡等に係る消費税」を削り、同条第四項中「申告消費税等」を「申告酒税等」に、「当該消費税等」を「当該酒税等」に改める。

第三十三条第二項中「課税資産の譲渡等に係る消費税」を削り、同条第三項中「消費税等」

を「酒税等」に改める。

第三十六條第二項中「消費税等」を「酒税等」に改める。

第三十八條第三項中「次に掲げる」を「納税義務の成立した」に改め、同項各号を削る。

第三十九條の見出し中「消費税等」を「酒税等」に改め、同条第一項中「消費税等（消費税を除く。以下この条において同じ。）を「酒税等」に、「につき消費税等」を「につき酒税等」に、「その消費税等」を「その酒税等」に改め、同条第二項及び第三項中「消費税等」を「酒税等」に改める。

第四十三條第一項中「消費税等」を「酒税等」に改め、同条第二項中「課税資産の譲渡等に係る消費税」を削る。

第四十五條中「消費税等」を「酒税等」に改める。

第四十六條第一項中「第三号」を「第二号」に改め、同項第一号中「消費税及び」を削り、「消費税等」を「酒税等」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第六十條第二項中「消費税等」を「酒税等」に改める。

第六十五條第三項第二号中「法人税又は消費税」又は「法人税」に改め、同号ニを削る。

第六十八條第四項中「消費税等（課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。）を「酒税等」に改める。

第八十五條第一項及び第八十六條第一項中「課税資産の譲渡等に係る消費税」を削る。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六條 前条の規定による改正前の国税通則法の規定により同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった消費税については、なお従前の例による。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第四十七條 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十一年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七條第十一項を削る。

（自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正）

第四十八條 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中、消費税法（昭和六十三年法律第八号）を削る。

第二条第三号中「及び消費税」を削る。

第三条中「及び消費税（以下「輸入税」という。）を削る。

第四条（見出しを含む）、第五条の見出し及び同条第一項、第七條第三項及び第四項、第八條第一項及び第三項並びに第十條中「輸入税」を「関税」に改める。

（自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十九條 前条の規定による改正前の自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の規定により同条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった消費税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に輸入された車又は車両修理用の部分品について免除を受けた消費税は、同条の規定による改正後の自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第四條（関税の徴収）に規定する関税とみなして、同条及び同法第五條（関税の軽減等）の規定を適用する。

（砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正）

第五十條 砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「金額」を「金額並びに」に改め、「並びに消費税の額に相当する金額」を削る。

（コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正）

第五十一條 コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和六十三年法律第五十四号）及び消費税法（昭和六十三年法律第八号）を「及び関税法（明治四十三年法律第五十四号）」に改める。

第三条中「及び消費税（以下「輸入税」という。）を削り、「輸入税」を「関税」に改める。

第四条 第五條（見出しを含む）、第六條第二項及び第九條中「輸入税」を「関税」に改める。

第二十一條中「及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第二十六條の規定」を削る。

（コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正）

第五十二條 前条の規定による改正前のコンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和六十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「消費税法（昭和六十三年法律第八号）」に規定する消費税及びを削り、同条第六項中「第一項中「及びたばこ税法」を「第一項中「たばこ税法」に、「とあるのは、たばこ税法を」とあるのは「たばこ税法」に改める。

の特例に関する法律第四條（免税コンテナ等の用途外使用の制限）に規定する関税とみなして、同条並びに同法第五條（用途外使用等の場合の関税の徴収）、第十八條、第二十條（罰則）及び第二十一條（犯則事件の調査及び処分）の規定を適用する。

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第五十三條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第八十五條第一項中「消費税及び」を削る。

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十四條 沖繩県の区域から出域する旅客が個人的用途に供するため前条の規定の施行前に当該区域において購入した物品に係る消費税の払戻しについては、なお従前の例による。

（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正）

第五十五條 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「消費税法（昭和六十三年法律第八号）」を削る。

（たばこ事業法の一部改正）

第五十六條 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「消費税法（昭和六十三年法律第八号）」に規定する消費税及びを削り、同条第六項中「第一項中「及びたばこ税法」を「第一項中「たばこ税法」に、「とあるのは、たばこ税法を」とあるのは「たばこ税法」に改める。

この法律の施行により歳入減となる見込額この法律の施行により歳入減となる額は、平年度約五兆九千四百億円の見込みである。

消費譲与税法を廃止する法律案

消費譲与税法を廃止する法律

消費譲与税法(昭和六十二年法律第百十一号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成元年度及び平成二年度の消費税法を廃止する法律(平成元年法律第 号)による廃止前の消費税法(昭和六十二年法律第百八号)及び消費税法を廃止する法律附則の規定による消費税の収入額の五分の一に相当する額については、この法律による廃止前の消費譲与税法(以下「旧法」という。)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定による平成二年度分の消費譲与税は、旧法第四条第一項の表及び附則第二条第六項の規定にかかわらず、平成二年三月から五月までの間の収納に係る平成元年度の消費税の収入額の五分の一に相当する額と平成二年度の消費税の収入額の見込額の五分の一に相当する額との合算額から同年三月における同年三月から五月までの間に収納すべき消費税の収入額の見込額の五分の一に相当する額を控除した額を、自治省令で定める時期に譲与する。この場合において、旧法附則第二条第二項及び第四項の規定は適用しない。

3 平成元年度分の消費譲与税につき平成二年三月に譲与すべき額を旧法附則第二条第九項の規定に基づいて算定した場合における前項の規定の適用については、同項中「平成二年三月から五月まで」とあるのは「平成二年二月から五月まで」と、「同年三月から五月まで」とあるのは「同年二月から五月まで」とする。

4 平成二年度の消費税の収入額の見込額の五分の一に相当する額と同年度の消費税の収入額の

五分の一に相当する額との差額に相当する額は、平成二年度分の消費譲与税の譲与の例により、平成三年度中において、自治省令で定める時期に譲与する。

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中、「消費譲与税」を削る。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定による消費譲与税については、前条の規定による改正前の地方財政法の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(地方交付税法の一部改正)

第五条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中、「当該道府県の消費譲与税の収入見込額の百分の八十の額」、「当該市町村の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額」及び「当該指定市の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、同条第三項の表道府県の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十八号までを一ずつ繰り上げる。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項中「当該道府県の地方道路譲与税」とあるのは「当該道府県の消費譲与税(消費譲与税法を廃止する法律(平成元年法律第 号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法によ

る廃止前の消費譲与税法(昭和六十二年法律第百十一号)の規定による消費譲与税をいう。以下同じ。の収入見込額の百分の八十の額、当該道府県の地方道路譲与税」と、「当該市町村の特別とん譲与税」とあるのは「当該市町村の消費

府県の項中」十三 地方道路譲与税 前年度の地方道路譲与税の譲与額

消費譲与税 当該年度の消費譲与税の譲与見込額として自治大臣が定める額

道路譲与税 前年度の地方道路譲与税の譲与額

中」十二 特別とん譲与税 前年度の特別とん譲与税の譲与額」とあるのは

税 当該年度の消費譲与税の譲与見込額として自治大臣が定める額

税 前年度の特別とん譲与税の譲与額

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第七条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中、「消費譲与税に充てられる消費税」及び「消費譲与税法(昭和六十二年法律第百十一号)による消費譲与税の譲与金」を削る。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定による消費譲与税に充てられる消費税の収入並びに同項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法及び同条第四項の規定による消費譲与税の譲与金については、前条の規定による改正前の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(自治省設置法の一部改正)

第九条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十五号から第三十七号までの規定

譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の特別とん譲与税と、「当該指定市の特別とん譲与税」とあるのは「当該指定市の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の特別とん譲与税」とし、同条第三項の表道

十二の二

十三 地方

と、同表市町村の項

十一の二 消費譲与

十二 特別とん譲与

中「消費譲与税」を削る。

第五条第三十三号中「消費譲与税」を削り、同条第三十四号中「都道府県及び市町村に譲与すべき消費譲与税」を削る。

第十条第四号の二中「都道府県及び市町村に譲与すべき消費譲与税」を削る。

(自治省設置法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定による消費譲与税については、前条の規定による改正前の自治省設置法の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「消費税(消費譲与税に係るものを除く。以下同じ。)」を削る。

第六条第一項中、「消費税の収入額の百分の二十四」を削り、同条第二項中、「消費税の収入見込

額の百分の二十四」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成元年度及び平成二年度における地方交付税については、この法律による改正前の地方交付税法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法中「消費税」とあるのは「消費税法を廃止する法律(平成元年法律第 号)による廃止前の消費税法(昭和六十三年法律第百八号)及び消費税法を廃止する法律附則の規定による消費税」とする法律(平成元年法律第 号)による廃止前の消費譲与税法(昭和六十三年法律第百八号)及び消費譲与税法を廃止する法律附則の規定による消費譲与税法(昭和六十三年法律第百八号)及び消費譲与税法を廃止する法律附則第二号)及び消費譲与税法を廃止する法律附則第二号第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の消費譲与税法の規定による消費譲与税とする。

第三条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「消費税(消費譲与税に係るものを除く)の収入見込額の百分の二十四」を削る。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 平成元年度及び平成二年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金については、前条の規定による改正前の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第四条中「消費税(消費譲与税に係るものを除く)」とあるのは「消費税法を廃止する法律(平成元年法律第 号)による廃止前の消費税法(昭和六十三年法律第百八号)及び消費税法を廃止する法律附則

の規定による消費税(消費譲与税法を廃止する法律(平成元年法律第 号)による廃止前の消費譲与税法(昭和六十三年法律第百八号)及び消費譲与税法を廃止する法律附則第二号)及び消費譲与税法を廃止する法律附則第二号第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の消費譲与税法の規定による消費譲与税に係るものを除く」とする。

税制再改革基本法案

税制再改革基本法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 税制再改革のための環境整備(第三条)

第三章 税制再改革の基本となる原則及び方針(第四条・第五条)

第四章 国民税制改革協議会(第六条・第八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費税の創設を中心とする先の税制改革に代えて行い税制の改革(以下「税制再改革」という。)の趣旨、環境整備、基本原則及び基本方針を示し、かつ、税制再改革の具体的な措置について調査審議を行う国民税制改革協議会を設置することにより、税制再改革について広く国民の理解と協力を得るとともに、税制再改革の確実かつ円滑な推進に資することを目的とする。

(税制再改革の趣旨)

第二条 税制再改革は、消費税の創設を中心とする先の税制改革が広く国民の理解と信頼を得た上で行われたものとはいえない状況にかんがみ、かつ、消費税が廃止されることを踏まえ、国民の合意に基づき、改めて我が国の現在及び将来の経済社会に対応する税制を確立するために行うものとする。

第二章 税制再改革のための環境整備

第三条 税制再改革に当たっては、当該税制再改

革が国民に理解されるときに、それにより確立される税制が国民の信頼を得るものとなるため、次のような環境が整備されなければならない。

一 事務及び事業の見直し、行政情報公開の推進、行政監視制度の充実、行政機能の充実に確保した上での公務員総数の抑制、歳出の見直し等についての構想が明らかにされ、行政及び財政の改革が一層推進されること。

二 国民の広範な議論を経て確立される社会保障に関する総合的な長期ビジョンに基づき、医療、年金、福祉等に関する総合計画が策定され、来たるべき高齢化社会における社会保障と国民の負担との在り方についての国民の合意の形成が図られること。

三 国及び地方公共団体は、前項に規定する環境を整備することに努めなければならない。

第三章 税制再改革の基本となる原則及び方針

(税制再改革の基本原則)

第四条 税制再改革は、次に掲げること基本原則として行いものとする。

一 国民に広く意見を述べる機会が与えられるとともに国民に情報公開される等の民主的な手続により形成された国民の合意に基づくこと。

二 国民の租税に対する信頼を確立するため、税負担の公正及び公平を確保すること。

三 経済社会の変化に対応することができると総合課税主義を基本とする応能負担原則を重視し、かつ、応益負担原則にも適切に配慮した上で、直接税を主とし、間接税を従とすることを堅持し、所得、資産、消費等に対する課税についての均衡ある税体系の構築を図ること。

四 地方自治の本旨に基づき安定した地方財政の確立を図り、地方分権及び地方自治の発展に資すること。

五 税制の社会的再分配機能が十分に発揮され

るよう配慮し、税制が活力のある福祉社会を支える基盤となるように図ること。

(税制再改革の基本方針)

第五条 税制再改革は、次に掲げるものを基本的な柱とする税体系の構築を目指して行いものとする。

一 社会保険診療報酬課税の特例、みなし法人課税、公益法人課税の特例、企業に対する課税における各種の特例等の租税特別措置等の抜本的な整理及び合理化が図られるとともに、納税環境の整備が推進されることにより、税負担の不公平が払しょくされていること。

二 次に掲げる課題に対処した上で、所得、資産、消費等に対する均衡のとれた課税がなされていくこと。

イ 国民のプライバシーの保護に十分留意した納税者番号制度の導入等を検討することにより総合課税を一層推進する等所得税体系の再構築を図ること。この場合において、低所得者及び中堅所得者の勤労意欲及び貯蓄意欲を損なわないための措置を併せて講ずること。

ロ 経済取引の国際化及び経済構造の変化に対応する等法人税体系の合理化及び適正化を図ること。

ハ 土地の有効かつ合理的な利用に関する基本的施策を踏まえて土地の譲渡所得課税及び保有課税の見直しを行う等資産性所得課税及び資産課税の適正化を図ること。この場合において、小規模宅地等についての税負担を軽減する措置を併せて講ずるとともに、土地の適正かつ合理的な評価制度の在り方について検討を加え、その結論を得ること。

ニ 間接税が直接税を補完する地位にあるべきことを踏まえ、国及び地方の個別間接税の整理及び合理化を図るとともに、サービス、流通等に対する適正な課税の在り方に

ついて検討を加え、その結論を得ること。

三 地方分権及び地方自治の基盤としての地方財政の確立のため、国及び地方の税源配分の見直しによる地方税源の拡充及び財政調整制度としての地方交付税制度の充実に配慮されていること。

第四章 国民税制改革協議会

(設置及び所掌事務)

第六条 国民の合意に基づく税制再改革を実現するため、総理府に、国民税制改革協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、税制再改革の基本となる原則及び方針に従い、税制再改革として行すべき具体的な措置について調査審議する。

(組織等)

第七条 協議会は、委員五十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び国民各層を代表する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(報告等)

第八条 協議会は、設置後二年以内を目途として、その調査審議の結果を、内閣総理大臣に対し、及び内閣総理大臣を経由して国会に対し、報告するものとする。

2 内閣及び国会は、前項の報告を受けたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

第十六条の表中「五億円を超える金額
超え十億円以下の金額」

「百分の七十
百分の七十五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(税制改革法の廃止)

2 税制改革法(昭和六十三年法律第七号)は、廃止する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の七の次に次の一号を加える。

十九の八 国民税制改革協議会委員

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約八千万円の見込みである。

法人税法等の一部を改正する法律案

法人税法等の一部を改正する法律案

(法人税法の一部改正)

第一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第三項第一号中「百分の八十」を「百分の六十」に改める。

第五十四条第一項中「計算した金額」の下に「百分の八十に相当する金額」を加える。

第九十三条第二項第二号イ中「百分の八十」を「百分の六十」に改める。

(相続税法の一部改正)

第二条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

「百分の七十」を「五億円を
十億円を

「百分の七十」に改める。

第二十一条の七の表中「七千万円を超える金額
千万円を超え一億円以下の金額

「百分の七十
百分の七十五」に改める。

(酒税法の一部改正)

第三条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号中「十三万三千七百円」を「十六万六千六百円」に、「八千九百二十円」を「一万七千七百円」に、「七万二千二百六十円」を「八万五千六百三十円」に改め、同項第二号中「六万五千七百円」を「八万四千六百円」に、「四千三百八十円」を「五千四百四十円」に、「三万五千四百四十円」を「四万三千五百二十円」に改め、同項第三号イ(1)中「十一万九千八百円」を「十三万七千五百円」に改め、同号イ(2)中「十一万九千八百円」を「十三万七千五百円」に、「七千三百四十円」を「七千七百円」に改め、同号イ(3)中「十五万六千五百円」を「十七万六千六百円」に、「二万八千四百三十円」を「二万九千四百二十円」に改め、同号イ(4)中「十一万九千八百円」を「十三万七千五百円」に、「七千三百四十円」を「七千七百円」に改め、同号イ(5)中「八万三千三百円」を「九万九千円」に改め、同号ロ(1)中「七万八千八百円」を「八万九千円」に改め、同号ロ(2)中「七万八千八百円」を「八万九千円」に改め、同号ロ(3)中「九万三千六百円」を「十一万三千八百円」に、「一万六千九百三十円」を「一万七千八百円」に改め、同号ロ(4)中「七万八千八百円」を「八万九千円」に改め、同号ロ(5)中「四万五千六十円」を「四万九千六十円」に改め、同号ロ(6)中「四万八千円」を「六万四千二百円」に改め、同項第四号中「二万六千六百円」を「三万九千八百円」に、「一千六百円」を「二千九百五十円」に、「一万二千円」を「二万二千円」に改め、同項第五号中「二十万八千四百円」を「二十二万三千三百円」に改め、同項第六号中「四万六千三百円」を「八万七千六百円」に、「八万五千円」を「十一万七千三百円」に、「七

「九千円」を「九千七百八十円」に改め、同項第七号中「九十八万二千三百円」を「百六万九千七百円」に、「二万四千五百六十円」を「二万六千七百五十円」に、「九十万八千六百二十円」を「九十八万九千四百五十円」に改め、同項第八号中「三十三万四千四百円」を「三十六万八千八百円」に、「八千九百六十円」を「九千七百八十円」に改め、同項第九号中「八万五千円」を「十一万七千三百円」に、「七千九百円」を「九千七百八十円」に改め、同項第十号イ中「二十万八千四百円」を「二十二万三千三百円」に、「十四万三千四百円」を「十五万三千三百円」に、「七万八千三百円」を「八万三千九百円」に改め、同号ロ中「二十七万六千四百円」を「三十八万三千三百円」に改め、同号ロ(1)中「二万六千六百円」を「三万九千八百円」に、「一千六百円」を「二千九百五十円」に、「一万二千円」を「二万二千円」に改め、同号ロ(2)中「八万五千円」を「十一万七千三百円」に、「七千九百円」を「九千七百八十円」に改め、同条第二項中「一万四百円」を「一万二千二百円」に改め、同条第三項の表中「十一万九千八百円」を「十三万七千五百円」に、「七万八千八百円」を「八万九千円」に、「四万六千三百円」を「八万七千六百円」に、「八万五千円」を「十一万七千三百円」に、「九十八万二千三百円」を「百六万九千七百円」に、「三十三万四千四百円」を「三十六万八千八百円」に改め、同条第四項中「10,800円」を「11,800円」に改める。

(たばこ税法の一部改正)

第四条 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「三千二百六十六円」を「三千二百八十六円」に改め、同条第二項中「六千二百五十二円」を「六千五百七十二円」に改める。

附則第一条中「千四百八十四円」を「千五百八

十四に改める。

(有価証券取引税法の一部改正)

第五条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「百分の十二」を「百分の十五」に、「百分の六」を「百分の七」に、「百分の三十」を

「百分の四十」に、「百分の十六」を「百分の二十」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二條の三」を「第四十二條」に、「第一節 特別税額控除及び減価償却の特例(第四十二條の四―第五十三條)」を「第一節 法人税率等の特例(第四十二條の二―第四十三條の三)」に、「第二節 たばこ税法の特例(第八十八條―第八十八條の四)」に、「第四節 印紙税法の特例(第九十一條)」を「第五節 通行税法の特例(第九十一條)」に改める。

第一条中「たばこ税、揮発油税」を「たばこ税、物品税、揮発油税」に、「及び印紙税」を「印紙税及び通行税」に改め、「たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の下に、物品税法(平成二年法律第二十三号)の下に、通行税法(平成元年法律第 号)を加える。

第二十五条の二第二項第一号中「百分の二十八」を「百分の二十五・六」に改め、同条第三項第一号中「百分の六十七」を「百分の七十」に改め、同条第五項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十」に改める。

第二十八条の四第一項中「第三項及び第四項第一号」を「次項及び第三項第一号」に改め、同項第一号中「第六項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十八條の五第一項中「昭和六十二年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に」を削り、「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同項第一号中「前条第六項第二号」を「前条第五項第二号」に改め、同条第二項第一号中「前条第四項第一号から第五号まで及び第八号」を「前条第

三項第一号から第五号まで及び第八号」に改め、同項第二号中「同条第四項第四号イ及びハ」を「同条第三項第四号イ及びハ」に改め、同項第三号中「前条第四項第四号ハ」を「前条第三項第四号ハ」に改め、同項第四号中「前条第四項第四号イ」を「前条第三項第四号イ」に改め、同条第三項中「前条第五項及び第六項」を「前条第四項及び第五項」に、「前条第五項中」を「前条第四項中」に、「第四項第四号ハ」を「第三項第四号ハ」に、「前条第六項」を「前条第五項」に改める。

第三十一条第一項中「第五項第二号」を「第四項第二号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第三十一条の二第二項及び第三項中、昭和六十二年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に」を削り、「前条第三項」を「前条第二項」に、「五年」を「十年」に改める。

第三十一条の三第一項中、昭和六十二年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に」を削り、「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「五年」を「十年」に改める。

第三十一条の四第一項及び第二項第四号中

「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

第三十二条第一項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「第五項」を「第四項」に、「第三十一条第五項第二号」を「第三十一条第四項第二号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二十八條の四第四項第一号から第三号まで」を「第二十八條の四第三項第一号から第三号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三十一条第五項」を「第三十一条第四項」に、「同条第五項第一号」を「同条第四項第一号」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十三条の四第一項第一号、第三十四条第一項第一号、第三十四条の二第二項第一号、第三十四條の三第一項第一号及び第三十五條第一項第一号中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第三十六条の二第一項、第三十七條第一項の表の第十四号及び第三十七條の五第五項第一号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

第三十七條の十一第四項第二号中「百分の二・五」を「百分の三・五」に改め、同項第三号中「百分の五」を「百分の七」に改める。

第三十八條第一項第一号中「第三十一条第四項」を「第三十一条第三項」に改める。

第三章の章名及び同章第一節の節名を削る。

第三章 法人税法の特例

第一節 法人税率等の特例

第四十二条の二及び第四十二條の三を次のように改める。

(法人税率の特例)

第四十二条の二 法人税法第二條第九号に規定する普通法人(以下この条及び次条において「普通法人」という。)又は人格のない社団等の各事業年度の所得に係る同法その他法人税

に関する法令の規定の適用については、同法第六十六條第一項及び第四百三十三條第一項中「百分の三十七・五」とあるのは、「百分の四十」とする。

2 内国法人である普通法人の清算中の各事業年度に関する法人税法第二百二條の規定の適用については、同条第一項第三号中「百分の三十七・五」とあるのは、「百分の四十」とする。

3 内国法人である普通法人が解散(合併による解散を除く。)又は合併をした場合における清算所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第九十九條第一項又は第五百五條第一項中「百分の三十三」とあるのは、「百分の三十五・二」とする。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例)

第四十二条の三 内国法人(人格のない社団等を除く。次条第四項において同じ。)が各事業年度に係る利益の配当(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十三條ノ五第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この項及び次条において同じ。)又は剰余金の分配をした場合において、当該利益の配当又は剰余金の分配の金額で、当該事業年度の所得の金額(次条の規定を適用しないで計算した場合の所得の金額とし、益金の額に算入しない配当等の金額(法人税法第二十三條の規定により益金の額に算入しない金額をいう。以下この項及び次条において同じ。)を含む。)のうちから配当又は分配をしたものとして政令で定める金額(次条第一項において「所得等からした配当等の金額」という。)が当該益金の額に算入しない配当等の金額を超えるときは、その超える金額に相当する当該事業年度の所得の金額(以下この条において「軽減税率適用所得金額」という。)については、同法第六十六條第一項から第三項までの規定にかかわらず、

次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる税率により、法人税を課する。

一 普通法人 百分の三十五(当該事業年度終了の時にあって資本の金額又は出資金額が一億円以下であるものの軽減税率適用所得金額のうち年八百万円以下の所得の金額から成る部分の金額については、百分の二十五)

二 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等 百分の二十五

2 普通法人の軽減税率適用所得金額のうち年八百万円以下の所得の金額から成る部分の金額は、当該軽減税率適用所得金額に、当該事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合において、法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第一項又は第二項及び租税特別措置法第四十二条の三第一項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例)」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第一項又は第二項及び租税特別措置法第四十二条の三第一項」と、同法第六十六条第一項から第三項まで(各事業年度の所得に対する法人税率の特例)とあるのは「第六十六条第一項から第三項まで(各事業年度の所得に対する法人税率の特例)及び租税特別措置法第四十二条の三第一項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例)」と、同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の三第一項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例)の規定を適用」と、同法第七十四条第一項の規定の適用については、同項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)」

及び租税特別措置法第四十二条の三第一項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例)とする。

第四十二条の四の前の一条及び節名を加える。

(法人の受けた配当等の益金不算入の特例等) 第四十二条の三の二 内国法人(第三項に規定するものを除く)が各事業年度において受けた益金の額に算入しない配当等の金額が、所得等からした配当等の金額(当該各事業年度において欠損金額がある場合には、益金の額に算入しない配当等の金額に係るものとして政令で定める金額)を超える場合には、その超える金額の百分の十二・五に相当する金額は、法人税法第二十三条の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 前項に規定する欠損金額は、各事業年度の損金の額が同項の規定を適用しないものとした場合における当該事業年度の益金の額を超える場合のその超える損金の額をいう。

3 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等その他法令の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配をしないものとされている法人又は人格のない社団等が各事業年度において受けた益金の額に算入しない配当等の金額がある場合には、当該金額の百分の十二・五に相当する金額は、同法第二十三条の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 清算中の内国法人(法人税法第二条第六号に規定する公益法人等を除く)が内国法人から利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託(同法第二条第二十八号に規定する証券投資信託をいう)の収益の分配の金額(同法第二十四条の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を含む。以下この項において「配当等の金額」という)を受け、た場合における当該清算中の内国法人に對する

る同法第九十三条の規定の適用については、同条第二項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該金額から、当該金額のうち配当等の金額に係る部分の金額の百分の十二・五に相当する金額を控除した金額とする。

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例

第四十二条の六第六項及び第四十二条の七第六項中「並びに」の下に「第四十二条の二第一項、第四十二条の三第一項、」を加える。

第六十三条第一項中「並びに」の下に「第四十二条の二、第四十二条の三第一項、」を加え、同条第七項を削る。

第六十三条の二第一項中「昭和六十二年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に」を削り、「並びに」の下に「第四十二条の二、第四十二条の三第一項、」を加える。

第六十六条の十五第四項中「明治三十二年法律第四十八号」を削る。

第六十八号の三第一項中「とする。」を超える部分の金額を「とする。以下この項において「基準所得金額」という。を超える部分の金額(租税特別措置法第四十二条の三第一項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例)に規定する軽減税率適用所得金額がある場合には、基準所得金額と当該軽減税率適用所得金額とのいずれが多い金額を超える部分の金額とする)」に改める。

第八十七条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第九号。以下この項において「所得税法等改正法」という)附則第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされる清酒(所得税法等改正法第四条を「法人税法等の一部を改正する法律(平成元年法律第九号。以下この項において「法人税法等改正法」という)附則第八号の規定により所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第九号)第四条の規定の施行前の酒税の

例によることとされる清酒(同条)に、「平成元年四月一日を」平成二年四月一日に、「所得税法等改正法附則第三十八条を」法人税法等改正法附則第八号に改める。

第八十七条の二第一項中「及び次条を」、「次条及び第八十八条の三に」、「いう。次条を」いう。次条及び第八十八条の三に改める。

第八十八条の二の次に次の節名を加える。

第二節の二 物品税法の特例

第八十八条の三及び第八十八条の四を次のように改める。

(外航船等に積み込む物品の免税) 第八十八条の三 第二種の物品(物品税法別表に掲げる第二種の物品をいう。以下同じ)の製造者又は第二種の物品を保税地域から引き取る者が、外航船等に船用品又は機用品として積み込むため、政令で定めるところによりその積み込むとする港の所在地の所轄税関長の承認を受けた第二種の物品で政令で定めるもの(次項において「指定物品」という)を、その製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積み込みとみなして、物品税法及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律を適用する。

2 前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた指定物品のうちその製造に係る製造場から移出されたものが、最初に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(政令で定めるところにより当該外航船等が入港している港の所在地の所轄税関長の承認を受けて、他の外航船等に積み換えられる場合その他政令で定める場合を除く)には、当該指定物品の所持者が関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される当該各号に定める指定物品を保税地域から引き取るものとみなして、物品税法を適用する。

2 前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた指定物品のうちその製造に係る製造場から移出されたものが、最初に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(政令で定めるところにより当該外航船等が入港している港の所在地の所轄税関長の承認を受けて、他の外航船等に積み換えられる場合その他政令で定める場合を除く)には、当該指定物品の所持者が関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される当該各号に定める指定物品を保税地域から引き取るものとみなして、物品税法を適用する。

物品の販売業者又は同項の移出をした第二種

申告書（当該申告書の提出期限内に提出する

二号及び第五十二条の規定は、当該購入に係

「昭和六十五年」を「平成二年」

(4) アルコール分が八度未満 十一万三千四百四十円
のもの

級」とあるのは「二級」と、「十万七千九百円」とあるのは「十四万三千百円」と、「七千二百円」とあるのは「九千三百六十円」と、「五万七千五百円」とあるのは「七万四千七百八十円」と、同条第二項中「一万二千円」とあるのは「一万二千二百円」と、昭和六十三年改正前酒税法第二十二條の二第一項の表

清酒	特級	
	果実酒	甘味果実酒
	百分の五十	百分の五十

果実酒類	果実酒	
	果実酒	甘味果実酒
	百分の五十	百分の五十

とする。

2 前項の場合において、昭和六十三年改正前酒税法第五條第四項又は第五項の規定により特級又は一級と認定された清酒で、第三條の規定の施行の際、現に当該認定の効力を有するものについては、前項の規定により読み替えて適用される昭和六十三年改正前酒税法第五條第四項又は第五項の規定により一級と認定されたものとみなす。

(未納税移出等に係る経過措置)

第九條 施行日前に酒類の製造場から移出された酒類で、酒税法第二十八條第三項（同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八條第三項各号に掲げる日が施行日以後に到来するも

のに限る。）について、同法第二十八條第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法の税率（清酒にあっては、施行日から平成四年三月三十一日までの間、前条第一項に規定する税率）とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第十條 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて施行日前に保税地域から引き取られた酒類について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法の税率（清酒にあっては、施行日から平成四年三月三十一日までの間、附則第八條第一項に規定する税率）とする。

免 除 の 規 定

追 徴 の 規 定

酒税法第二十八條の三第一項

同法第二十八條の三第六項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十一年法律第三十七号）第十一條第一項

同法第十一條第三項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項

同法第十二條第四項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第三項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関係法律等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）

(手持品課税)

第十一條 施行日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（一以上の場所所持する場合に於ては、その合計数量）が二千五百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を施行日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、その所持する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十條第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新酒税法の税率（清酒にあっては、附則第八條第一項に規定する税率）により算出した場合の酒税額と第三條の規定による改正前の酒税法の税率（清酒にあっては、第七條の規定による改正前の昭和六十三年所得税法等改正法附則第三十八條に規定する税率）により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、平成二年五月から同年九月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

同法第十三條第三項において準用する関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関係法律等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該酒類についての税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、施行日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、酒税法第三十條の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除

又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該酒類で酒類販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む)。

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合(酒税法等の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)。

第十二条 第三条、第六条及び第七条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る第三条、第六条及び第七条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

き、第四条の規定の施行前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(未納税移出等に係る経過措置)

第十四条 施行日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項(同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が施行日以後に到来するものに限り)について、同法第十二条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、第四条の規定による改正後のたばこ税法(以下「新たばこ税法」という)の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第十五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて施行日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新たばこ税法の税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
たばこ税法第十三条第一項	同法第十三条第七項
輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第三項において準用する関税法第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に

関する法律第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む)。

関する法律第八条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む)。

(手持品課税)

- 第十六条 施行日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売するため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その数量(たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分により、第二種及び第三種の製造たばこについては一グラムを一本に、第四種の製造たばこについては二グラムを一本に換算した数量とし、二以上の場所を製造たばこを所持する場合とは、その合計数量とする)が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造場から移出したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の税率は、千本につき百六十円(同法附則第二条に規定する第一種の製造たばこにあつては、九十六円)とする。
- 2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第九条第六項に規定する小売販売業者にあつては、同法第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、施行日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量
- 二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額
- 三 その他参考となるべき事項
- 3 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)附則第五条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第八条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受領することができ、この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。
- 4 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成二年九月三十日まで、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、同に納付しなければならない。
- 5 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち、同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。
- 6 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者が自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合において、当該特定販売業者が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることに

つき、当該製造たばこの輸出の申告をした税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五条の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、若しくは納付されるべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、当該特定販売業者に還付する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第一号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻り入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られた製造たばこ

こで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移出し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなればならない者について準用する。

9 第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（たばこ税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第十七条 第四条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（有価証券取引税法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第五条の規定による改正後の有価証券取引税法第十条の規定は、施行日以後に行われ有価証券の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、施行日前に行われた有価証券の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

（みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に関する経過措置）

第十九条 第六条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二十五条の第二項、第三項及び第五項の規定は、平成二年分以後の所得税について適用し、平成元年分（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置）

第二十條 新租税特別措置法第二十八条の四の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る所得税について適用し、個人が施行日以前に行った第六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第二十八条の四第一項に規定する土地の譲渡等に係る所得税については、なお従前の例による。

第二十一条 新租税特別措置法第三十一条の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡に係る所得税について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

2 新租税特別措置法第三十一条の第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡に係る所得税について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十一条の第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等のための譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十一条の第三項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡に該当する譲渡に係る所得税について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十一条の第三項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡に該当する譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十二条の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地

等の譲渡（同条第二項に規定する株式の譲渡を含む。）に係る所得税について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等の譲渡（同条第二項に規定する株式の譲渡を含む。）に係る所得税については、なお従前の例による。

（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）

第二十二條 新租税特別措置法第三十七条の十一第四項第二号及び第三号の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る所得税について適用し、施行日以前に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税法の特例に関する経過措置の原則）

第二十三條 この附則に別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置）

第二十四條 新租税特別措置法第四十二条の第三項に規定する内国法人の施行日から平成三年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得に対する法人税に係る同条の規定の適用については、同条第一項中「法人税法第二十三条」とあるのは、「法人税法等の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）附則第三条の規定により読み替えて適用される法人税法第二十三

条」とする。

(法人の受けた配当等の益金不算入の特例等に関する経過措置)

第二十五条 法人で新租税特別措置法第四十二条の三の二第一項、第三項又は第四項に規定するものの施行日から平成三年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得及び同日以前の解散による清算所得の金額の計算に係る同条の規定の適用については、同条第一項中「法人税法第二十三条」とあるのは「法人税法等の一部を改正する法律(平成元年法律第 号。第四項において「改正法」という。附則第三条の規定により読み替えて適用される法人税法第二十三条(第三項において「改正法」による読み替え後の法人税法第二十三条」という。)、同条第三項中「同法第二十三条」とあるのは「改正法による読み替え後の法人税法第二十三条」と、同条第四項中「同法第九十三条」とあるのは「改正法附則第五条の規定により読み替えて適用される法人税法第九十三条(以下この項において「改正法」による読み替え後の法人税法第九十三条」という。))と、「同条第二項第二号」とあるのは「改正法による読み替え後の法人税法第九十三条第二項第二号」とするほか、当該事業年度の所得及び当該清算所得の金額の計算に係る同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 新租税特別措置法第四十二条の三の二第四項の規定は、清算中の内国法人(新法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び同条第八号に規定する人格のない社団等を除く。)で施行日前に解散したもの及び施行日以後に開始する清算中の各事業年度において同項に規定する配当等の金額を受けた場合における当該清算中の内国法人についても適用する。

(法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置)

第二十六条 新租税特別措置法第六十三条の規定は、法人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用

し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十三条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

通用法案

通用法

(納税義務者)

第一条 汽車、電車、乗合自動車、船舶(ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟その他政令で定めるものを除く。以下同じ。)及び航空機の乗客は、この法律により、通行税を納める義務がある。

(課税標準及び税率)

第二条 通行税の課税標準は、汽車、電車、乗合自動車、船舶(以下「汽車等」という。))及び航空機の旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等(特別車両料金その他客室の特別の設備の利用についての料金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。)とし、その税率は、百分の五とする。

(非課税)

第三条 次に掲げる者は、第一条の規定にかかわらず、通行税を納める義務がない。ただし、第一号又は第二号に掲げる者が支払う寝台料金(一般の乗客が通常利用する寝台に係る料金として政令で定めるものを除く。))又は特別車両料金等に係る通行税並びに第三号又は第四号に掲げる者(汽車等の二等の乗客及び船舶の一等の乗客を除く。))が支払うこの法律の施行地内にある停車船場(飛行場を含む。以下同じ。))間の旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等及び第三号又は第四号に掲げる者が汽車等の二等の乗客又は船舶の一等の乗客として支払うこの法律の施行地内にある停車船場間の寝台料金(一般の乗客が通常利用する寝台に係る料金として政令で定めるものを除く。))又は特別車両料金等に係る通行税については、この限りでない。

一 汽車等の二等の乗客(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)

二 船舶の一等の乗客(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)

三 この法律の施行地外からこの法律の施行地内に来る乗客

四 この法律の施行地内からこの法律の施行地外に行く乗客

(等級区分)

第四条 汽車等で普通の旅客運賃として政令で定める旅客運賃(次項において「普通旅客運賃」という。))につき上下の区分を設けないものについては、二等の等級を定めたものとみなして、前条の規定を適用する。

2 汽車等で普通旅客運賃につき上下の区分を設けるものについては、それぞれの運賃に対応する等級は、これらに付せられた名称のいかんを問わず、次の各号の区分に応じ当該各号に定める等級とみなして、前条の規定を適用する。

一 最低の運賃及び最低の運賃の百分の百五十未満の運賃に対応する等級 二等

二 最低の運賃の百分の百五十以上百分の三百未満の運賃に対応する等級 一等

三 最低の運賃の百分の三百以上の運賃に対応する等級 一等及び二等以外の等級

(徴収等)

第五条 通行税は、汽車等又は航空機により旅客を運送する事業を営む者(以下「旅客運送事業者」という。))が、旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等の領収の際に徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、国に納付しなければならない。ただし、連絡運輸の場合における通行税の納付については、政令で定めるところによる。

(強制徴収)

第六条 旅客運送事業者が、前条の規定により徴収して納付すべき通行税を納付しなかつたときは、当該旅客運送事業者の納税地を所轄する税務署長は、その通行税を当該旅客運送事業者から徴収する。

(納税地)

第七条 通行税の納税地は、旅客運送事業者の営業所の所在地とする。ただし、旅客運送事業者の営業所が二以上ある場合において、当該旅客運送事業者の営業所の所在地を所轄する国税局長(当該旅客運送事業者の営業所のうちその所在地が承認を受けようとする場所を所轄する国税局長の管轄区域以外の地域にあるものがある場合には、国税庁長官)の承認を受けたときは、その承認を受けた場所とする。

(営業の開廃等の申告等)

第八条 汽車等若しくは航空機により旅客を運送する事業で政令で定めるもの(以下「特定旅客運送事業」という。))を営もうとする者又は特定旅客運送事業を営む者に代わつて乗車船券(航空機搭乗券を含む。以下同じ。))を販売しようとする者は、その営業所ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該営業所の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。特定旅客運送事業を営む者又は特定旅客運送事業を営む者に代わつて乗車船券を販売する者(以下「特定旅客運送事業者等」という。))が、その営業を廃止し、又は休止しようとする場合も、同様とする。

2 特定旅客運送事業者等は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を同項に規定する税務署長に申告しなければならない。

3 特定旅客運送事業者等の営業所の所在地を所轄する税務署長は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該特定旅客運送事業者等に対し、その業務に關し報告を求めることができる。

(記帳義務)

第九条 特定旅客運送事業者等は、政令で定めるところにより、その業務に關する事項を帳簿に記載しなければならない。

(当該職員)の質問検査権

第十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員(以下「当該職員」という。)は、通行税に関する調査について必要な範囲内で、特定旅客運送事業者等に対し質問し、又はその業務に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十一条 第五条の規定により徴収して納付すべき通行税を納付しなかつた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納付しなかつた通行税に相当する金額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその納付しなかつた通行税に相当する金額以下とすることができる。

第十二条 第五条の規定により徴収すべき通行税を徴収しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、当該通行税について前条の規定に該当するに至つたときは、同条の例による。

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第八条第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者

二 第九条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 第十条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関して第十一条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行し、同日以後に徴収する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等(同日前に行つた汽車等又は航空機による業務の提供に係る対価として徴収するものを除く。)に係る通行税について適用する。

(営業の開廃等の申告等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特定旅客運送事業を営んでいる者又は特定旅客運送事業を営む者に代わつて乗車船券を販売している者は、平成二年四月三十日までに、その営業所ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該営業所の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

2 前項の規定による申告をした者は、この法律の施行の日において第八条第一項前段の規定による申告をした者とみなす。

3 第一項の規定による申告を怠り、又は偽つた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(通行税の納付の方法に関する特例)

第三条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社が第五条の規定により徴収する通行税の納付の方法については、当分の間、同条本文の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。ただし、その納付期限は、その徴収の日の属する月の翌月の末日を超えてはならない。

(議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「特別船室料金」の下に「これらのものに係る通行税を含む。」を加える。

一 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)第五条

二 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第二十一条第二項

三 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)第三条第二項

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第五条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項各号列記以外の部分中「特別車両料金」の下に「(これらのものに係る通行税を含む。)」を加える。

第十七条第一項各号列記以外の部分中「特別船室料金」の下に「(これらのものに係る通行税を含む。)」を加える。

(税理士法の一部改正)

第六条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「印紙税」を「通行税、印紙税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)」の下に「、通行税法(平成元年法律第七号)」を加える。

第六条及び第七条を次のように改める。

(通行税法の特例)

第六条 合衆国軍隊の構成員が、合衆国軍隊の用務を遂行するため通行税法第二条に規定する汽車等の乗客となる場合において、合衆国軍隊の権限ある官憲の発給する当該用務の証明書の提示があつたときは、当該構成員については、通行税を課さない。

第七条 削除

(会社更生法の一部改正)

第八条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一百九条中「所得税」の下に「、通行税」を加える。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)」の下に「、通行税法(平成元年法律第七号)」を加える。

第三条第一項中「相続税法」の下に「、通行税法」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第十条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び有価証券取引税法」を「有価証券取引税法」に改め、「有価証券取引税」の下に「及び通行税」を加える。

第十五条第二項中「第九号まで及び第十一号から」を削り、同項第十号を次のように改める。

十 通行税 運賃又は料金の領収の時

物品税法案

物品税法

目次

- 第一章 総則(第一条—第十二条)
- 第二章 課税標準及び税率(第十三条—第十八条)
- 第三章 免税、税額控除等(第十九条—第三十条)
- 第四章 申告及び納付等(第三十一条—第三十七条)
- 第五章 雑則(第三十八条—第四十八条)
- 第六章 罰則(第四十九条—第五十二条)
- 附則

第一章 総則

(課税物件)

第一条 別表に掲げる物品には、この法律により、物品税を課する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 課税物品 別表に掲げる物品のうち、第十条の規定により物品税を課さないものとされる物品以外の物品をいう。
- 二 不課税物品 別表に掲げる物品以外の物品をいう。

三 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。

第三条 第一種の物品の販売業者は、その小売をした当該第一種の物品(課税物品に該当するものに限る。)につき、物品税を納める義務がある。

2 第二種の物品の製造者は、当該第二種の物品(課税物品に該当するものに限る。)で、その製造に係る製造場から移出されたものにつき、物

品税を納める義務がある。

3 課税物品を保税地域から引き取る者は、その引き取る課税物品につき、物品税を納める義務がある。

(保税地域に該当する製造場)

第四条 第二種の物品の製造場が保税地域に該当する場合においては、その製造場で製造される当該物品のうち、関税法第二条第四号(定義)に規定する内国貨物(同法第五十九条第二項(内国貨物の使用等)に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。)に該当するものについては、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない第二種の物品の製造場とみなし、その製造場で製造されるその他の物品については、この法律(第十九条第一項第一号を除く。)の適用上、その製造場を第一種の物品の製造場でないものとみなす。

(第一種の物品の販売業者の小売等とみなす場合)

第五条 第一種の物品の販売業者が、第一種の物品につき、販売若しくは買受けの委託を受けてこれを購入者若しくは委託者に引き渡した場合において、その購入者若しくは委託者が消費者であるとき、又は当該販売業者の媒介により第一種の物品の小売が行われた場合には、当該販売業者がその引渡し又は小売の時に当該物品の小売をしたものとみなす。

2 第一種の物品の販売業者が、他の者からの委託により、当該他の者から第一種の物品の材料又は原料の提供を受け、これを用いて、自己において又は他に委託して、当該第一種の物品の製造(加工を含む。)をして当該他の者に引き渡した場合には、当該販売業者がその引渡しの際に当該物品の小売をしたものとみなす。

3 第一種の物品の販売業者が請負契約(これに準ずる契約を含む。)に基づき第一種の物品を引き渡した場合(前項の規定に該当する場合を除く。)において、その引渡しを受けた者が消

費者であるときは、当該販売業者がその引渡しの際に当該物品の小売をしたものとみなす。

4 第一種の物品の販売業者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百八十二条(代物弁済)に規定する他の給付又は同法第五百五十三条(負担付贈与)に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項(交換)に規定する交換に係る財産権の移転として第一種の物品を引き渡した場合においては、その引渡しを受けた者が消費者であるときは、当該販売業者がその引渡しの際に当該物品の小売をしたものとみなす。

5 展覧会その他これに類する催物を行う場合において、その催物の主催者が第一種の物品の小売(小売の代理を含む。)をしたときは、その催物を行う場所を第二十九条第一項に規定する販売場とみなし、その主催者が当該第一種の物品の販売業者として当該物品の小売をしたものとみなす。

6 第一種の物品につき入札その他競争の方法による売買(帯納処分)その他の例による処分を含む。、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続による換価を除く。次条第四項において「競争の方法による売買」という。がされた場合において、その落札者が消費者であるときは、当該入札その他競争を行う場所を第二十九条第一項に規定する販売場とみなし、その札元又はこれに準ずる者が当該第一種の物品の販売業者として当該物品の小売をしたものとみなす。

7 前各項の規定は、次条第六項に規定する場合に該当するときは、適用しない。

(販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等)

第六条 別表第一号から第四号までに掲げる物品(以下この条において「貴石等」という。)の販売業者は、貴石等の他の販売業者に課税物品に該当する貴石等(以下この項において「課税貴石等」という。)の販売(貴石等の販売業者が委託して行う販売及び買受けの委託を受け

た貴石等の販売業者を通じて行う当該委託をした者に対する販売を除く。)又は次に掲げる引渡し(以下この条において「販売等」という。)を行う場合には、当該他の販売業者が第三十九条第一項に規定する販売業者証明書を所持する者であり、又は外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号(定義)に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)で貴石等の販売を業とするものであることを確認のうえ、政令で定めるところにより、その確認の事実を明らかにしなければならぬ。

一 販売又は買受けの委託を受けて行う課税貴石等の引渡し
二 他の者からの委託により、その者から提供された課税貴石等の材料又は原料を用いて、自己において又は他に委託して製造(加工を含む。)をした課税貴石等の引渡し
三 請負契約(これに準ずる契約を含む。)に基づく課税貴石等の引渡し(前号に掲げる引渡しに該当するものを除く。)

四 民法第四百八十二条(代物弁済)に規定する他の給付又は同法第五百五十三条(負担付贈与)に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項(交換)に規定する交換に係る財産権の移転としての課税貴石等の引渡し
五 貴石等の販売業者の媒介により貴石等の他の販売業者に貴石等の販売が行われる場合には、当該媒介を行う貴石等の販売業者がその販売の際に当該貴石等の販売をするものとみなす。

3 展覧会その他これに類する催物を行う場合において、その催物の主催者が貴石等の販売業者が貴石等の販売(販売の代理を含む。)をするときは、その催物を行う場所を第二十九条第一項に規定する販売場とみなし、その主催者が貴石等の販売業者として当該貴石等の販売をするものとみなす。

4 貴石等につき競争の方法による売買がされる場合において、その落札者が貴石等の販売業者

であるときは、前条第六項に規定する場所を第二十九条第一項に規定する販売場とみなし、その札元又はこれに準ずる者が貴石等の販売業者として当該貴石等の販売をするものとみなす。

5 第一項の場合において、同項に規定する貴石等の販売業者が、同項に規定する事実を明らかにしていないときは、その事実を明らかにすべき販売等の時にその者が当該販売等に係る貴石等の小売をしたものとみなす。

6 貴石等の販売業者が、第三十九条第一項に規定する販売業者証明書を所持する者にその者が貴石等の販売業者でないことを知らないで貴石等の販売等をした場合において、その知ることができなかったことにつき、その販売等をした販売業者の責めに帰することができないときは、当該所持する者を貴石等の販売業者とみなし、その販売等の時にその者が当該貴石等の小売をしたものとみなして、この法律（第三十一条、第三十四条第一項、第三十八条及び第四十条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（移出又は引取りとみなす場合）

第七条 第二種の物品がその製造に係る製造場において使用され、又は消費された場合（当該製造場において製造される第二種の物品の材料又は原料として使用され、又は消費された場合及び当該製造場において製造される第二種の物品の品質又は性能の検査のため政令で定める第二種の物品が使用され、又は消費された場合を除く。次項において同じ。）には、当該製造業者がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該物品の使用又は消費につき、当該製造業者の責めに帰することができない場合には、その使用又は消費をした者が当該物品を製造したものとみなし、当該使用又は消費をした者がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなして、この法律（第十二条第一項、第三十一条、第三十四条第二項、第三十八条及び第三十九条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

四十条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

2 第二種の物品が保税地域において使用され、又は消費された場合には、その使用又は消費をした者がその使用又は消費の時に当該物品をその保税地域から引き取るものとみなす。

3 第二種の物品でその製造に係る製造場に現存するものが滞納処分（その例による処分を含む。）強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造業者がその換価の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。

4 第二種の物品の製造業者がその製造場における第一種の物品の製造を廃止した場合において、当該製造場において製造された第二種の物品が当該製造場に現存するときは、当該製造業者がその製造の廃止の日に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造業者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る物品については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該物品がその場所に現存するときは、当該製造業者がその日の前日に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。

（製造業者とみなす場合）

第八条 第二種の物品の製造業者又は販売業者が、第二種の物品の製造に必要な材料若しくは原料のうち主要なもの若しくは当該物品の製造に必要な資金若しくは労務の全部若しくは大部分を供給して当該物品の製造を委託し、又は当該物品（化粧品その他の政令で定める物品については、当該物品又はその容器若しくは包装）に自己のみの商標を表示すべきことを指示して

当該物品の製造をさせる場合には、当該委託又は指示をした者（以下「委託者等」という。）が当該委託又は指示を受けた者（以下「受託者等」という。）の製造した物品で当該委託又は指示に係るものを製造したものとみなす。

2 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により第二種の物品の製造場における製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、当該製造場において製造された第二種の物品がその承継の時に当該製造場に現存するときは、その者が当該物品を製造したものとみなす。

3 前項の規定は、合併により第二種の物品の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。

4 第二種の物品がその製造に係る製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造業者の責めに帰することができないときは、当該物品を移出した者が当該物品を製造したものとみなして、この法律（第十二条第一項、第三十一条、第三十四条第二項、第三十八条及び第四十条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造とみなす場合）

第九条 第二種の物品に該当する家具につき、その製造に係る製造場以外の場所、販売の目的で装飾のための彫刻、まき絵又は上絵を施した場合において、これらを施した後の物品が第二種の物品に該当するときは、これらを施した者が当該物品を製造したものとみなす。

2 第二種の物品に該当する化粧品その他の政令で定める物品を、その製造に係る製造場以外の場所、販売の目的で容器に充てんし、又は改裝した場合において、その充てん又は改裝をした後の物品が第二種の物品に該当するときは、その充てん又は改裝をした者が当該物品を製造したものとみなす。

（第二種の物品の製造に係る製造場等とみなす場合等）

第十条 第二種の物品の製造場を二以上有する当該物品の製造業者が政令で定めるところにより第二種の物品の品名ごとに当該製造業者の第二種の物品の製造場につき国税庁長官の承認を受けた場合において、当該製造業者が、その製造した第二種の課税物品で当該承認を受けた品名に属するものを当該製造に係る製造場以外の当該製造業者の第二種の物品の製造場当該承認を受けたものに移入したときは、当該移入のためにする他の製造場からの移出につき第十九条第一項の規定の適用がある場合を除き、当該移入をした第二種の課税物品については、当該移入をした場所を当該物品の製造に係る製造場とみなし、当該移入を当該物品の製造に係る製造場への戻入れとみなす。

2 前項の承認を受けた第二種の物品の製造業者が、当該承認を受けていない第二種の物品の製造場（当該物品の製造業者の製造した第二種の物品の管理及び保管をするための蔵置場を含む。）につき、政令で定めるところにより、当該承認を受けた第二種の物品の品名ごとに当該製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた場合には、当該製造場は同項に規定する国税庁長官の承認を受けた製造場とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項又は前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者又は当該申請に係る第二種の物品若しくは第二種の物品の製造場につき物品税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官又は税務署長は、その承認を与えないことができる。

4 国税庁長官又は税務署長は、第一項又は第二項の承認を受けた者について物品税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5 第一項又は第二項の承認を受けた者は、第一項の規定の適用を受ける必要がなくなったときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を国税庁長官又は第二項の承認をし

た税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があったときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(非課税)

第十一条 別表に掲げる物品のうち、その価格の同種物品に係る価格体系のうち占める位置が低いこと又は特殊な性状、構造若しくは機能に有することにより、一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して物品税を課さないことが適当であると認められるものとして政令で定めるものについては、物品税を課さない。(適用除外)

第十二条 第二種の課税物品の製造者(法人を除く。)のうち、自己又は同居の親族の用に供する第二種の課税物品のみを製造するものには、この法律を適用しない。

2 第二種の課税物品で見本品として無償で供与されるもの(見本品にのみ適用すると認められるものに限る。)については、この法律(第八条、第九条、第三十八条、第四十条、第四十一条、第二号及び第四十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用しない。

3 次に掲げる物品で第二種の課税物品に該当するものについては、この法律(第四十条及び同条の規定に係る罰則を除く。)を適用しない。

一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十七条第一項(臨検検査等)の規定により収去される物品

二 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第六十九条第一項(立入検査等)の規定により収去される物品

三 修繕のためその製造に係る製造場に戻し入れられた物品

四 その他前三号に類する物品で政令で定めるもの

4 第一項又は第二項の規定に該当する場合を除き、第二種の課税物品に該当する磁気映像プレーヤー用のレコードその他の政令で定める物品

の製造者が製造する当該物品のうち、販売、賃貸その他これらに類する取引に供されないものとして政令で定めるものについては、この法律を適用しない。

5 第二項の規定に該当する場合を除き、第二種の課税物品に該当する磁気映像プレーヤー用のレコードその他の政令で定める物品の製造者が、他の者からの委託を受けて製造を行う当該物品のうち、当該委託をした者(当該委託をした者が他の者から委託を受けた者である場合には、最初の委託をした者をいう。)により販売、賃貸その他これらに類する取引に供されないものとして政令で定めるものについては、この法律(第八条、第九条、第三十八条、第四十条、第四十一条、第二号及び第四十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用しない。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準)

第十三条 物品税の課税標準は、この法律に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 第一種の物品の販売業者が小売をした第一種の課税物品 当該物品の当該小売に係る小売価格に相当する金額

二 第二種の課税物品でその製造者が当該物品の製造に係る製造場から移出したもの、その製造者が当該物品を当該移出の時に普通卸取引形態により、その製造場で行うと否を問わず、あらゆる購入者に対して自由に販売のため提供したものとした場合における当該物品の販売価格に相当する金額

三 保税地域から引き取られる第一種又は第二種の課税物品 当該物品につき関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格に当該物品に係る関税の額に相当する金額を加算した金額

前項第一号及び第二号に掲げる金額は、当該

物品の容器及び包装(当該物品とともに消費者に入手されるべきもので政令で定めるものに限る。)の費用を含むものとし、当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除いたものとする。

3 前二項に規定するもののほか、第一項第二号及び第三号に掲げる金額の計算に必要事項は、政令で定める。

(第一種の課税物品の課税標準の特例)

第十四条 第五項第二項の規定により小売をされたものとみなされる第一種の物品又は第六項第五項の規定により小売をされたものとみなされる別表第一第一号から第四号までに掲げる物品のうち同条第一項第二号の引渡しされたものに係る物品税の課税標準は、第五項第二項又は第六項第五項の規定により小売をされたものとみなされる販売業者が第五項第二項又は第六項第一項第二号に規定する他の者から委託に係る対価として領収すべき金額(当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除いた金額とする。)とする。

2 前項の場合において、当該他の者が提供した同項に規定する物品の材料又は原料のうち当該販売業者の小売をしたものがあるときは、同項に規定する領収すべき金額は、当該金額にその小売に係る小売価格(当該販売業者が当該材料又は原料の小売につき納付した、又は納付すべき物品税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、第三十条第一項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。以下第十七条第一項において同じ。))がある場合には、当該物品税額に相当する金額を控除した金額を加算した金額とする。

3 第五項第三項若しくは第四項の規定により小売をされたものとみなされる第一種の物品又は第六項第五項の規定により小売をされたものとみなされる別表第一第一号から第四号までに掲げる物品のうち同条第一項第三号若しくは第

四号の引渡しされたものに係る物品税の課税標準は、これらの物品に係る通常の小売価格として政令で定めるところにより計算した金額(以下次項において「通常の小売価格」という。)とする。

4 第一種の物品の販売業者が同時に二以上の物品の小売をする場合において、これらの物品のうち第一種の物品があるときは、当該第一種の物品に係る物品税の課税標準は、これらの物品の小売価格(これらの物品に課されるべき物品税額がある場合には、当該物品税額に相当する金額を除いた金額)の合計額に、それぞれの物品に係る通常の小売価格の合計額のうち当該第一種の物品の通常の小売価格の占める割合を乗じて計算した金額とする。

(小売価格を基準とする第一種の課税物品の課税標準の特例)

第十五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十四条の二(再販売価格維持契約)に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事由によりその製造に係る製造場から移出される時において小売価格が明らかにされている第二種の課税物品で政令で定めるものに係る物品税の課税標準は、第十三条第一項第二号の規定にかかわらず、当該小売価格から、当該物品を販売する者(当該物品の製造者を除く。)の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額、当該物品の製造者が当該物品の販売につき通常支払う運送費に相当する金額並びに当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とすることができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする第二種の物品の製造者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その適用を受けようとする第二種の課税物品の品名ごとに、その旨を国税庁長官に申請して、当該物品が同項の規定に該当する

3 前項の確認があつた場合には、その確認に係る品名に属する第二種の課税物品でその確認を受けた者が国税庁長官の指定する日以後にその製造に係る製造場から移出するものに係る物品税の課税標準は、第一項の規定により計算した金額とする。ただし、当該物品が同項の規定に該当しないこととなつたとき、又は次項の規定による届出があつたときは、その該当しないこととなつた日又は届出があつた日以後は、この限りでない。

4 第二項の確認を受けた第二種の物品の製造者は、その確認に係る第二種の課税物品につき、第一項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定める手続により、その旨を国税庁長官に届け出るものとする。

5 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(税率)
第十六条 物品税の税率は、別表に定めるところによる。

(第一種の課税物品に係る税額算定の特例)

第十七条 第五条第二項の場合又は第六条第五項の場合(同条第一項第二号の引渡しに係る場合に限る。)において、第五条第二項又は第六条第五項の規定により小売をしたものとみなされる販売業者が提供を受けた第一種の課税物品の材料又は原料のうち当該販売業者の小売をしたものが、かつ、その小売につき納付した、又は納付すべき物品税額があるときは、当該販売業者が当該第一種の課税物品につき納付すべき物品税の税額は、前条の規定にかかわらず、当該物品につき第十四条第一項及び第二項並びに前条及び次項の規定を適用して算出した金額から当該納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額を控除した金額とする。

2 第一種の課税物品(第十一條の規定に基づく政令に、価格が一定の金額未満のものにつき物品税を課さない旨の定めがある物品に該当するものに限る。)の第十三条第一項第一号に規定する小売価格(当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除く前の価格とする。)が当該一定の金額(以下「課税最低限の金額」という。)以上で、当該課税最低限の金額と当該金額と前条の規定による税率を乗じて算出した金額との合計額に満たない場合における当該物品に係る物品税の税額は、同条の規定にかかわらず、当該課税最低限の金額と当該小売価格との差額に相当する金額とする。

(第二種の課税物品に係る税額算定の特例)
第十八条 第二種の物品の製造者が、その製造する第二種の課税物品の材料又は原料とする第二種の課税物品で、次条第一項又は第二十一条第一項の規定の適用を受けずに当該製造する第二種の課税物品の製造場に移入され、又は引き取られたもの(第三十条第一項の規定の適用を受けるもの及び古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第一条第一項(定義に規定する古物(以下「古物」という。))に該当するものを除く。)について、その適用を受けなかったことにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて、当該移入され、又は引き取られた物品を材料又は原料として第二種の課税物品を製造し、これを当該製造場から移出するときは、当該移出に係る物品税の税額は、第十六条の規定にかかわらず、当該物品につき第十三条、第十五条、第十六条及び第三項の規定を適用して算出した金額から当該材料又は原料として使用され、又は消費された物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。

第十九条 第二種の物品の製造者が、その製造した第二種の課税物品で次の各号に掲げる物品に該当するものを当該製造に係る製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係る物品税を免除する。

第三章 免税、税額控除等
(未納税移出)

第二十条 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することとを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき、当該予定日

二 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき、当該提出先の税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした第二種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもって第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第五号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る同号に掲げる場所につき物品税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えない。

2 前項の規定は、同項の移出をした第二種の物品の製造者が当該移出をした日の属する月分の第三十一条第二項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。)に当該物品が前項各号に掲げる物品に該当すること及び当該物品が当該各号に掲げる場所に移入されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することとを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき、当該提出先の税務署長が指定した日

二 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき、当該提出先の税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした第二種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもって第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第五号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る同号に掲げる場所につき物品税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えない。

3 前条第二項の規定は、第二種の課税物品(第十一條の規定に基づく政令に、課税最低限の金額の定めがある物品に該当するものに限る。)について準用する。この場合において、同項中「第十三条第一項第一号」とあるのは、「第十三条第一項第二号」と、「小売価格」とあるのは、「販売価格」と、「価格」とする。とあるのは「価格」とし、第十五条第一項の規定の適用を受ける第二種の課税物品については、その小売価格から同項に規定する利潤及び費用に相当する金額並びに同項に規定する運送賃に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。」と読み替へるものとする。

第三章 免税、税額控除等
(未納税移出)

第二十条 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することとを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき、当該提出先の税務署長が指定した日

二 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき、当該提出先の税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした第二種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもって第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第五号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る同号に掲げる場所につき物品税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えない。

2 前項の規定は、同項の移出をした第二種の物品の製造者が当該移出をした日の属する月分の第三十一条第二項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。)に当該物品が前項各号に掲げる物品に該当すること及び当該物品が当該各号に掲げる場所に移入されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することとを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき、当該提出先の税務署長が指定した日

二 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき、当該提出先の税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした第二種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもって第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第五号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る同号に掲げる場所につき物品税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えない。

2 前項の規定は、同項の移出をした第二種の物品の製造者が当該移出をした日の属する月分の第三十一条第二項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。)に当該物品が前項各号に掲げる物品に該当すること及び当該物品が当該各号に掲げる場所に移入されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することとを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき、当該提出先の税務署長が指定した日

二 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき、当該提出先の税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした第二種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもって第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

ないことができる。

6 第一項の規定に該当する第二種の課税物品(同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。)については、当該物品が同項各号に掲げる場所に移入した者の製造に係るものでないときは当該移入した者が当該物品を製造したものとみなし、当該場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する第二種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入した者は、当該物品の移入の目的(当該物品が同項第五号に掲げる物品であるときは、当該移入の理由)、品名及び品名ごとの数量その他政令で定める事項を記載した書類を当該場所の所在地を所轄する税務署長に、その移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する移入をした者に対し、当該移入をした第二種の課税物品を他の物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

(未納税移出に関する特例)

第二十条 前条第一項の規定に該当する第二種の課税物品の移入をした同項各号に掲げる場所が、次の各号に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした第二種の物品の製造者が、当該物品につき、当該移出をした日の属する月分の第三十一条第二項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。)に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該物品が前条第一項各号に掲げる物品に該当すること及び当該物品が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一 当該物品の移出をした者と当該物品を当該場所へ移入をした者が同一である場合(第八条第一項の規定の適用があることにより当該移出をした者と当該移入をした者が同一である場合を除く。)における当該移入をした場所

移入をした者と当該移入をした者が同一である場合を除く。)における当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののほか、継続的に当該物品が移入される当該場所、政令で定めるところにより、当該物品の移出をする製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの

2 前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する物品を継続して移入する場所であり、かつ、当該物品を移入する者が政令で定めるところにより、当該場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、同項に規定する書類の提出を要しない。

3 第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき物品税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

4 税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は物品税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5 第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(未納税引取り)

第二十一条 次の各号に規定する者が第二種の課税物品で当該各号に掲げる物品に該当するものを保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取

ろうとする場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地を所轄する税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。ただし、第八項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 第二種の物品の製造者が当該第二種の物品の材料又は原料とするための物品 当該第二種の物品の製造場

二 前号の規定に該当するもののほか、その引き取ろうとする者が政令で定める目的に充てるための物品 政令で定める場所

2 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該物品が同項各号に掲げる場所に引き取られたことについての当該場所の所在地を所轄する税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 税関長は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、その承認の申請をした者に対し、その承認を受けて保税地域から引き取る物品に係る物品税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

4 第一項の承認を申請した者が前項の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

5 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき物品税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の承認を受けて引き取つた第二種の課税物品(第八項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。)については、当該物品を第一項各号に掲げる場所に引き取つた者が当該物品を製造したものとみなし、当該場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

すべきことを命ずることができる。

8 第一項の承認を受けて引き取つた第二種の課税物品について、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその物品税を徴収する。

9 第一項の承認を受けて引き取つた第二種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合においては、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもちて第二項に規定する証明書に代えることができる。

(輸出免税)

第二十二條 第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が、それぞれ、輸出する目的で、第一種の課税物品の小売をし、又はその製造した第二種の課税物品を当該製造に係る製造場から移出する場合においては、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の小売をした第一種の物品の販売業者又は同項の移出をした第二種の物品の製造者が、それぞれ、当該小売又は移出をした日の属する月分の第三十一条第一項又は第二項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。)に当該物品が輸出されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 第十九条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「移出をした第二種」とあるのは「小売又は移出をした第一種又は第二種」と、「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

(輸出物品販売場における輸出免税の特例)

第二十三條 輸出物品販売場の営業者が、非居住者に対し、それぞれ、政令で定める第一種の課

税物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの小売を、又は政令で定める第二種の課税物品（当該輸出物品販売場において製造されたものに限り）で輸出するため当該方法により購入されるものを販売するため当該輸出物品販売場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の小売又は移出をした輸出品販売場の営業者が、当該小売又は移出をした日の属する月分の第三十一条第一項又は第二項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出するものに限り）に当該物品が非居住者によつて前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に次項本文又は第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 輸出品販売場において第一項の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した非居住者が、政令で定める日までに当該物品を輸出しないときは、その出港地を所轄する税関長（その者が外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第五号（定義）に規定する居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第五項本文の規定の適用があつた場合を除き、その者から当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した物品につき、政令で定める手続により、当該税関長の承認を受けた場合には、その物品税を免除する。

4 第一項に規定する第一種又は第二種の課税物品で、非居住者が輸出品販売場において同項に規定する方法により購入したものは、この法律の施行地において譲渡又は譲受け（これらの

委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この条において同じ。）をしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該物品の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 この法律の施行地において前項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該物品を譲り渡した者（同項本文に規定する所持をさせた者を含むものとし、これらの者が判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所持をした者とする。）から当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

6 第一項から第四項までに規定する輸出品販売場とは、非居住者に対し第一項に規定する第一種又は第二種の課税物品で同項に規定する方法により購入されるものを販売することができ、その所在地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。

7 税務署長は、前項の許可を受けた輸出品販売場の営業者が物品税に関する法令の規定に違反した場合その他取締り上特に不適当と認められる場合には、その許可を取り消すことができる。

（課税済みの物品を輸出した場合の物品税の還付）

第二十四条 第二種の物品の製造者が、その製造に係る第二種の課税物品（古物に該当するもの

を除く。以下この条において同じ。）で、輸出以外の目的で当該製造に係る製造場から移出したかつ、当該製造場（第十条第一項、第十九条第六項又は第二十一条第六項の規定により当該物品の製造に係る製造場とみなされる場所を含む）以外の場所所蔵のため所持するものを輸出した場合には、当該物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の輸出をした日から六月以内に、当該輸出をした第二種の課税物品の輸出先、品名及び品名ごとの数量並びに同項の還付に係る金額その他政令で定める事項を記載した申請書に当該物品が輸出されたことその他同項の規定に該当することについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付して、これを当該物品の製造に係る製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、第二種の物品の販売業者（第一項の規定に該当する第二種の物品の製造者であるものを除く。）が第二種の課税物品で販売のため所持するものを輸出した場合について準用する。この場合において、第一項中「金額」とあるのは「金額に相当する物品税を当該販売業者が納付したものとみなして、当該金額」と、前項中「当該物品の製造に係る製造場の所在地」とあるのは「その者の当該輸出に係る第二十九条第一項に規定する販売場の所在地」と読み替へるものとする。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付金には、国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）の規定による還付加算金は、付さない。

（小売又は移出に係る物品の特殊用途免税）

第二十五条 第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ、当該各号に掲げる第一種の課税

物品で当該各号に規定する用途に供するため政令で定める方法により購入されるものの小売をし、又は当該各号に掲げる第二種の課税物品で当該用途に供するため当該方法により購入されるものを販売するためその製造に係る製造場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条（学校の範囲）に規定する学校その他の政令で定める教育機関 教育の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの

二 学術研究機関として政令で定めるもの 学術研究の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの

三 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第一条第二項第三号から第五号まで（定義）に掲げる事業を行う者その他の政令で定める社会福祉に係る事業を行う者 当該事業に係る施設の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの

四 国立博物館その他前三号に規定する者以外の政令で定めるもの その用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの

2 前項の規定は、同項の小売をした第一種の物品の販売業者又は同項の移出をした第二種の物品の製造者が、それぞれ、当該小売又は移出をした日の属する月分の第三十一条第一項又は第二項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出するものに限り）に当該物品が前項各号に掲げる者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に第六項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 第十九条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項各号に掲げる者で当該各号に掲げる第

一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入したものは、その購入した日の属する月の翌末日までに、当該物品の用途、品名及び品名ごとの数量並びに使用場所その他政令で定める事項を記載した書類をその使用場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

5 前項に規定する者は、同項の物品を購入した日から二年間は、当該物品をその用途以外の用途に供し、又は譲り渡してはならない。ただし、当該物品を当該期間内にその用途以外の用途に供し、又は譲り渡すことにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、その使用場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

6 第四項に規定する者が前項に規定する期間内に同項の物品をその用途以外の用途に供し、又は譲り渡したときは、税務署長は、その者から当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実(第三項において準用する第十九条第三項の届出又は承認があった場合には、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった事実)が生じている場合には、この限りでない。

(引取りに係る物品の特殊用途免除)

第二十六條 前条第一項各号に掲げる者が当該各号に掲げる第一種又は第二種の課税物品を保税地域からその使用場所を引き取り、その場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地を所轄する税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。ただし、第三項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 第二十一条第二項から第五項までの規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第五項中「同項各号に掲げる場所」とあるのは、「使用場所」と読み替へるものとする。

3 第一項の承認を受けて引き取った第一種又は第二種の課税物品について、前項において準用する第二十一条第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその物品税を徴収する。ただし、既に次項において準用する前条第六項本文の規定の適用があった場合には、この限りでない。

4 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の承認を受けて同項に規定する第一種又は第二種の課税物品を引き取った者について準用する。この場合において、同条第五項中「同項の物品を購入した日」とあるのは、「当該物品を引き取った日」と、同条第六項中「第一項」とあるのは、「第二十六條第一項」と、「第二項本文に規定する場合に該当する事実(第三項において準用する第十九条第三項の届出又は承認があった場合には、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった事実)が生じている場合」とあるのは、「同条第三項本文の規定の適用があった場合」と読み替へるものとする。

(課税済みの物品を特殊用途に供した場合の物品税の還付)

第二十七條 第二種の物品の製造者が、その製造に係る第二十五條第一項各号に掲げる第二種の課税物品(古物に該当するものを除く。以下この条において同じ。)を当該各号に掲げる者に対する販売以外の目的で当該製造に係る製造場から移出し、かつ、当該製造場(第十条第一項、第十九條第六項又は第二十一条第六項の規定により当該物品の製造に係る製造場とみなされる場所を含む。)以外の場所へ販売のため所持する場合において、当該各号に掲げる者で当該物品を当該各号に規定する用途に供するため政令で定める方法により購入するものに対してこれを販売するときは、当該物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付するものとする。

る。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の販売をした日から六月以内に、当該販売をした第二種の課税物品の販売先、品名及び品名ごとの数量並びに同項の還付に係る金額その他政令で定める事項を記載した申請書に当該物品が第二十五條第一項各号に掲げる者によって前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付して、これを当該物品の製造に係る製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、第二種の物品の販売業者(第一項の規定に該当する第二種の物品の製造者であるものを除く。)が第二十五條第一項各号に掲げる第二種の課税物品で販売のため所持するものを、当該各号に掲げる者で当該物品を当該各号に規定する用途に供するため第一項に規定する方法により購入するものに対してこれを販売する場合について準用する。この場合において、第一項中「金額」とあるのは「金額に相当する物品税を当該販売業者が納付したものとみなして、当該金額」と、前項中「当該物品の製造に係る製造場の所在地」とあるのは「その者の当該販売に係る第二十九條第一項に規定する販売場の所在地」と読み替へるものとする。

4 第二十四條第四項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による還付金について、第二十五條第四項、第五項及び第六項本文の規定は、第一項又は前項の規定に該当する第二種の課税物品を第一項に規定する方法により購入した者についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第六項本文中「当該物品について第一項の規定による免除に係る物品税額」とあるのは、「当該物品に係る第二十七條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額」と読み替へるものとする。(輸出する不課税物品の材料となる物品の免税等)

第二十八條 輸出入の自動車(別表第二種第七号に掲げるものを除く。)その他の不課税物品で政令で定めるもの(以下この条において「輸出入不課税物品」という。)の材料として第二種の課税物品を使用することについて第七條第一項本文の規定の適用がある場合において、当該輸出入不課税物品の製造者が当該第二種の課税物品を当該輸出入不課税物品の材料として使用するとき、その使用に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の使用をした輸出入不課税物品の製造者が、当該使用をした日の属する月分の第三十一条第二項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。)に当該物品の使用に関する明細書及び当該輸出入不課税物品が輸出されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に第四項本文の規定の適用があった場合には、この限りでない。

3 第十九條第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入」とあるのは「輸出入不課税物品を輸出して」、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

4 第一項の規定に該当する輸出入不課税物品で本邦に戻されたものを保税地域から引き取り、又は保税地域において使用する場合に、当該物品を引き取る者又はこれを使用する者がその引取り又は使用の時に当該物品の材料として使用した第二種の課税物品を当該保税地域から引き取るものとみなして、この法律を適用する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実(前項において準用する第十九條第三項の届出又は承認があった場合には、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった事実)が生じている場合には、この限りでない。

(第一種の物品の販売業者が引き取る物品等に係る免税)

第二十九条 第一種の物品の販売業者が第一種の課税物品(販売のためのものに限り)を保税地域から引き取る場合において、政令で定める手続により、その者が第一種の物品の販売業者であることを証する書類で当該物品を販売しようとする販売場(継続して販売業を営む場所をいう。以下同じ)の所在地(その者が販売場を設けない場合には、その住所とし、住所がない場合には、その居所とする。以下同じ)を所轄する税務署長から交付を受けたものをその保税地域の所在地を所轄する税関長に提出したときは、当該引取りに係る物品税を免除する。

2 第二十二条から第二十四条までの規定の適用を受けないで輸出された課税物品でその輸出につき関税法の規定に基づく許可があった日から五年以内に輸入されたものを保税地域から引き取る場合において、当該物品の当該引取りの時ににおける性質及び形状が当該許可の時ににおける性質及び形状と変っていないことにつきその保税地域の所在地を所轄する税関長の確認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。

(返還又は戻入の場合の物品税の控除等)

第三十条 第一種の物品の販売業者がその小売をした第一種の課税物品の返還を受けた場合又は第二種の物品の製造業者がその製造に係る第二種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出したものの(当該製造場からの移出の際当該物品の一部を構成していた課税物品で第十八条第一項の規定の適用を受けたもの以外のものを含む。第三項において同じ)を当該製造場に戻し入れた場合には、当該物品が当該小売又は移出後使用され、又は消費されたものである場合及び当該戻入のために他の製造場からの移出につき第十九条第一項の規定の適用があった場合を除き、その者が当該返還又は戻入の日の属

する月(その日と当該小売又は移出の日とが同一の月に属する場合)には、第一種の課税物品についてはその月の翌月、第二種の課税物品についてはその月の翌々月、当該戻し入れられた第二種の課税物品の移出の日がその戻入の日の属する月の前月であった場合には、その戻入の日の属する月の翌月)以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。)に記載した同条第一項第四号又は第二項第四号に掲げる物品税額の合計額から当該物品につき当該小売又は移出により納付された、又は納付されるべき物品税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該物品税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。以下第三項において同じ)に相当する金額を控除する。

2 前項の場合において、同項の規定による控除に係る月分の次条第一項若しくは第二項の規定による申告書に同条第一項第七号若しくは第二項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第三項の規定による申告書の提出があったときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

3 第二種の課税物品の製造業者が、その製造に係る第二種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出したものの(当該移出後使用され、又は消費されたものを除く)を、その者の他の第二種の物品の製造場に移入した場合又は当該製造に係る製造場における製造を廃止した後(第七条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後)当該製造場であった場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより、当該移入に係る製造場の所在地又は当該製造に係る製造場であった場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該物品を廃棄したときは、前二項の規定に準じ

て当該物品につき当該移出により納付された、又は納付されるべき物品税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

4 前三項の規定による控除又は還付を受けようとする者は、当該控除又は還付に係る次条第一項から第三項までの規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする物品税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

5 相続により第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造場における製造業を承継した相続人がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ)の小売をした第一種の課税物品の返還を受け、又は当該被相続人により当該製造場において製造された第二種の課税物品で当該製造場から移出されたものを当該製造場に戻し入れ、若しくはその相続人の他の第二種の物品の製造場に移入したときは、その相続人が当該小売又は製造及び移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

6 前項の規定は、合併により第一種の課税物品の販売業者又は第二種の課税物品の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ)及び「当該被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

7 第二項又は第三項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。
一 次条第一項又は第二項の規定による申告書
二 当該申告書の提出期限
三 次条第三項の規定による申告書 当該申告

書の提出があった日の属する月の末日

8 第一項又は第三項に規定する戻入又は移入に係る物品が、これらの規定に規定する製造場からの移出の際課税物品の一部を構成していたものである場合における当該物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 申告及び納付等
(小売又は移出に係る物品についての課税標準及び税額の申告)

第三十一条 第一種の物品の販売業者は、その販売場ごとに、毎月(第一種の課税物品の小売がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において小売をした第一種の課税物品の号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

二 第二十二条、第二十三条、第二十五条その他の法律の規定による物品税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する第一種の課税物品のうちこれらの規定の適用を受けようとするものの号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

三 品目ごとに第一号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額から、それぞれ当該品目ごとに前号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額を控除した金額(以下この項において「課税標準額」という。)

四 課税標準額に対する物品税額及び当該物品税額の合計額

五 第三十条その他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額(前号に掲げる物品税額のうち、既に確定したものを含む。)

六 第四号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額

七 第四号に掲げる物品税額の合計額から第五号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 第二種の物品の製造者は、その製造場ごとに、毎月(第二種の課税物品の当該製造場からの移出がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌々月末日までに、その製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場において製造した第二種の課税物品で当該製造場から移出したものの号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

二 第十九条、第二十二條、第二十三條、第二十五條、第二十八條その他の法律の規定による物品税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する第二種の課税物品のうちこれらの規定の適用を受けようとするものの号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

三 品目ごとに第一号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額から、それぞれ当該品目ごとに前号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額を控除した金額(以下この項において「課税標準額」という。)

四 課税標準額に対する物品税額及び当該物品税額の合計額

五 第三十條その他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額(前号に掲げる物品税額のうち、既に確定したものを含む。)

六 第四号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額

七 第四号に掲げる物品税額の合計額から第五号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

3 前条第一項の返還を受け、又は同項若しくは同条第三項の戻入れ若しくは同項の移入をした者は、これらの項の規定による控除を受けるべき月において前二項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項又は第三項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受ける金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受け、又は当該戻入れ若しくは移入をした場所の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。

4 第一項及び第二項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けて物品税を免除された課税物品については、適用しない。

(納税申告書の提出期限の特例)

第三十二條 第一種の物品の販売場において小売された第一種の課税物品又は第二種の物品の製造場において製造された第二種の課税物品で当該製造場から移出されたものに係る物品税の課税標準たる金額の最近における一年間の合計額が政令で定める金額以下である場合において、当該小売又は移出をした第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が、政令で定めるところにより、当該販売場又は製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該販売場又は製造場に係る前条第一項又は第二項に規定する申告書のうち次の表の上欄に掲げる月分に係るものの提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月分のこれらの規定に規定する申告書の提出期限と同一の提出期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者につき次の各号の一に該当する事実があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

一 前項に規定する合計額が同項の政令で定める金額以下であると認められないこと。

二 次項の規定による取消しの通知を受けた日又は第四項の届出書の提出があつた日以後一年以内に当該承認の申請をしたものであること。

三 当該承認の申請をした者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であることその他物品税の保全上不適当と認められる事情があること。

3 税務署長は、第一項の承認を受けた者について前項第一号又は第三号に該当する事実が生じたとき、その承認を取り消すことができる。

4 第一項の承認を受けた者は、その承認に係る販売場又は製造場の同項に規定する合計額が同項の政令で定める金額を超えたこととなつたときは、遅滞なく、その旨その他政令で定める事項を記載した届出書を当該販売場又は製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する月(その月が同項の表の上欄に掲げる月である場合には、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月)の翌月分以後の前条第一項又は第二項に規定する申告書については、その承認は、その効力を失ふものとする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する合計額の計算方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(引取りに係る物品についての課税標準及び税額の申告等)

第三十三條 関税法第六條の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される課税物品を保税地域から引き取らうとする者は、当該引取りに係る物品税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該保税地域から引き取らうとする課税物品の号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額(以下この項において「課税標準額」という。)

二 課税標準額に対する物品税額及び当該物品税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額

四 第二号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額

五 第二号に掲げる物品税額の合計額から第三号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 関税法第六條の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される課税物品を保税地域から引き取らうとする者は、当該引取りに係る物品税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税物品に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(小売又は移出に係る物品についての期限内申告による納付等)

第三十四條 第三十一條第一項の規定による申告書を提出した第一種の物品の販売業者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

2 第三十一條第二項の規定による申告書を提出した第二種の物品の製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号

に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

3 第六条第六項の規定に該当する第一種の課税物品に係る物品税については、同項の販売等に係る販売場の所在地を所轄する税務署長が、その販売等をした日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

4 第七條第一項ただし書又は第八條第四項の規定に該当する第二種の課税物品に係る物品税については、これらの規定に規定する製造場の所在地を所轄する税務署長が、その移出した日の属する月の翌々月末日を納期限として徴収する。

(引取りに係る物品についての物品税の納付等)

第三十五條 第三十三條第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る課税物品を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

2 保税地域から引き取られる第三十三條第二項に規定する課税物品に係る物品税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徴収する。

(移出に係る物品についての納期限の延長)

第三十六條 第二種の物品の製造者が、第三十一條第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第三十四條第二項の規定による納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した第三十一條第二項第六号に掲げる物品税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する物品税の納期限を延長することができる。

(引取りに係る物品についての納期限の延長)

第三十七條 第二種の課税物品を保税地域から引き取りとする者が、第三十三條第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限

の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる物品税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する物品税の納期限を延長することができる。

第五章 雑則

(営業開廃申告等)

第三十八條 第一種の物品の販売業者(第一種の課税物品の小売をするものに限る。以下この条において同じ。)になろうとする者(第一種の物品の販売業者で新たに第一種の課税物品の小売をしようとする者を含む。)は、その販売場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該販売場の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。第一種の物品の販売業者が当該販売場の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

2 第二種の課税物品を製造しようとする者(受託者等になろうとする者を含む。委託者等になろうとする者及び保税地域において関税法第二條第一項第三号(定義)に規定する外国貨物に該当する第二種の課税物品のみを製造しようとする者を除く。)は、その製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。第二種の課税物品の製造者(当該受託者等を含む。当該委託者等を除く。以下次項において同じ。)がその製造の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

3 第一種の物品の販売業者又は第二種の課税物品の製造者は、前二項の規定により申告した事項で政令で定めるものに異動を生じた場合には、遅滞なくその旨を書面でこれらの規定に規定する税務署長に申告しなければならない。

4 第二種の課税物品の製造につき委託者等になろうとする者は、あらかじめ、当該委託又は指示をする旨その他政令で定める事項を書面で受託者等の製造場の所在地を所轄する税務署長に

申告しなければならない。

5 第一種の物品の販売業者又は第二種の課税物品の製造者について相続の開始があった場合において、当該相続により第一種の物品の販売業者又は第二種の課税物品の製造業を承継した相続人があるときは、その相続人は、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該販売業に係る販売場の所在地又は当該製造業に係る製造場の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告があつたときは、当該相続が開

始した日において第一項又は第二項の規定による申告があつたものとみなす。

6 前項の規定は、合併により第一種の物品の販売業者又は第二種の課税物品の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人中」、「当該相続があつた日」及び「当該相続が開始した日」とあるのは「当該合併があつた日」と読み替へるものとする。

(販売業者証明書の交付等)

第三十九條 税務署長は、貴石等(第六條第一項に規定する貴石等をいう。以下この条において同じ。)の販売業者からの申請に基づき、その者が当該物品の販売業者であることを証する証明書(以下「販売業者証明書」という。)を交付する。

2 税務署長は、前項の規定による販売業者証明書の交付を受けようとする者が貴石等の販売業者であることが明らかでない場合には、当該販売業者証明書の交付をしないことができる。

3 税務署長は、販売業者証明書を交付する場合においては、当該販売業者証明書に一定の有効期限を付することができる。

4 販売業者証明書の交付を受けた者は、貴石等の販売業を廃止した場合及び販売業者証明書に記載された事項に異動を生じた場合には、直ちに、当該販売業者証明書を第一項の税務署長に返さなければならない。

5 販売業者証明書の交付申請手続及び記載事項その他販売業者証明書に關し必要な事項は、政令で定める。

(記帳義務)

第四十條 課税物品の製造者(受託者等を含む。以下第四十五條第一項及び第二項において同じ。)若しくは販売業者又は第二十八條第一項の規定の適用を受ける不課税物品の製造者は、政令で定めるところにより、当該課税物品又は不課税物品の製造、貯蔵又は販売に關する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第四十一條 法人が合併した場合に、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合には、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第三十一條第一項又は第二項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(物品税証紙)

第四十二條 税務署長又は税関長は、物品税の保全のため、政令で定めるところにより、第二種の課税物品の製造者又は第二種の課税物品を保税地域から引き取りようとする者に對し、その製造に係る第二種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出するもの若しくは保税地域から引き取りようとする第二種の課税物品又はこれらの物品の容器若しくは包装(以下「容器等」という。)に、その指定する方法で、物品税証紙(以下「証紙」という。)をはり付けることを命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者は、同項の課税物品又はその容器等に、当該命令をした税務署長又は税関長の指定する方法で、証紙をはり付けなければならない。

3 第一項の命令を受けた第二種の課税物品の製造者は、政令で定めるところにより、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第三十一條第

二項の規定による申告書に併せて記載して、申告しなければならない。

4 証紙は、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、第二種の課税物品の製造者又は第二種の課税物品を保税地域から引き取るうとする者に対して交付する。

5 証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

(表示証)

第四十三条 前条第一項の命令を受けた者は、同項の第二種の課税物品又は当該物品の容器等につき証紙をはり付けることが不適当な特別の事情がある場合において、政令で定める手続により、同項の税務署長又は税関長の承認を受けたときは、証紙のはり付けに代えて、当該物品又はその容器等に当該物品が課税物品であることの表示を受け、又は当該表示を受けた用紙(以下表示証という)をはり付けることができる。この場合において、表示証のはり付けは、当該税務署長又は税関長が指定する方法でなければならない。

2 前条第三項及び第五項の規定は、表示証について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の命令」とあるのは、「第四十三条第一項の承認」と読み替えるものとする。

(証紙の譲渡制限等)

第四十四条 第二種の課税物品の製造者又は第二種の課税物品を保税地域から引き取る者は、証紙又は表示証(第四十二条第一項の命令に基づいてはり付けてあるものを除く)を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、これらの者がその譲渡につき、政令で定める手続により、その製造場の所在地を所轄する税務署長又はその保税地域の所在地を所轄する税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 第二種の課税物品の製造者、第二種の課税物品を保税地域から引き取る者又は第二種の課税物品の販売業者は、販売の目的で所持する第二種の課税物品又は当該物品の容器等にはり付け

である証紙又は表示証を破り、又ははがしてはならない。ただし、当該容器等から取り出して販売するため破る場合には、この限りでない。

3 第二種の課税物品の製造者又は第二種の課税物品を保税地域から引き取る者は、第二種の課税物品(その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに限り)若しくはその容器等にはり付けられた証紙若しくは表示証を更に当該物品以外の第二種の課税物品について使用し、又は前条第一項の表示を受けた第二種の課税物品(その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに限り)の容器等を更に当該物品以外の第二種の課税物品の容器等として使用してはならない。

(当該職員の特権)

第四十五条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という)は、物品税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 課税物品の製造者若しくは販売業者又は第二十八条第一項の規定の適用を受ける不課税物品の製造者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する当該課税物品若しくは不課税物品、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 課税物品を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る課税物品を検査すること。

三 第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を購入し、又は保税地域から引き取った者に対して質問し、又は当該物品を検査すること。

四 運搬中の課税物品を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、物品税に関する調査について必

要がある場合には、課税物品の製造者若しくは販売業者又は第二十八条第一項の規定の適用を受ける不課税物品の製造者の組織する団体(当該団体をもって組織する団体を含む)に対して、その団体の当該課税物品又は不課税物品の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 当該職員は、前二項の規定により職務を執行する場合に、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(物品税額の区分決済及び表示)

第四十六条 課税物品の製造者又は販売業者は、当該課税物品の販売に係る取引の決済を行う場合には、その決済上受領すべき金額を、当該課税物品につき納付された、又は納付されるべき物品税に相当する金額とその他の金額とに区分して行わなければならない。

2 課税物品の製造者又は販売業者は、当該課税物品を販売するため店頭その他の場所に陳列する場合に、当該課税物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額に相当する金額とその他の金額とを区分して表示しなければならない。

(期限等に関する特例)

第四十七条 法人の事業年度の末日が月の末日でないことその他これに準ずる特別の事情があることにより第三十一条に規定する申告書の提出期限その他この法律に規定する期限又は期間により難い場合において、第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、これらの者についてはこの法律に規定する期限又は期間は、当該承認に係る期限又は期間とするものとする。

(納税地)

第四十八条 物品税の納税地は、次の各号に掲げる課税物品の区分に応じ、当該各号に掲げる場所の所在地とする。

一 第一種の物品の販売業者が小売をした第一種の課税物品 当該小売をした販売場の製造に係る製造場から移出したもの 当該製造場

三 保税地域から引き取られる課税物品 当該保税地域

四 第六条第六項の規定に該当する第一種の課税物品 同項の販売等に係る販売場

五 第七条第一項ただし書又は第八条第四項の規定に該当する第二種の課税物品 これらの規定に規定する製造場

六 第二十三条第三項本文の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品 同項本文に規定する出港地又は住所若しくは居所

七 第二十三条第五項本文の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品 同項に規定する譲渡又は譲受けがあった時(同条第四項ただし書の承認があった場合には、その承認があった時)における当該物品の所在場所

八 第二十五条第六項(第二十六条第四項及び第二十七条第四項において準用する場合を含む)の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品 当該物品をその用途以外の用途に供し、又は譲り渡した時(第二十五条第五項ただし書(第二十六条第四項及び第二十七条第四項において準用する場合を含む)の承認があった場合には、その承認があった時)における当該物品の使用場所

第六章 罰則
第四十九条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 偽りその他不正の行為により物品税を免れ、又は免れようとした者
二 偽りその他不正の行為により第二十四条第

一項（同条第三項において準用する場合を含む。）第二十七條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十條第二項若しくは第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る課税物品に対する物品税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該物品税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第五十條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第二十三條第四項本文又は第二十五條第五項本文（第二十六條第四項及び第二十七條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 偽りその他不正の行為により第二十五條第一項各号に掲げる物品を当該各号に規定する用途に供する目的以外の目的で同項又は第二十七條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する方法により購入した者

三 第三十一條第一項若しくは第二項又は第三十三條第一項の規定による申告書の提出を怠った者

四 第三十三條第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

五 偽りその他不正の手段により販売業者証明書の交付を受けた者

六 販売業者証明書を譲り渡し、若しくは貸し与えた者又は他の者が交付を受けた販売業者証明書を行使して、第六條第一項に規定する貴石等の販売業者から同項に規定する課税貴石等を購入し、若しくは同項各号に掲げる引渡しを受けた者

七 第四十二條第二項の規定に違反して証紙（表示証を含む。）をばり付けなかった者

八 第四十二條第三項（第四十三條第二項にお

いて準用する場合を含む。）の規定による申告を怠り、又は偽った者

九 第四十四條第一項の規定に違反して証紙又は表示証を譲り渡し、又は譲り受けた者

十 第四十四條第三項の規定に違反して証紙若しくは表示証又は第四十三條第一項の表示を受けた第二種の課税物品の容器等を再使用した者

第五十一條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十九條第七項又は第二十五條第四項（第二十七條第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 第三十八條の規定による申告を怠り、又は偽った者

三 第三十九條第四項の規定に違反して販売業者証明書を税務署長に返さなかった者

四 第四十條の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

五 第四十二條第二項又は第四十三條第一項後段の規定に違反する方法で証紙又は表示証をばり付けた者

六 第四十四條第二項の規定に違反して証紙又は表示証を破り、又はばがした者

七 第四十五條第一項第一号から第三号までの規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第四十九條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の

期間による。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、附則第五條の規定は、同年三月一日から施行する。

（第一種の物品の販売業者の小売とみなす場合に関する経過措置）

第二条 第一種の物品の販売業者が、第一種の物品につき、消費者から買受けの委託を受けて、平成二年四月一日（以下「施行日」という。）前に当該販売業者が当該物品の引渡しを受けた場合は、第五條第一項の規定は適用しない。

（販売業者証明書制度に関する経過措置）

第三条 第六條の規定は、平成二年五月三十一日までに行為れる同条第一項に規定する課税貴石等の同項に規定する販売等については、適用しない。

（第一種の課税物品の課税標準の特例等に関する経過措置）

第四条 第五條第二項の場合又は第六條第五項の場合（同条第一項第二号の引渡しに係る場合に限る。）において、第五條第二項又は第六條第五項の規定により小売をしたものとみなされる販売業者が提供を受けた第一種の課税物品の材料又は原料のうち当該販売業者が施行日前に小売をしたものがあるときは、当該施行日前の小売に係る材料又は原料については、第十四條第二項及び第十七條第一項の規定は適用しない。

（輸出物品販売場の許可に関する経過措置）

第五条 施行日の前日において消費税法を廃止する法律（平成元年法律第 号）による廃止前の消費税法（昭和六十二年法律第八号）第八條第六項（輸出物品販売場における輸出品物の譲渡に係る免税）の規定による許可を受けている輸出品物販売場の営業者が施行日以後引き続き第二十三條第一項に規定する輸出品物販売場の営業者となる場合においては、その旨を政令で定めるところにより、施行日の前日までに、

当該輸出品物販売場の所在地を所轄する税務署長に届け出たときは、当該輸出品物販売場については、施行日において、同条第六項の規定による許可を受けたものとみなす。

（営業開廃申告等に関する経過措置）

第六条 施行日前から引き続き第一種の物品の販売業者を営んでいる者（第一種の課税物品の小売をするものに限る。）及び第二種の課税物品を製造している者は、平成二年四月三十日まで、その販売場又は製造場ごとに、当該販売場又は製造場の位置その他政令で定める事項を当該販売場又は製造場の所在地を所轄する税務署長に書面で申告しなければならない。

2 施行日前から引き続き第八條第一項の規定により同項の委託又は指示をすることにより第二種の課税物品の製造とみなされる行為をしていいる者は、平成二年四月三十日までに、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地を所轄する税務署長に書面で申告しなければならない。

3 前二項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日において、第三十八條第一項前段若しくは第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で平成二年四月三十日までに、第一項の販売業者若しくは製造を廃止し、又は第二項の行為をしないこととなるものについては、適用しない。

5 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽った者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（手持品課税）

第七條 第二種の課税物品を、施行日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所(第五項の規定により製造場とみなされる場所を含む)で販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合(当該物品の品目ごとの数量又は価額(二以上の場所所持する場合に於ては、その合計数量又は総価額)がそれぞれ政令で定める数量又は金額以下であるときを除く)において、当該物品(同項の確認を受けて所持するものを除く)については、その者が当該物品の製造者として当該物品を施行日にその製造に係る製造場から移出したものとみなし、物品税を課する。

2 前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額を合算し、当該合算した額の物品税を、平成二年五月一日から起算して五月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該物品の品名並びに当該品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、平成二年四月三十日まで、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 第二種の課税物品で第一項の規定による物品税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場に戻り入れられた場合(第三十條第三項の廃棄がされた場合を含む)において、当該物品の製造者(第一項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう)が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額に相当する金額は、同条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又

は納付すべき物品税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

5 第一項に規定する者が、政令で定めるところにより、その所持する物品が輸出する目的その他政令で定める目的に充てるべきものであることにつき当該物品の貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係る物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、当該物品の貯蔵場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。(政令への委任)

第八條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第九條 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條 第一項中「製造たばこ」の下に、「物品税法別表に掲げる第二種の物品」を加え、「たばこ税」の下に、「物品税」を加え、同條第二項中「第十六條第一項若しくは第五項」の下に、「物品税法第三十條」を加える。

(印紙等模造取締法の一部改正)

第十條 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一條 第一項中「発行する印紙」の下に「若しくは物品税法第四十二條第一項の規定による物品税証紙」を、「税印の印影」の下に「若しくは物品税法第四十三條第一項の規定による表示」を、「有する印影」の下に「若しくは表示」を加える。

(相続税法の一部改正)

第十一條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

を加える。

(税理士法の一部改正)

第十二條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第六條 第一号ニ中「酒税法」の下に「又は物品税法のいづれか一科目」を加える。

第八條 第一項第四号中「若しくは酒税」を、「酒税若しくは物品税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十一号)の一部を次のように改正する。

第一條 中「印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の下に、「物品税法(平成元年法律第九号)」を加える。

第九條 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて製造場から移出する物品税法第一條に規定する物品で次に掲げるものについては、政令で定める手続により、物品税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの

二 個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業の用に供するために使用又は消費する物品で合衆国軍隊の用に供されるもの及び当該事業を行うためにこれらの者が使用又は消費する物品で政令で定めるもの

2 前項の規定の適用を受けた物品で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについては、製造者から直ちにその物品税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事由により滅失したもののについては、所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

第十條 第二項を次のように改める。

2 前條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた揮発油で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。

第十條の二 第二項中「前條第二項」を「第九條第二項」に改める。

第十條の三 第二項中「第十條第二項」を「第九條第二項」に改める。

第十一條 第一項中「第十條から」を「第九條から」に、「揮発油税」を「物品税、揮発油税」に、「免除を受けた揮発油」を「免除を受けた物品、揮発油」に改め、「ガス状炭化水素は」の下に、「第九條第一項各号」を加え、同條第二項中「規定する揮発油」を「規定する物品、揮発油」に、「第十條第一項各号」を「第九條第一項各号、第十條第一項各号」に、「当該揮発油」を「当該物品、揮発油」に、「に」についての第九條第一項、第十條第一項を「に」についての第九條第一項、第十條第一項に、「揮発油税額」を「物品税額、揮発油税額」に、「相当する揮発油税」を「相当する物品税、揮発油税」に、「当該揮発油税」を「当該物品税、揮発油税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについては、製造者から直ちにその物品税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事由により滅失したもののについては、所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

第十條 第二項を次のように改める。

2 前條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた揮発油で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。

第十條の二 第二項中「前條第二項」を「第九條第二項」に改める。

第十條の三 第二項中「第十條第二項」を「第九條第二項」に改める。

第十一條 第一項中「第十條から」を「第九條から」に、「揮発油税」を「物品税、揮発油税」に、「免除を受けた揮発油」を「免除を受けた物品、揮発油」に改め、「ガス状炭化水素は」の下に、「第九條第一項各号」を加え、同條第二項中「規定する揮発油」を「規定する物品、揮発油」に、「第十條第一項各号」を「第九條第一項各号、第十條第一項各号」に、「当該揮発油」を「当該物品、揮発油」に、「に」についての第九條第一項、第十條第一項を「に」についての第九條第一項、第十條第一項に、「揮発油税額」を「物品税額、揮発油税額」に、「相当する揮発油税」を「相当する物品税、揮発油税」に、「当該揮発油税」を「当該物品税、揮発油税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十一号)の一部改正)

第十四條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十一号)の一部を次のように改正する。

第一條 第一項中「発行する印紙」の下に「若しくは物品税法第四十二條第一項の規定による物品税証紙」を、「税印の印影」の下に「若しくは物品税法第四十三條第一項の規定による表示」を、「有する印影」の下に「若しくは表示」を加える。

(相続税法の一部改正)

第十一條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一條 第一項中「発行する印紙」の下に「若しくは物品税法第四十二條第一項の規定による物品税証紙」を、「税印の印影」の下に「若しくは物品税法第四十三條第一項の規定による表示」を、「有する印影」の下に「若しくは表示」を加える。

(相続税法の一部改正)

第十一條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一條 第一項中「発行する印紙」の下に「若しくは物品税法第四十二條第一項の規定による物品税証紙」を、「税印の印影」の下に「若しくは物品税法第四十三條第一項の規定による表示」を、「有する印影」の下に「若しくは表示」を加える。

(相続税法の一部改正)

第十一條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一條 第一項中「発行する印紙」の下に「若しくは物品税法第四十二條第一項の規定による物品税証紙」を、「税印の印影」の下に「若しくは物品税法第四十三條第一項の規定による表示」を、「有する印影」の下に「若しくは表示」を加える。

(相続税法の一部改正)

第十一條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

部を次のように改正する。

第一条中「たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の下に、物品税法(平成元年法律第七号)を加える。

第七条中「たばこ税の下に、物品税を加える。

(会社更生法の一部改正)
第十五条 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第百九条中「たばこ税の下に、物品税」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)
第十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「関税法(明治四十三年法律第五十四号)の下に、物品税法(平成元年法律第五号)を加える。

第二条第一項中「より関税の下に、物品税」を加える。

第四条第二項中「譲受けは」の下に「物品税法」を加える。

第五条第一項中「規定により揮発油税」を「規定により物品税、揮発油税」に改め、「みなして」の下に「物品税法」を加え、同条第二項中「規定により揮発油税法を規定により物品税法、揮発油税法」に改め、「おいては」の下に「物品税法第四章」を加え、「直ちに揮発油税」を「直ちに物品税、揮発油税」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)
第十七条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の下に、物品税法(平成元年法律第七号)を加える。

第三条第一項中「印紙税法の下に、物品税法」を加え、同条第二項中「第十条第一項第一号」を「第九条第一項第一号、第十条第一項第一号」に、「揮発油税を物品税、揮発油税」に、「受けた揮発油税を」受けた物品、揮発油税に、「第十条第二項」を「第九条第二項、第十条第二項」に改める。

第四条中「たばこ税法」の下に「物品税法」を加える。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)
第十八条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の下に、物品税法(平成元年法律第五号)を加える。

第二条第一号中「たばこ税」の下に「物品税」を加え、同条第二号中「製造たばこ」の下に「物品税法第一条(課税物件)に規定する物品」を加える。

第三条第二号中「又は第七項」を「若しくは第七項又は物品税法第二十八条第四項(輸出する不課税物品の材料となる物品の免税等)」に改める。

第十六条第一項中「場合には」の下に「物品税法第七條第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(保税展示場における使用等の特例)
第十六条の二 保税展示場において、関税法第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)の承認を受けて、物品税法別表に掲げる第二種の物品で政令で定めるものを使用する場合には、同法第七條第二項(引取りとみなす場合)の規定は、適用しない。

2 保税展示場に入れられた前項の物品が、関税法第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可)の規定による許可を受けて保税展示場外で使用される場合には、同条の規定により指定された場所に出されている当該物品は、同条の規定により指定された期間が満了するまでは、なお当該保税展示場にあるものとみなして、物品税法及びこの法律の規定を適用する。

3 第十条第三項の規定は、前項の指定された期間が経過した場合について準用する。

4 税関長は、関税法第六十二条の四第二項(販売物品についての担保の提供)の規定により保税展示場に入れられた外国貨物である課税物品につき担保の提供を求めるときは、当該物品についてその内国消費税の額に相当する金額の範囲内で、担保の提供を併せて求めなければならない。

(国税徴収法の一部改正)
第十九条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び石油税」を「石油税及び物品税」に改める。

第十一条中「移出」の下に「販売」を加える。

(国税通則法の一部改正)
第二十条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び石油税」を「石油税及び物品税」に改める。

第十五条第二項第六号中「引取りの時」の下に「(販売業者の小売した物品に課される物品税についてはその小売の時とする)」を加える。

(自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正)
第二十一条 自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「関税法(明治四十三年法律第五十四号)の下に、物品税法(平成元年法律第七号)を加える。

第二条第三号中「関税」の下に「及び物品税」を加える。

第三条中「関税」の下に「及び物品税(以下「輸入税」という。))」を加える。

第四条(見出しを含む)、第五条の見出し及び同条第一項、第七条第三項及び第四項、第八条第一項及び第三項並びに第十条中「関税」を「輸入税」に改める。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)
第二十一条 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)の下に、物品税法(平成元年法律第五号)を加える。

別表
課税物品表の適用に関する通則
一 この表における物品の所属の決定は、同表の各号の規定による。この場合において、当該各号の規定により所属を決定することができないときは、二及び三に定めるところによる。

二 この表の各号に掲げる物品には、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがあるものを除き、これに他の物品を混合し、又は結合した物品を含むものとする。この場合において、その物品については、これに性状、機能、用途その他についての重要な特性を与える物品のみから成るものとみなす。

三 物品がこの表の二以上の物品に該当する場合に、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがあるものを除き、次に定めるところによりその所属を決定する。

イ 当該物品が第一種及び第二種の物品に該当する場合に、これを第一種の物品とす

る。
□ 当該物品が同一種内の二以上の物品に該当する場合において、これらの物品の税率が異なるときは、これをこれらの物品のうち、最も高い税率が適用される物品とし、これらの物品の税率が同じであるときは、次に定めるところによる。
(一) これらの物品のうちの一の物品について課税最低限の金額の定めがないときは、その定めがない物品とする。
(二) これらの物品のすべてについて課税最低限の金額の定めがあるときは、これを最も低い課税最低限の金額の定めがある物品とする。
(三) これらの物品のうち二以上の物品について課税最低限の金額の定めがないとき、又はすべての物品について課税最低限の金額の定めがあり、かつ、そのうち最も低い課税最低限の金額の定めのある

ものが二以上あるときは、この表に掲げる順序に従い、当該物品が該当する二以上の物品のうち、最も先に掲げられた物品とする。
四 この表の各号の品目欄に掲げる物品は、当該各号の類別欄に掲げる物品の範囲内のもので、当該物品について限定がある場合には、当該品目欄に掲げる物品にも同様の限定があるものとする。
五 この表の税率欄に掲げる税率は、同表に掲げる物品の品目ごとの区分に応じ、当該物品に係る物品税の課税標準たる金額につき適用するものとする。
六 この表において「％」は、百分率を表すものとする。
七 この表における用語の定義その他一から四までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

課税物品表		第一種 の 物 品	
番号	品 目	類 別	税 率
一	貴石及び半貴石並びに貴石製品、半貴石製品及び貴石又は半貴石を用いた製品	1 貴石及び半貴石のうち、ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ペリール、トルマリン、ジルコン、クワリツライト、ガーネット、オパール、ひすい、アメジスト、ねこ目石、トルコ石、月長石及びクンツァイト	一〇％
二	真珠並びに真珠製品及び真珠を用いた製品	2 貴石製品、半貴石製品及び貴石又は半貴石を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具	一〇％
三	貴金属製品及び金又は白金を用いた製品並びに貴金属をめぐし、又は張った製品	1 室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道用具、香道用具、華道用具、身辺用細貨類、化粧用具、文書類、宝石、メダルその他これに類する収集品	一〇％

第二種 の 物 品		四	五	六	七
		べっこう製品、さんご製品、こはく製品、ろうけ製品及びしっぽう製品	毛皮製品	繊維製の調度品	自動車類及びその関連製品
1 箱、カクテルシェーカー、食卓用品、携行用の飲料容器及び優勝杯、優勝盾その他これらに類する物品(貴金属をめぐし、又は張った製品に類するものは、第一種の物品に該当するものを除く。)		一〇％	1 室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道用具、香道用具、華道用具、身辺用細貨類、化粧用具、文書類、宝石、食卓用品、携行用の飲料容器及び優勝杯、優勝盾その他これらに類する物品	1 衣服類 2 帽子、えり巻類、えり、そで、マフ、衣服類の裏毛皮、ひざ掛け、いす掛け、座ぶとん、クッション及び敷物 2 ヨン及び敷物	1 普通乗用自動車、キャンピングカー及びキャンピングトレーラー(2、4、7及び9に掲げるものを除く。)
2 自動車、オートバイ、軽自動車、四輪駆動式のものを除く。		一〇％	1 衣服類 2 帽子、えり巻類、えり、そで、マフ、衣服類の裏毛皮、ひざ掛け、いす掛け、座ぶとん、クッション及び敷物	1 じゅうたん、だん通、フックドラッグ及びこれらに類する敷物類(第九号5に掲げるものを除く。)	1 小型普通乗用自動車(四輪駆動式のものを除く。)
3 自動車の冷房装置並びにその圧縮機、蒸発器及び凝縮器		一〇％	1 衣服類 2 帽子、えり巻類、えり、そで、マフ、衣服類の裏毛皮、ひざ掛け、いす掛け、座ぶとん、クッション及び敷物	2 どん帳	2 小型普通乗用自動車(四輪駆動式のものを除く。)
4 軽普通乗用四輪自動車(四輪駆動式のものを除く。)		八％	1 衣服類 2 帽子、えり巻類、えり、そで、マフ、衣服類の裏毛皮、ひざ掛け、いす掛け、座ぶとん、クッション及び敷物		3 自動車の冷房装置並びにその圧縮機、蒸発器及び凝縮器

[illegible]

一五	一四	一三	一二	一一	一〇
喫煙用具並びにかばん類、トランク類及び袋類	時計類	家具類	写真機類及び映写機類並びにその関連製品	楽器及びその附属品	無線機
1 喫煙用のライター、灰皿、スモークキングスタンド及びたばこセット 2 かばん類、トランク類並びにハンドバッグ及びこれに類する手さげかこ	1 時計のうち、貴金属製、べっこう製、さんご製、こはく製、ぞうげ製又はしっぽう製（以下この号において「貴金属製等」という。）の側を用いたもの及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは白金を用いたもの 2 時計側、文字板、指針及び竜頭のうち、貴金属製のもの及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは白金を用いたもの並びにムーブメントにこれらの一部を組み合わせたもの 3 時計及び時計側並びにムーブメント	1 たんす類及びたな物類 2 寝台並びにそのボトム、フレーム、ヘッドボード及びマットレス 3 机、テーブル、いす、腰掛け、びようぶ、ついで及び火ばち	1 写真機及び撮影機並びにこれらのレンズ、ボディ、三脚台、露出計及びせん光器 2 映写機並びにそのコンデンサー、レンズ、ランプハウス、ヘッドマシジン、モーター、サウンドヘッド、マガジン、フィルムリール、スタンド及びフィルム巻取機 3 引伸機並びにその暗箱、コンデンサー、レンズ及び支持台並びに焼付器、つや出し器、乾燥器及び修整台 4 フィルム、乾板及び感光紙 5 幻灯機 6 せん光電球その他これに類するせん光体	1 ピアノ、ギター、マンドリン、三弦その他の楽器及び弦楽器用のばち（ぞうげ製のものに限る。） 2 フォーティオン、オルガン、バンドニオンその他のリード楽器 3 トランペット、クラリネットその他の管楽器 4 ビブラホーン、チューブホーン、ドラム類その他の打楽器 5 電気ギターその他の電気楽器及び電子オルガンその他の電子楽器並びに楽器発生用電気音源機及び電子楽器用又は楽器発生用電気音源機用の演奏用操作機	18 パーソナル無線機
八% 八%	四% 八% 八%	八% 八% 八%	六% 六% 六% 六% 四% 四%	六% 六% 六% 六% 六%	四%

一六	化粧品類	1 香水（固型、粉末及びねり状のものを含む）、香紙、香袋及びつめ化粧品 2 おしろい、紅、口紅止め、化粧すみ、化粧粉、化粧水、あぶら取り料、化粧クリーム及び化粧下、化粧水（固型、粉末及びねり状のものを含む）、頭髪用の油及びねり油、整髪料、養毛料並びに染料	四%
一七	飲料類及び飲料用のし好品（酒税を課されるものを除く）	1 果実水及び果実みつ並びにこれらに類するものに類するもの 2 コーヒーシロップ及び紅茶シロップ並びにこれらに類するもの 3 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る） 5 コーヒー、ココア、ウーロン茶及びパオチョン茶並びにマテ及びチコリー	四% 四% 四% 四%

入場税法案

入場税法

（課税範囲）

第一条 次に掲げる場所への入場には、この法律により、入場税を課する。

- 一 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ、又は聴かせる場所
- 二 競馬場及び競輪場
- 三 前号に掲げる場所に類する場所で、政令で定めるもの

（定義）

第二条 この法律において「催物」とは、前条各号に掲げる場所（以下「興行場等」という。）において、映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物、競馬、競輪その他政令で定めるこれらに類するもので、多数人に見せ、又は聴かせるものをいう。

2 この法律において「主催者」とは、臨時に興行場等（以下「興行場等」という。）をその経営者若しくは所有者から借り受けて催物を主催する者をいう。

3 この法律において「入場料金」とは、興行場等の経営者又は主催者が、いづれの名義であるかを問わず、興行場等の入場者から徴収すべきを

の入場の対価をいい、当該入場料金について課される入場税額に相当する金額を含まないものとする。

（納税義務者）

第三条 興行場等の経営者（当該興行場等について別に主催者がある場合を除く。以下「経営者」という。）又は主催者（以下「経営者等」と総称する。）は、興行場等への入場者から徴収する入場料金について、入場税を納める義務がある。

（課税標準及び税率）

第四条 入場税は、入場料金を課税標準とし、入場料金の百分の五の税率により課する。

（免税点）

第五条 入場料金が一人一回の入場について、次の各号に掲げる興行場等の区分に応じ当該各号に掲げる金額以下であるときは、入場税を課さない。

- 一 映画を催す場所（次号に掲げる場所を除く。） 二十円
- 二 主として演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を催す場所 五十円
- 三 第一条第二号及び第三号に掲げる場所 三十円

（税額算定の特例）

第六条 経営者等が興行場等への入場者から徴収

した一人一回の入場についての金額が、前条各号に掲げる興行場等の区分に応じ当該各号に掲げる金額（以下この条において「免税点の金額」という。）を超え、当該金額とこれに對し第四条に規定する税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その徴収した金額から免税点の金額を控除した額に相当する入場税を課する。

（入場料金を徴収したとみなす場合）

第七条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を入場料金として、入場の際、徴収したものとみなす。この場合において、経営者等が入場料金を徴収したときは、当該料金は、徴収しなかったものとみなす。

- 一 経営者等が興行場等への入場について入場料金を定めている場合において、その入場料金の全部又は一部を徴収しないで、興行場等に入場させた場合（当該入場について、入場料金以外の給付を受けず、かつ、入場後において入場料金を徴収しない場合を除く。）その定めている入場料金の額。ただし、入場後において入場料金を徴収することとしている場合で、入場料金以外の給付を受けないときは、当該入場について徴収すべき入場料金の額
- 二 入場につき、通常、入場料金を徴収して催物を行う興行場等において、催物（当該催物と同じ種類の催物に参加することを業とする者が主として参加するものに限る。）を行う経営者等が入場料金を定めず、かつ、入場料金を徴収しないで入場させた場合又はその定め入場料金の額が当該催物の開催その他当該興行場等に入場させるために要する経費から勘案して低額であり、かつ、その定め入場料金を徴収し、若しくは徴収しないで入場させた場合（国、地方公共団体その他政令で定める者が催物を行う場合その他政令で定める場合を除く。）当該催物の開催その他当該興行場等に入場させるために要した経費を当該

興行場等に通常入場させることができる人員の数で除して得た額

2 経営者等が興行場等への入場について入場料金を定めている場合において、回数券又は定期券により興行場等に入場させたときは、入場の際、その定めている入場料金を当該入場に係る入場料金として徴収したものとみなす。この場合において、回数券又は定期券の発行により経営者等が徴収している金額があるときは、当該金額は、徴収しなかったものとみなす。

3 第一項第二号の規定が適用される場合においては、同号の規定により同号の経費を除するに用いた人員の数の入場者があったものとみなす。

（免税興行）

第八条 別表の上欄に掲げる者が主催する催物が次の各号に掲げる条件に該当する場合において、第三項の規定による承認を受けたときは、当該催物が行われる場所への入場については、入場税を免除する。

- 一 当該催物が演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物であること
- 二 当該催物が学生、生徒、児童その他当該催物と同じ種類の催物に参加することを業としない者により行われるものであること
- 三 当該催物に係る純益の全額が別表の下欄に掲げるもののために支出されること
- 四 当該催物に参加し、又は関係する者が何らの報酬を受けないこと

2 別表の上欄に掲げる者のうち政令で指定するものについて前項の規定を適用する場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる条件は、必要としない。

3 前二項の規定により入場税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする催物を開催する日の五日前までに、その催物の種類、開催の場所及び期間、入場料金、免除に該当する事由その他政令で定める事項を記載した申請書を、当該催物を開催する場所の所在地を所轄

する税務署長に提出して、その承認を受けなければならぬ。

4 税務署長は、前項の規定により申請書を提出した者が開催する催物の回数、期間、入場料金、場所その他の計画が入場税の保全上不適当であると認められる場合においては、前項の承認をしないことができる。

5 第一項第三号に規定する純益の計算について必要な事項は、政令で定める。

6 第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた者は、その免除を受けた催物の終了した日の属する月の翌月末日までに、当該催物に係る収入及び支出の明細書並びに支出された純益を領収した事実を証明する書類を、その免除をした税務署長に提出しなければならない。

7 税務署長は、第一項又は第二項の規定により免除を受けた者の申請により、前項の期限内に同項に規定する明細書又は書類を提出することができないことについて、その内容が確定しないことその他これに類するやむを得ない事由があるとき(国税通則法昭和三十一年法律第六十六号)の規定により、その提出期限が延長されるときを除く)は、その期限を延長することができる。

8 第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者がこれらの項に規定する条件に違反した場合において、その免除をした税務署長は、当該主催者から、直ちに、その免除に係る入場税を徴収する。

(非課税)

第九條 次に掲げる場所への入場については、入場税を課さない。

一 国が企画して行う催物で政令で定めるものを催す場所

二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)の規定により助成の措置を講ぜられた文化財のみを公開する場所

三 国立劇場が国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)第一条(目的)に規定する伝統芸

能のみを公開する場所又は同条に規定する現代舞台芸術のみを公演する場所

四 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われるスポーツを催す競技場

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する高等学校、中学校、小学校、幼稚園その他これらの学校の教育に準ずる教育を行う学校又は施設として政令で定めるもの(以下この項において「学校等」という)の教員又はこれに準ずる職員の引率により、当該学校等における教育に資するため、当該学校等の生徒、児童又は幼児の団体を興行場等へ入場させる場合(これらの学校の校長若しくは園長又は当該施設の長がその旨を証明する場合に限る)には、当該入場については、入場税を課さない。

(課税標準額及び税額の申告)
第十條 経営者等(第八條第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者を除く)は、その興行場等ごとに、毎月(第五條又は前條の規定の適用を受ける入場料金以外の入場料金を領収しない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その興行場等の所在地を所轄する税務署長(以下「所轄税務署長」という)に提出しなければならない。

一 その月中に当該興行場等への入場について領収した入場料金の総額(第五條又は前條の規定により課税されない入場料金の総額を除く。以下「課税標準額」という)。

二 課税標準額に係る入場税額

三 第十二條第一項の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする入場税額

四 第二号に掲げる入場税額から前号に掲げる入場税額を控除した税額(以下「納付すべき税額」という)。

五 第二号に掲げる入場税額から第三号に掲げ

る入場税額を控除してなお控除すべき不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項
2 第十二條第一項に規定する領収金額の全部又は一部を払い戻した者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、第十二條第一項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を、所轄税務署長に提出することができる。

(期限内申告による納付)
第十一條 前條第一項の規定による申告書を提出した経営者等は、同項に規定する当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する金額の入場税を、国に納付しなければならない。

(入場税の控除等)
第十二條 経営者等(第四項の規定の適用を受ける者を除く)が興行場等の経営又は催物を廃止し、休止し、又は中止したことその他のやむを得ない事情があるため、その領収した一回の入場についての入場料金と当該料金について課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額との合計額(以下この条において「領収金額」という)の全部又は一部を払い戻した場合においては、当該経営者等が当該払戻しの日の属する月(その日と当該領収の日とが同一の月に属する場合)には、その月の翌月)以後に提出期限の到来する第十條第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る)に記載した同項第二号に掲げる入場税額から当該領収金額のうちの入場税額に相当する金額(領収金額の一部を払い戻した場合には、払戻し後の金額が第五條の規定の適用を受けることとなる)を除き、当該払戻し後の金額のうち入場料金(払戻し後の金額が第六條の規定の適用を受けることとなる)は、当該払戻し後の金額)について第四條(払戻し後の金額が第六條の

規定の適用を受けることとなる)ときは、第六條)の規定を適用した場合における入場税額に相当する金額を控除した金額。以下この条において同じ)の合計額を控除する。

2 前項の場合において、同項の規定による控除を受けるべき月分の第十條第一項の規定による申告書に同項第五号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があったときは、それぞれ当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

3 第一項の規定による控除又は前項の規定による還付を受けようとする経営者等は、当該控除又は還付に係る第十條の規定による申告書に、領収金額の払戻しの事実を証明する書類として政令で定めるものを添付しなければならない。

4 第八條第八項の規定の適用を受けた主催者が、催物を休止し、又は中止したことその他のやむを得ない事情があるため、その領収金額の全部又は一部を払い戻した場合において、当該主催者が払戻しをした日の属する月以後に当該主催者から徴収すべき入場税額があるときは、当該入場税額から当該領収金額のうち入場税額に相当する金額の合計額を控除する。

5 前項の場合において、同項に規定する主催者から徴収すべき入場税額がないとき、又は徴収すべき入場税額から控除してなお不足額があるときは、前項に規定する領収金額のうち入場税額に相当する金額の合計額又は当該不足額を還付する。

6 第四項の規定による控除又は前項の規定による還付を受けようとする主催者は、政令で定めるところにより、控除又は還付を受けようとする入場税額を記載した控除又は還付の申請書に、領収金額の払戻しの事実を証明する書類として政令で定めるものを添付して、第八條第八項に規定する税務署長に提出しなければならない。

7 第二項又は第五項の規定による還付金につき

国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合に、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書又は申請書が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 第十条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限

二 第十条第二項の規定による申告書又は前項の規定による申請書 当該申告書又は申請書の提出があった日の属する月の末日

(入場税の保全担保)

第十三条 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、次の各号に掲げる場合において、入場税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、経営者等に対し、金額及び期間を指定して、入場税につき担保の提供を命ずることができる。

一 臨時に興行場等を設け、又は興行場等をその経営者若しくは所有者から借り受けて催物を主催する場合

二 経営者の資力がその納付すべき入場税額に比して薄弱であるため、入場税の納付を怠るおそれがある場合

2 前項第一号の規定により指定する期間は、第十一条の規定により入場税を納付する日又は第八条第一項若しくは第二項の規定により入場税の免除を受けた者が同条第六項に規定する明細書及び書類を提出する日までの間とする。

3 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第一項の金額又は期間を変更することができる。

(入場券の交付及び切取りの義務)

第十四条 経営者等は、次の各号に掲げる場合を除くほか、興行場等に入場させるとき、又は前売りその他いづれの名義でするかを問わず、あらかじめ入場料金を領収するときは、政府が発行する用紙（以下この条において「用紙」という。）をもって入場券とし、これを入場者に交付しなければならない。

一 興行場等への入場者から領収する入場料金が第五条の規定の適用を受ける場合

二 入場料金を領収せず、かつ、入場料金以外の給付を受けないで入場させる場合

三 第七条第一項第二号の規定の適用を受けるべき場合のうち入場料金を領収しないで入場させる場合

四 第八条第一項又は第二項の規定により免除を受ける催物を行う場合で、税務署長が指定するとき

五 第九条の規定の適用がある場合

六 その他入場券の交付を必要としない認められる場合で、政令で定めるとき

2 前項の用紙は、税務署長が、政令で定めるところにより、使用すべき興行場等を指定して、経営者等に交付する。

3 税務署長は、用紙を交付する場合においては、特別の事由がある場合を除き、経営者等がその時までに納付しなければならない入場税を完納したこと及び交付を受けた用紙又は当該用紙をもって入場券としたものでその時までに使用していないものの数を確かめた上でなければ、これを交付してはならない。

4 税務署長は、前条の規定によって担保の提供を命じた場合において、経営者等に用紙を交付するときは、当該経営者等が担保を提供するまで、これを交付しないことができる。

5 経営者等は、第一項の規定による入場券を交付する場合には、領収すべき入場料金を当該料金について課されるべき入場税額との合計額（課されるべき入場税額がないときは、当該入場料金の額）を表示した入場券をもってしなければならない。ただし、所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

6 経営者等は、毎月使用した入場券（第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者にあつては、免除を受けた催物について使用した入場券）の種類別枚数を記載した申告書を、第十条第一項の規定による申告書

又は第八条第六項の規定による明細書に併せて所轄税務署長に提出しなければならない。

7 経営者等は、入場者を入場券等に入場させる際、入場券の提示を求めてその半片を切り取り、他の半片を当該入場者に返さなければならない。

8 経営者等は、前項の規定により切り取った入場券の半片を、その切り取った日から三月間保存しなければならない。ただし、所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

9 経営者が興行場等の経営を廃止し、又は主催者が当該催物を終えた場合において、第二項の規定によって交付を受けた用紙又は当該用紙をもって入場券としたもので使用していないものがあるときは、直ちに、これらを同項の税務署長に返さなければならない。

10 経営者等は、第二項の規定によって交付を受けた用紙を同項の規定により指定された興行場等以外の興行場等で使用し、又はこれを譲り渡し、若しくは譲り受けてはならない。ただし、所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

11 用紙の種類及び様式又は形式は、大蔵省令で定める。

(特別入場券等の発行)

第十五条 経営者等は、指定席券により入場させる場合その他特別の事情がある場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、興行場等ごとに、前条第一項に規定する用紙以外の用紙で作成した入場券（以下「特別入場券」という。）を発行することができる。

2 経営者等が特別入場券又は回数券若しくは定期券を発行しようとする場合においては、税務署長の検印を受けなければならない。ただし、経営者等が、政令で定めるところにより、所轄税務署長の承認を受けて当該特別入場券に大蔵省令で定める書式による表示をしたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の承認の申請があつた場合において、当該経営者等が第十三条の規定により命ぜられた担保の提供をしないとき、その他入場税の保全上不適当と認められるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

4 前条第三項、第四項、第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により検印を受ける特別入場券の用紙について準用する。この場合において、「入場券」とあるのは「特別入場券」と、同条第四項中「交付」とあるのは「検印」と、同条第九項中「第二項」とあるのは「第十五条第二項」と、「交付」とあるのは「検印」と、同条第十項中「第二項」とあるのは「第十五条第二項」と、「交付」とあるのは「検印」とあるのは「特別入場券」と、「税務署長に返さなければならない」とあるのは「税務署長の確認を受けて廃棄しなければならない」と、同条第十項中「第二項」とあるのは「第十五条第二項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「同項の規定により指定された」とあるのは「その発行に係る同条第一項の」と読み替えるものとする。

5 第二項の規定により検印を受け又は表示をした特別入場券は、前条第一項及び第五項から第八項までの規定の適用については、入場券とみなす。

6 検印の印影の形式は、大蔵省令で定める。

(課税入場料金を定めようとする場合等の申告)

第十六条 経営者（経営者にならうとする者を含む。）がその経営する興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき第五条の規定の適用を受ける入場料金以外の入場料金（以下この項において「課税入場料金」という。）を定めようとするとき、又は催物を主催しようとする者がその催物を行う興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき課税入場料金を定めようとするときは、当該興行場等ごとに、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。経営者が当該興行場等の経営を廃止したときその他当該課税入場料金の定めを廃止したとき若しくは当該興行場等の経営を休止したとき、又は主催者が当該催物を終え、若しくは

休止したときも、同様とする。

2 前項の規定による申告をした経営者等は、その申告した事項に異動を生じたときは、政令で定めるところにより、所轄税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

第十七条 経営者等は、次に掲げる場合を除き、帳簿を備え、政令で定めるところにより、入場人員、領収した金額の総額その他業務に関する必要な事項を記載しなければならない。

一 興行場等への入場者から領収する常時の入場料金が第五条の規定の適用を受ける場合
二 第九条の規定の適用がある場合
(申告義務等の承継)

第十八条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる業務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む)は、被相続人(包括遺贈者を含む)の次に掲げる業務を、それぞれ、承継する。

一 第十条第一項又は第十六条に規定する申告義務
二 前条の規定による記帳義務
(当該職員の特権)

第十九条 当該職員は、入場税に関する調査について必要があるときは、納税義務者若しくは納税義務があると認められる者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 当該職員は、経営者等の組織する団体(当該団体で組織する団体を含む)がある場合において、入場税に関する調査について必要があるときは、当該団体に対して当該団体を構成する経営者等の経営等に関し参考となるべき事項を質問することができる。

3 当該職員は、第一項の規定による質問若しくは検査又は前項の規定による諮問をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関

係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪の捜査のために認められたものと解してはならない。

(納税地)

第二十条 入場税の納税地は、興行場等ごとに当該興行場等の所在地とする。

(罰則)

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によって入場税を免れ、又は免れようとした者
二 偽りその他不正の行為によって第十二条の規定による入場税の還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る免れ、若しくは免れようとした入場税又は受け、若しくは受けようとした還付金相当額の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該相当額の三倍以下とすることができる。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者
二 第十四条第一項の規定に違反して政府が発行した交付した用紙及び特別入場券以外のものを入場券とし、又は入場者に入場券(特別入場券を含む)を交付しなかった者

三 第十四条第七項の規定に違反して入場者に入場券(特別入場券を含む)の提示を求めたその半片を切り取り、他の半片を当該入場者に返さなかつた者
四 第十四条第九項(第十五条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して用紙若しくは入場券を税務署長に返さず、又は特別入場券の用紙若しくは特別入場券を廃棄せず、若しくは税務署長の確認を受けずに廃

棄した者

五 第十四条第十項(第十五条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して用紙(特別入場券の用紙を含む)を使用し、譲り渡し、又は譲り受けた者
六 第十五条第二項の規定に違反して特別入場券又は回数券若しくは定期券に検印を受けなかつた者

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第八条第三項の規定による申請書に偽つた記載をした者
二 第八条第六項の規定に違反して同項に規定する期限(同条第七項の規定により期限が延長された場合においては、当該延長された期限)内に、同項に規定する明細書若しくは支出された純益を領収した事実を証明する書類を提出せず、又はこれらの書類に偽つた記載をした者

三 第十四条第五項の規定に違反して金額を表示しない入場券(特別入場券を含む)を交付し、又は偽つた金額を表示した入場券(特別入場券を含む)を交付した者
四 第十四条第六項の規定に違反して入場券(特別入場券を含む)に關する申告書を提出しなかつた者

五 第十四条第八項の規定に違反して同条第七項の規定により切り取つた入場券(特別入場券を含む)の半片を保存しなかつた者
六 第十六条の規定による申告を怠り、又は申告を偽つた者
七 第十七条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

八 第十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務又は財産に關して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二十一条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

(施行日前の入場料金の領収に係る入場税に關する経過措置)

第二条 経営者等が入場料金を平成二年四月一日(以下「施行日」という)前に領収している場合において、当該入場料金の領収に係る興行場等への入場を施行日以後にさせるときは、当該入場については、入場税を課さない。

(免税興行に關する経過措置)

第三条 第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けようとする者が、その免除を受けようとする催物を施行日から五日以内に開催する場合においては、同条第三項中「催物を開催する日の五日前までに」とあるのは、「催物を開催する日までに」として、同条の規定を適用する。

(課税入場料金を定めようとする場合等の申告に關する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にその経営する興行場等又はその催物を行う興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき第十六条第一項に規定する課税入場料金を定めている経営者等は、平成二年四月十日までに、当該興行場等ごとに、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。

2 前項の規定による申告をした者は、施行日において第十六条第一項前段の規定による申告をした者とみなす。

3 第一項の規定による申告を怠り、又は偽った者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(印紙等模造取締法の一部改正)

第五條 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一條 第一項中「若しくは物品税法第四十二條第一項」を「物品税法第四十二條第一項」に改め、「物品税証紙の下に」若しくは「入場税法第十四條の規定による用紙」を加え、「税印の印影の下に」入場税法第十五條第六項の規定による検印の印影を加え、「これに紛らわしい」を「これらに紛らわしい」に改める。

(相続税法の一部改正)

第六條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條 第二項中「石油税」の下に、「入場税」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第七條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中「及び石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)」を「石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)及び入場税法(平成元年法律第号)」に改める。

第十一條 次の次の一條を加える。

(入場税法の特例)

第十二條 軍人用販売機関等で、入場税法第一條に掲げる場所のうち、合衆国軍隊の直接管理に係るものへの入場については、入場税を免除する。

(会社更生法の一部改正)

第八條 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第九條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)」の下に、「入場税法(平成元年法律第号)」を加える。

第三條 第一項中「又は石油税法」を「石油税法又は入場税法」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第十條 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二條 第三号中「及び物品税」を「物品税及び入場税」に改める。

第五十八條 第三項中「酒税」の下に「及び入場税」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第十一條 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二條 第三号中「及び物品税」を「物品税及び入場税」に改める。

第十五條 第二項第六号中「その小売の時とする」を「その小売の時とし、入場税については入場料金の領収の時とする」に改める。

別表(第八條関係)

主 催 者

支出先又は支出の目的

- 児童、生徒、学生又は卒業生の団体
 - 二 学校(学校教育法第一條及び第九十八條第一項の学校並びに私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十四号)第六十四條第四項の法人の設置する学校をいう。この表において同じ。)
 - 三 学校の後援団体
 - 四 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十條の社会教育関係団体(この表において「社会教育関係団体」という。又は同法第二十一條の公民館)
 - 五 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百十一号)第二條の青年学級(この表において「青年学級」という。を開設する者)
 - 六 日本赤十字社
 - 七 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の規定により届出をし、又は許可を受けて経営する社会福祉事業(この表において「社会福祉事業」という。を行う者)
 - 八 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)による更生保護事業(この表において「更生保護事業」という。を経営する者)
 - 九 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護施設(この表において「保護施設」という。)を設置する者
 - 一〇 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による児童福祉施設(この表において「児童福祉施設」という。)を設置する者
 - 一一 母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)による母子福祉施設(この表において「母子福祉施設」という。)を設置する者
 - 一二 老人福祉法(昭和三十一年法律第百三十三号)による老人福祉施設(この表において「老人福祉施設」という。)を設置する者
 - 一三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者更生援護施設(この表において「身体障害者更生援護施設」という。)を設置する者
- 学校、社会教育関係団体又は公民館が行う社会教育、青年学級、日本赤十字社がその目的を達成するために行う業務(社会教育を含む。)、社会福祉事業、更生保護事業、保護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設その他これらに類するもので、政令で定めるもの

- 一四 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による精神薄弱者援護施設(この表において「精神薄弱者援護施設」という)を設置する者
- 一五 その他前各号に掲げる者に類するもので、政令で定めるもの

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「(第七十五条―第八十一条)」を「(第七十五条―第八十四条)」に、「(徴収(第八十二条―第九十一条))」を「(賦課及び徴収(第八十五条―第九十九条))」に、「(第九十二条―第九十六条)」を「(第百条―第百四条)」に、「(第九十七条―第百一条)」を「(第百五条―第百十条)」に、「(第百三条―第百十二条)」を「(第百十一条―第百十二条)」に、「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に、「第五節 削除」を「第五節 電気税及びガス税(第四百八十六条―第五百十八条)」に改める。

第四條第二項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改める。

第五條第二項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

六 ガス税

五 電気税

六 ガス税

第七十二條の十四第一項ただし書中「租税特別措置法」の下に「第四十二條の三の二」を加え

第七十四條の五中「千二百二十九円」を「千八百六十四円」に改める。

第二章第五節の節名を次のように改める。

第五節 娯楽施設利用税

第七十五條及び第七十六條を次のように改める。

(娯楽施設利用税の納税義務者等)

第七十五條 娯楽施設利用税は、次に掲げる施設(以下この節において「施設」という)の利用に

対し、利用料金を課税標準として、又は利用の日ごとに定額によつて、その施設所在の道府県において、その利用者に課する。

一 舞踏場

二 ゴルフ場

三 ばちんこ場及び射的場

四 まあじやん場及びたまつき場

五 ボーリング場

六 前各号に掲げる施設に類する施設

七 前各号に掲げる施設以外の娯楽施設で道府県の条例で定めるもの

2 前項の「利用料金」とは、いかなる名義をもつてするを問はず、施設の利用について、その対価又は負担として支払うべき金品をいう。

(娯楽施設利用税のみならず課税)

第七十六條 施設の利用について利用料の定めがある場合において、その利用料金の全部又は一部を支払わないで利用したときは、公務又は業務による場合を除くほか、その利用料金の全額を支払つたものとみなして娯楽施設利用税を課することができる。

2 施設の経営者又はその施設を借り受けた者そ

の他いかなる名義をもつてするを問はずこれらの者とみなすべき者(以下娯楽施設利用税について「経営者等」という)が施設の利用について「利用料の定めを設けず、かつ、利用料金を徴収しないで利用させた場合においては、経営者等が当該施設を利用させるために要した経費を利用料金とみなして、娯楽施設利用税を課することができる。

3 ばちんこ場、まあじやん場、たまつき場その他自治省令で定める施設については、道府県は、当該施設の床面積、利用物件の数量、従業員数等を標準とし、当該道府県の条例で定めるところにより、当該施設の経営者を利用者となし、娯楽施設利用税を課することができる。

第七十四條から第百十一条までを削り、第百十二条を次のように改める。

第百十二条 削除

第百三条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条中「納入された」を「納入され、又は納付された」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「十分の七」を「二分の一」に改め、同条を第百十一条とする。

第百二條の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「第九十七條」を「第百五条」に、「第百八條」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、第二章第五節第四款中同条を第百十條とする。

第百一条中「第九十七條」を「第百五条」に改め、同条を第百九條とする。

第百条中「第九十七條」を「第百五条」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百八條とする。

第九十九條中「第九十七條」を「第百五条」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百七條とする。

第九十八條中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百六條とする。

第九十七條の前の見出し及び同条中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百五条とする。

第九十六條の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「第九十四條第六項」を「第百二條第六項」に改め、第二章第五節第三款中同条を第百四條とする。

第九十五條の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、「特別徴収義務者」の下に、「申告納税者又は納税者」を加え、同条第二項中「特別徴収義務者」の下に、「申告納税者又は納税者」を加え、同条第三項中「特別徴収義務者」の下に、「申告納税者若しくは納税者」を加え、同条を第百三條とする。

第九十四條の見出し及び同条第一項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第二項中「納入」の下に「又は納付」を加え、同条第三項、第四項及び第六項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百二條とする。

第九十三條の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百一條とする。

第九十二條の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「特別徴収義務者」の下に、「申告納税者又は納税者」を加え、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百條とする。

第九十一條の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項及び第二項中「特別徴収義務者」が課税標準の総額を「特別徴収義務者又は申告納税者が課税標準額」に改め、同条第三項中「納入申告」の下に「又は申告」を加え、同条第四項中「特別徴収義務者」の下に「又は申告納税者」を加え、第二章第五節第二款中同条を第百九條とする。

第九十條の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「八十七條第一項又は第三項」を「第九十五條第一項又は第三

項に、「納入申告に係る課税標準の総額」を「納入申告又は申告に係る課税標準額」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、「納入すべき金額」の下に「若しくは納付すべき税額」を加え、同条第二項中「納入すべき」を「納入し、又は納付すべき」に、「第八十七条第二項」を「第九十五条第二項」に、「第八十七条第一項又は第三項」を「第九十五条第一項又は第三項」に改め、同条第三項中「ゴルフ場利用税額」を「娯楽施設利用税額」に改め、同条第四項中「特別徴収義務者」の下に「又は申告納税者」を加え、同条を第九十八条とする。

第八十九条の見出し中「申告納入するゴルフ場利用税」を「申告納入し、申告納付し、又は納付する娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「ゴルフ場利用税の特別徴収義務者」を「第八十三条第二項」を「娯楽施設利用税の特別徴収義務者、申告納税者又は納税者は、第八十六条第四項、第八十九条又は第九十条第一項に、「納入する」を「納入し、又はその税金を納付する」に改め、「納入金額」の下に「又は税額」を加え、「納入の」を「納入又は納付の」に、「納入しなければならぬ」を「納入し、又は納付しなければならぬ」に改め、同条第二項中「特別徴収義務者が第八十三条第二項」を「特別徴収義務者、申告納税者又は納税者が第八十六條第四項、第八十九条又は第九十条第一項に、「納入しなかつたこと」の下に「又は税金を納付しなかつたこと」を加え、同条を第九十七条とする。

第八十八条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「更正による納入金」の下に「若しくは税金」を、「納入金額」の下に「若しくは税額」を加え、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第二項中「第八十三条第二項」を「第八十六條第四項又は第八十九条」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、「納入」の下に「又は納付」を加え、同条第三項中「特別徴収義務者」の下に「又は申告納税者」を加え、同条を第九十六条とする。

第八十七条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「第八十三条第二項」を「第八十六條第四項」に改め、「納入申告書」の下に「又は第八十九条の規定による申告書」を加え、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「いう」を「総称する」に、「納入申告に係る課税標準の総額」を「納入申告又は申告に係る課税標準額」に改め、同条第二項中「特別徴収義務者」の下に「又は申告納税者」を加え、「納入申告すべき課税標準の総額」を「納入申告し、又は申告すべき課税標準額」に改め、同条第三項中「課税標準の総額」を「課税標準額」に改め、「特別徴収義務者」の下に「又は申告納税者」を加え、同条第四項中「特別徴収義務者」の下に「又は申告納税者」を加え、同条を第九十五条とする。

第八十六条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「第八十三条第二項」を「第八十六條第四項」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の納入しなかつた金額」を「第一項の納入しなかつた金額又は前項の免れた税額」に、「同項」を「当該各項」に改め、「その納入しなかつた金額」の下に「又は免れた税額」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第九十四条とする。

2 詐偽その他不正の行為によつて第八十九条又は第九十条の規定によつて納付すべき娯楽施設利用税の全部又は一部を免れた申告納税者又は納税者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

第八十五条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第八十八条とし、同条の次に次の五条を加える。

(娯楽施設利用税の申告納付の手續)
第八十九条 第八十五条の規定によつて娯楽施設利用税を申告納付すべき納税者(以下娯楽施設

利用税について「申告納税者」という)は、当該道府県の条例で定める期間内における課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した申告書を同条例で定める納期限までに道府県知事に提出し、及びその申告した税金を当該道府県に納付しなければならない。

(娯楽施設利用税の普通徴収)
第九十条 娯楽施設利用税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、各月ごとに、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収される娯楽施設利用税を納付すべき納税者(以下娯楽施設利用税について「納税者」という)に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(娯楽施設利用税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)
第九十一条 娯楽施設利用税の納税者は、当該道府県の条例で定めるところにより、娯楽施設利用税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

(娯楽施設利用税に係る虚偽の申告等に関する罪)
第九十二条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

(娯楽施設利用税に係る不申告等に関する過料)
第九十三条 道府県は、娯楽施設利用税の納税者が第九十一条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を

科する旨の規定を設けることができる。

第八十四条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「ゴルフ場」に改め、同条第二項中「ゴルフ場」を「施設」とに改め、同条第三項中「ゴルフ場」を「施設」に改め、同条第五項中「ゴルフ場」を「施設」に改め、同条第五項中「ゴルフ場」を「施設」に改め、同条を第八十七条とする。

第八十三条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「ゴルフ場の」を「施設の」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「ゴルフ場利用税に係る課税標準の総額」を「娯楽施設利用税に係る課税標準額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第八十六条とする。

2 前項の特別徴収義務者は、第八十三条第一項の規定によつて利用券を交付する際に娯楽施設利用税を徴収しなければならない。

3 第一項の特別徴収義務者は、第八十三条第二項の規定によつて利用券又は利用券引換券をあらかじめ発行する場合においては、前項の規定にかかわらず、道府県の条例で定める場合を除くほか、当該利用券又は利用券引換券を交付する際に娯楽施設利用税を徴収するものとする。

第八十二条(見出しを含む)中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第八十五条とする。

ただし、第七十六条第二項の規定によつて娯楽施設利用税を課する場合における徴収は申告納付の方法によるものとし、同条第三項の規定によつて娯楽施設利用税を課する場合その他特別の必要がある場合における徴収は申告納付又は普通徴収の方法によることができる。

第二章第五節第二款の款名を次のように改める。

第二款 賦課及び徴収

第八十一条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「特別徴収義務者が第七十九条」を「特別徴収義務者又は娯楽施設利用税を申告納付し、若しくは納付すべき納税義務者が第八十条」に改め、同条を第八十二条とし、第二章第五節第一款の次に次の二条を加える。

(利用券等の交付及び切取りの義務)

第八十三条 経営者等は、次の各号に掲げる場合及び当該道府県の条例で定める場合を除くほか、施設の利用に對し、その利用の際に、道府県が作成する用紙をもつて利用券を発行し、これを利用者に交付しなければならない。

一 第七十六条第一項に規定する公務又は業務により利用する場合

二 第七十六条第二項及び第三項に規定する場合

三 第七十七条第一項第二号に掲げる施設を利用する場合

2 経営者等が前売その他いかなる名義をもつてする間、利用券又は利用券と引き換えるべききつぷその他の物(以下娯楽施設利用税について「利用券引換券」という。)をあらかじめ発行し、これを利用者に交付しようとする場合において、前項各号に掲げる場合その他の場合で道府県の条例で定めるときを除くほか、当該道府県が作成する用紙を用いなければならない。

3 道府県は、前二項の規定によつて作成する用紙(次項において「用紙」という。)に一連の番号を付しなければならない。

4 道府県は、用紙を交付する場合においては、特別の理由がある場合を除き、経営者等がその時までに納入しなければならない納入金の全額を納入し、かつ、その時まで使用していない用紙又は利用券の数を確かめた上でなければ、

これを交付することができない。

5 経営者等は、利用者が施設を利用する際、利用券の提示を求め、その一半を切り取つて、他の一半を当該利用者に返さなければならない。

6 経営者等が第二項の規定によつて利用券引換券を発行している場合における前項の規定の適用については、当該利用券引換券は、道府県の条例で定めるところによつて道府県が当該利用券引換券に検印を行ったものに限り、同項の利用券とみなす。

(利用券等の切取り等の義務違反に関する罪)

第八十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定に違反して利用券を交付しなかつた者又は同項若しくは同条第二項の規定に違反して道府県の作成する用紙を用いない利用券若しくは利用券引換券を発行した者

二 前条第五項の規定によつて切り取るべき利用券(同条第六項の規定により利用券とみなされるものを含む。)の一半を切り取らず、又は他の一半を利用者に返さなかつた者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金を科する。

第八十条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十九条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条中「ゴルフ場利用税の特別徴収義務者」を「娯楽施設利用税の特別徴収義務者又は娯楽施設利用税を申告納付し、若しくは納付すべき納税義務者」に改め、「納入義務」の下に又は納付義務を加え、「納入」を「納入又は納付」に改め、同条を第八十条とする。

第七十八条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第七十九条とする。

娯楽施設利用税を「娯楽施設利用税」に改め、同条第三項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「第九十四条第六項」を「第二百二条第六項」に改め、同条を第七十八條とする。

第七十六条の次に次の一条を加える。

(娯楽施設利用税の税率)

第七十七条 娯楽施設利用税の標準税率は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

一 第七十五条第一項各号に掲げる施設(次号に掲げる施設を除く。) 利用料金の百分の十

二 第七十五条第一項第二号に掲げる施設(これに類する施設を含む。) 一人一日につき千円

2 道府県は、前項に定める標準税率を超える税率で娯楽施設利用税を課する場合には、同項各号の税率に、それぞれ一・五を乗じて得た率を

施設の種類		率
一	ばちんこ場	一台につき月額二百八十円
二	まあじやん場	一卓につき月額八百三十円
三	たまつき場	一台につき月額千三百円

4 道府県は、第一項第二号に掲げる施設の利用に對し娯楽施設利用税を課する場合においては、施設の整備の状況等に應じて、その税率に差等を設けることができる。この場合において、第二項の規定を準用する。

第二章第六節(節名を含む、第百十四條、第百二十二條の三及び第百二十七條を除く。)中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改める。

第百十四條の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改め、同条第四項中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に、「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税額」に改める。

第百十五條中「百分の三」を「百分の十」に改める。

超える税率で課することができない。

3 前条第三項の規定によつて娯楽施設利用税を課する場合における娯楽施設利用税の税率は、当該娯楽施設利用税の税額が利用料金を課税標準として娯楽施設利用税を課する場合における納入金の金額と著しく均衡を失しないように定めなければならないものとし、次の表の上欄に掲げる施設について当該施設の利用物件の数量を標準とする場合においては、おおむね同表の下欄に掲げる率(道府県が、第一項第一号に掲げる施設のうち、同表の上欄に掲げる施設以外の施設について、同号に定める標準税率を超える税率で娯楽施設利用税を課する場合には、当該掲げる率に当該標準税率を超える税率を百分の十で除して得た割合を乗じて得た率)を標準として地域等により区分して定めるものとする。

第百二十二條の三の見出し中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改め、同条第一項中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に、「特別地方消費税額」を「料理飲食等消費税額」に改め、同条第二項中「特別地方消費税額」を「料理飲食等消費税額」に改める。

第百二十四條第三項中、法人税又は消費税を「又は法人税に改める。

第百二十四條の二の見出し中「所得税等」を「所得税又は法人税」に改め、同条中、法人税又は消費税を「又は法人税」に改める。

第百二十七條の見出し及び同条第一項中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改め、同条第三項中「特別地方消費税額」を「料理飲食等消費税額」に改める。

第四百六十八条中「千九百九十七円」を「二千二百円」に改める。

第三章第五節を次のように改める。

第五節 電気税及びガス税

(電気税等の納税義務者等)

第四百八十六條 電気税は、電気に対し、料金を課税標準として、その使用地所在の市町村において、その使用者に課する。

2 ガス税は、ガスに対し、料金を課税標準として、その使用地所在の市町村において、その使用者に課する。

3 前二項の料金は、基本料その他いかなる名義をもつてするを問わず、電気又はガスの使用者がその使用について電気事業者又はガス事業者が支払うべき金額をいう。

4 前項の電気事業者とは、電気事業法(昭和十九年法律第七十号)第二条第六項に規定する者をいい、前項のガス事業者とは、ガス事業法第三条の規定による許可を受けた者をいう。

(電気又はガスのみなす使用等)

第四百八十七條 共同住宅、アパート又は貸事務所の経営者その他家屋の全部又は一部を他人に貸し付ける者が電気事業者又はガス事業者から供給を受ける電気又はガスを家屋の全部又は一部の借主に使用させる場合には、その電気又はガスは、貸主が使用するものとみなす。

2 電気事業者又はガス事業者が料金を徴収しない他人に電気又はガスを使用させる場合には、その電気又はガスは、電気事業者又はガス事業者が使用するものとみなす。

3 電気事業者でない者で自ら発電するもの(以下「自家発電」という。)がその自家発電に係る電気を電気事業者でない者に使用させる場合には、その電気は、自家発電者が使用するものとみなす。

(電気税等の課税標準の特例)

第四百八十八條 前条第二項及び第三項の場合並びに電気事業者若しくはガス事業者又は自家発電者がその発電又は製造に係る電気又はガスを

自ら使用する場合の電気税又はガス税(以下この節において「電気税等」という。)の課税標準は、これを他人に使用させたときにおいて使用者が通常支払うべき料金相当額とする。

(電気税等の非課税の範囲)

第四百八十九條 次に掲げる製品の製造業を営む者又は次に掲げる鉱物の掘採を事業とする者がその事業所又は作業場において直接その業務の用に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。

一 石灰
二 鋳鉄、鋼塊、鋼材、合金鉄、鋳鍛鋼、可鍛鋳鉄及びねずみ鋳鉄(電気炉により製造されるものに限り)。
三 金鉱及び金地金
四 銅鉱及び銅地金
五 鉛地金
六 亜鉛鉱及び亜鉛地金
七 石灰石及び可燃性天然ガス
八 アルミニウム地金(アルミナを含む。)及びマグネシウム地金(電解法によるものに限り)。

九 ニッケル地金
十 高純度シリコン
十一 金属マンガ及び二酸化マンガ(電解法によるものに限り)。
十二 人造電極
十三 かせいソーダ及びソーダ灰
十四 電気製塩(塩専売法第五條第一項の指定を受けた者の製造するものに限り)。
十五 硫酸、塩酸、尿素、石灰窒素、溶成りん肥及び炭酸カルシウム肥料(化成肥料を含む)。
十六 生石灰(流体燃料焼成法によるものに限り)及びカーバイド
十七 研削材
十八 クロロベンゼン及び再生ゴム
十九 カリ塩(電解法によるものに限り)。
二十 酸素(空気分離法及び水電解法によるものに限る)。

のに限る)。

二十一 セメント
二十二 マグネシヤクリンカー
二十三 かん水ヨード、かん水臭素、メタノール、アンモニア及び硫酸
二十四 金属ソーダ及び塩素酸ソーダ(電解法によるものに限り)。
二十五 エチレン、ポリエチレン、エチレンオキサイド、エチレングリコール、ポリプロピレン、プロピレンオキサイド、アルコール及びフェノール(揮発油、灯油若しくは軽油又は石油精製の際に発生する副生ガスを原料とするものに限り)。
二十六 合成グリセリン(過酢酸法によるものに限るものとし、その製造工程において副生される酢酸を含む)。
二十七 ビニロン、ポリビニール・アルコール、ポリアミド繊維(アラミド繊維で政令で定めるものを除く)、カプロラクタム(シクロヘキサノンを含む)、酢酸繊維、酢酸繊維素、ポリエステル系合成繊維、テレフタル酸(ポリエステル系合成繊維の原料として用いられるものに限り)、アクリルニトリル系合成繊維、アクリルニトリル(アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る)及びポリプロピレン系合成繊維
二十八 木材チップ及びバルブ
二十九 ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維
三十 電気事業者若しくは自家発電者が発電のために直接使用する電気又はガス事業者がガス製造のために直接使用する電気に対しては、電気税を課することができない。

電灯で政令で定めるものに使用する電気に対しては、電気税を課することができない。
4 誘蛾灯、かんがい排水用電動機に使用する電気その他専ら農業の用に使用する電気等政令で定めるものに対しては、電気税を課することができない。
5 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人が養蚕の飼育又は蚕種の飼育のための共同利用施設において直接養蚕の共同飼育又は蚕種の共同飼育の用に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。
6 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び政令で定める民法第三十四條の法人が専ら水産動物の種苗の放流を目的として当該種苗の生産又は育成を行うための施設において直接当該種苗の生産又は育成の用に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。
7 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会(以下この項及び次項において「漁業協同組合等」という。)並びに漁業協同組合等以外の法人又は個人でその所有する製氷設備に係る製氷能力の合計が政令で定める基準に満たないもの(次項において「漁業協同組合等以外の法人又は個人」という。)が、その設置する工場において製造する氷を専ら漁船その他政令で定める場所における水産物の保存の用に供している場合においては、当該工場において直接氷の製造に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。
8 漁業協同組合等が設置する冷蔵倉庫で専ら水産物の冷蔵又は凍結の用に供するもの及び漁業協同組合等以外の法人又は個人が前項の工場に併置する冷蔵倉庫で専ら水産物の冷蔵又は凍結の用に供するものにおいて直接冷蔵又は凍結に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。
9 前二項に定めるもののほか、製氷設備に係る

製氷能力が政令で定める基準以上の製氷工場において直接水の製造に使用する電気又は冷凍能力が政令で定める基準以上の冷蔵倉庫(専ら農産物、畜産物及び水産物以外の物の冷蔵又は凍結の用に供するものを除く)において直接冷蔵若しくは凍結に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。

10 学校教育法第一条の学校(これに附置する施設を含む)、同法第八十一条の二の専修学校(これに附置する施設を含む)、同法第一条の学校の教育に準ずる教育を行う政令で定める施設及び政令で定める学術研究機関において直接教育又は学術研究の用に供する電気政令で定めるものに對しては、電気税を課することができない。

11 社会福祉事業法第二条第二項各号に規定する施設で政令で定めるもの、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する施設において、これらの施設の入所者等に対して保護、養護その他必要な措置を講ずるために直接使用する電気政令で定めるものに對しては、電気税を課することができない。

12 鉄道事業法第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者又は軌道法第四条に規定する軌道事業者で主として電気を動力として鉄道事業または軌道事業を営むものが直接一般交通のための旅客又は貨物の運送の用に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。

13 日本原子力研究所が直接その業務の用に供する電気政令で定めるものに對しては、電気税を課することができない。

14 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)第二条第一項の農林漁業団体が使用する電気のうち当該農林漁業団体を組織する者に供給するものに對しては、電気税を課することができない。

15 水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者のうち政令で定めるものが水道

法(昭和三十一年法律第七十七号)第三条第八項に規定する水道施設において直接その業務の用に使用する電気並びに工業用水道事業者が工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定する工業用水道施設において直接その業務の用に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。

16 電気を使用する者が前各項の規定によつて電気税を課することができない電気と電気税を課することのできる電気とを併せて使用する場合において、当該電気税を課することのできない電気と電気税を課することのできる電気とを区分することができないときは、製品又は鉱物の数量等を基準として、政令で定めるところにより、電気税を課することができ部分の電気の料金を算出するものとする。

第四百九十条 電気事業者若しくは自家発電者が発電のため直接使用するガス又はガス事業者がガス製造のために直接使用するガスに對しては、ガス税を課することができない。

2 学校教育法第一条の学校(これに附置する施設を含む)、同法第八十一条の二の専修学校(これに附置する施設を含む)、同法第一条の学校の教育に準ずる教育を行う政令で定める施設及び政令で定める学術研究機関において直接教育又は学術研究の用に供するガス政令で定めるものに對しては、ガス税を課することができない。

3 社会福祉事業法第二条第二項各号に規定する施設で政令で定めるもの、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する施設において、これらの施設の入所者等に対して保護、養護その他必要な措置を講ずるために直接使用するガス政令で定めるものに對しては、ガス税を課することができない。

4 日本原子力研究所が直接その業務の用に供するガス政令で定めるものに對しては、ガス税を課することができない。

(電気税等の税率)
第四百九十一条 電気税の税率は、百分の三とする。

2 ガス税の税率は、百分の二とする。
(電気税等の免税点)
第四百九十二条 市町村は、同一の需用場所において使用する電気(電気事業者が電気事業法第十九条第一項の規定により認可を受けた供給規程に定める定額電灯又は従量電灯に係るものに限る。以下この項において同じ)の一月の料金が三千六百元(共同住宅等の全部又は一部で政令で定めるものにおいて使用する電気については、三千六百元に当該共同住宅等の全部又は一部に存する住居で政令で定めるものの数を乗じて得た金額)以下である場合には、電気税を課することができない。

2 市町村は、同一の需用場所において使用するガスの一月の料金が一万二千元(共同住宅等の全部又は一部で政令で定めるものにおいて使用するガスについては、一万二千元に当該共同住宅等の全部又は一部に存する住居で政令で定めるものの数を乗じて得た金額)以下である場合には、電気税を課することができない。

3 前二項の料金が一月を超える期間によつて支払われる場合には、その料金を当該料金の計算期間の日数をもつて除して得た額に三十を乗じて得た金額をもつて一月の料金とする。
(電気税等の徴収の方法)
第四百九十三条 市町村は、電気税等の徴収については、電気事業者又はガス事業者が料金を徴収しない他人に電気若しくはガスを使用させる場合又は自らその電気若しくはガスを使用する場合その他特別の必要がある場合において普通徴収の方法による場合を除くほか、特別徴収の方法によらなければならない。

(ガス税の納税義務の免除等)
第四百九十四条 市町村は、ガスの使用がガス事業法第二十条ただし書の規定による認可を受けた契約(その契約の期間が一年以下のものに限る)に基づくガスの使用でエネルギーの利用の合理化及び効率化に資するものとして政令で定めるものに該当し、かつ、当該ガスの使用が当該政令で定めるガスの使用であることにつき市町村長の確認があつたときは、当該ガスの使用に係るガスに對して課するガス税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 市町村長は、ガス税の納税者(特別徴収すべきガス税にあつては、特別徴収義務者)からその納付すべきガス税(特別徴収すべきガス税にあつては、納入すべきガス税)について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同項に規定する契約に基づくガスの使用を開始した日から十五月を経過する日までの期間を限って、当該ガス税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。ただし、正当な理由がある認められる場合には、当該期間は、市町村長が定める相当の期間とすることができ。

3 前項の場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴収する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

4 市町村長は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係るガス税について第一項の規定を適用することができないものであることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係るガス税に係る地方団体の徴収金について、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係るガス税に係る地方団体の徴収金を納付又は納入しなければならない。

5 第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の三第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第二項の規定による徴収

る)に基づくガスの使用でエネルギーの利用の合理化及び効率化に資するものとして政令で定めるものに該当し、かつ、当該ガスの使用が当該政令で定めるガスの使用であることにつき市町村長の確認があつたときは、当該ガスの使用に係るガスに對して課するガス税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

の猶予について、第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第三項の規定による担保について準用する。

6 市町村は、ガス税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該ガス税に係るガスの使用が第一項の規定に該当するものであり、かつ、同項の市町村長の確認があつたときは、当該ガス税の納税者（特別徴収に係るガス税にあつては、特別徴収義務者）の申請に基づいて、当該ガス税に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

7 市町村長は、前項の規定によりガス税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

8 前二項の規定によつてガス税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第六項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

9 ガス税の特別徴収義務者は、その特別徴収すべきガス税について、納税者から第二項又は第六項に規定する申告又は申請をすべき旨の申出があつた場合において、当該ガス税について第一項の規定が適用されるべきものであると認められるときは、当該申告又は申請をしなければならぬ。

10 第一項の確認及び第二項の申告の手続その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（電気税等に係る徴収吏員の質問検査権）
第四百九十五条 市町村の徴収吏員は、電気税等の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 特別徴収義務者
二 納税義務者又は納税義務があると認められる者
三 前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
四 前三号に掲げる者以外の者で当該電気税等の賦課徴収に關し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴収吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 電気税等に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第五百十條第六項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（電気税等に係る検査拒否等に関する罪）
第四百九十六条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴収吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（電気税等の特別徴収の手続）
第四百九十七条 電気税等を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、電気事業者、ガス事業者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例

で定める納期限までにその徴収すべき電気税等に係る課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村長に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち電気税等の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合においては、市町村の徴収吏員は、職務上の秘密に關する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（電気税等に係る更正及び決定）
第四百九十八条 市町村長は、前条第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合、又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（電気税等に係る不足金額及びその延滞金の徴収）
第四百九十九条 市町村の徴収吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下電気税等について同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第四百九十七条第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下電気税等について同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に同じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむをえない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（電気税等に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金）
第五百条 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第四百九十八条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る電気税等について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由が

あると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該電気税等につい

てその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があったときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算

した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいづれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

- 一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第四百九十八条第二項の規定による決定があつた場合
- 二 納入申告書の提出期限後にその提出があつ

三 第四百九十八条第二項の規定による決定が
た後において第四百九十八条第一項又は第三
項の規定による更正があつた場合

あつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る電気税額又はガス税額について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定に

かかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 市町村長は、第二項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(電気税等に係る納入金の重加算金)
第五百一条 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装し、かつ、その隠べいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の

三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装し、かつ、その隠べいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこ

それを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金

額に相当する重加算金額を徴収しなければなら
ない。

3 市町村長は、前項の規定に該当する場合にお

いて納入申告書の提出について前条第三項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る

税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（電気税等の普通徴収の手続）
第五百二条 電気税等を普通徴収によつて徴収し

ようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。
(電気税等の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第五百三条 電気税等の納税義務者は、当該市町村の条例で定めるところにより、電気税等の賦課徴収に關し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならぬ。

(電気税等に係る虚偽の申告等に関する罪)

第五百四条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者がその法人又は人の業務
 又は財産に関して前項の違反行為をした場合に
 おいては、その行為者を罰するほか、その法人
 又は人に對し、同項の罰金刑を科する。
 （電気税等に係る不申告等に関する過料）
 第五百五条 市町村は、電気税等の納税義務者が
 第五百三条の規定によつて申告し、又は報告す
 べき事項について正当な理由がなくて申告又は

報告をしなかった場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

・等に係る延滞金)
第五百六条 電気税等の特別徴収義務者又は納税者は、納期限(納期限の延長があつた場合にお

いては、その延長された納期限とする。以下電気税等について同じ。後にその納入金を納入

し、又は税金を納付する場合においては、当該納入金額又は税額に、その納期限の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に応じ、年十・四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相

当する延滞金額を加算して納入し、又は納付しななければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者又は納税者が納期限までに納入金を納入しなかったこと、又は税金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(電気税等に係る脱税に関する罪)
第五百七条 第四百九十七條第二項の規定によつて徴収して納入すべき電気税等に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 詐偽その他の不正の行為によつて電気税等の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲

役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に
処し、又は懲役及び罰金を併科する。

3 第一項の納入しなかつた金額又は前項の免れ
た税額が五十万円を超える場合においては、情
状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の
規定にかかわらず、五十万円を超える額でその
納入しなかつた金額又は免れた税額に相当する
額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するは

か、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。
〔電気税等に係る督促〕

第五百八条 特別徴収義務者又は納税者が納期限
（更正又は決定があつた場合においては、不足

金額の納期限をいう。以下電気税等について同じ。までに電気税等に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しななければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(電気税等に係る督促手数料)

第五百九条 市町村の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、当該市町村の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(電気税等に係る滞納処分)

第五百十條 電気税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該電気税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さへなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る電気税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに電気税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3 電気税等に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さへることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る電気税等に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合に於いて、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこ

れらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、電気税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(電気税等に係る滞納処分に関する罪)

第五百十一條 電気税等の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金を科する。

(国税徴収法の例による電気税等に係る滞納処分に關する検査拒否等の罪)

第五百十二條 次の各号の一に該当する者は、十

万以下の罰金に処する。

一 第五百十條第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第五百十條第六項の場合において、国税徴

収法第四十一條の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

(電気税等に係る犯罪事件に關する国税犯罪取締法の適用)

第五百十三條 電気税等に関する犯罪事件については、国税犯罪取締法の規定(第十九條ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第五百十四條 前條の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定する。その市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する。この場合において、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市長は、電気税等に関する犯罪事件が地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区の事務所長の職務を執行する区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第五百十五條 第五百十三條の場合において、国税犯罪取締法第十一條及び第十二條の規定は、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の電気税等に関する犯罪事件の調査についてののみ、かつ、当該市の区域内に關する限り、準用する。

第五百十六條 第五百十三條の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所屬する市町村

の区域外においても電気税等に関する犯罪事件の調査を行うことができる。

第五百十七條 第五百十三條の場合において、電気税等に関する犯罪事件は、間接国税以外の国税に關する犯罪事件とする。

第五百十八條 削除

第五百八十六條第二項第二号ホ中(昭和三十三年法律第八十四号)及び(昭和三十三年法律第七十七号)を削る。

第七百一號の三十四第三項第十九号中(昭和三十三年法律第七十号)を削る。

第七百三十四條第一項中「第六号」を「第八号」に改める。

第七百三十六條第一項中「五 特別土地保有税」を「六 特別土地保有税」に、「四 釐産税」を「五 釐産税」に改める。

「四 釐産税」を「五 釐産税」に改める。

附則第九條第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第十條第一項中(昭和二十七年法律第三百五十八号)を削る。

附則第十二條の二「五百三十六円」を「五百七十円」に改める。

附則第三十條の三「九百四十八円」を「千円」に改める。

附則第三十一條を次のように改める。

(電気税の非課税)

第三十一條 市町村は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一條第一項に規定する旅客会社(第四百八十九條第十二項の規定に該当するものを除く。)が直接一般交通のための旅客の運送の用に使用する電気に対し、平成九年五月三十一日まで限り、第四百八十六條第一項の規定にかかわらず、電気税を課することができない。

五〇

附則第三十三條の二第一項第一号中「百分の三十六・七」を「百分の三十七・五」に改め、同条第二項第二号中「百分の五十七」を「百分の五十六」に改め、同条第三項第二号中「百分の三十」を「百分の二十八」に、「百分の四十二」を「百分の四十」に改める。

附則第三十三条の第三項第二号中「第二十八条の四第六項第二号」を「第二十八条の四第五項第二号」に改める。

附則第三十三條の四第一項中「昭和六十三年
度から平成三年度までの各年度分の個人の道府
県民税に限り、」を「道府県は、当分の間、道
府県民税の」に改め、同条第三項中「第二十八
條の四第六項第二号」を「第二十八條の四第
五項第二号」に改める。

附則第三十四條第三項第二号中「第三十一條第五項第二号」を「第三十一條第四項第二号」に改める。

附則第三十四条の第二項及び第二項並びに第三十四条の第三項中「昭和六十三年度から平成三年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り」を「道府県民税の」に改める。

附則第三十五條第一項第二号中「第三十一條第三項」を「第三十一條第二項」に改め、同条第三項中「第二十八條の四第四項第一号から第三号まで」を「第二十八條の四第三項第一号から第三号まで」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十七條第六項中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改め、同条中第十四項を第十五項とし、第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 市町村は、参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内で博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しては、第四百八十六条第一行の規定にかかわらず、電気税を課することができない。

附
則

行期日

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、附則第六条第三項の規定は公布の日から、附則第三十三条の三から第三十四条の三まで及び第三十五条の改正規定は平成三年四月一日から施行する。

(保全担保に係る経過措置)

第二条 改正前の地方税法(以下「旧法」という。)
第十六条の三の規定により提供されたゴルフ場
利用税又は特別地方消費税に係る地方団体の徴
収金の担保は、それぞれ改正後の地方税法(以
下「新法」という。)
第十六条の三の規定により提
供された娯楽施設利用税又は料理飲食等消費税
に係る地方団体の徴収金の担保とみなす。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第三条 新法附則第三十三条の二の規定は、平成二年度以後の年度の個人の道府県民税及び市

2 平成二年度分の道府県民税及び市町村民税に
町村民税について適用し、平成元年度分までの
個人の道府県民税及び市町村民税については、
なお従前の例による。

限り、新法附則第三十三條の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の二十五・六」とあるのは「百分の二十七・三」と、同条第二項第二号中「百分の七十」とあるのは「百分の六十八」と、同条第三項第二号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十九」とする。

3 新法附則第三十三條の三から第三十四條の三

まで及び第三十五条の規定は、平成三年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条 新法第七十二条の十四第一項の規定は、平成二年四月一日(以下「施行日」といふ。)以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人

の事業税については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第五條 新法の規定中道府県たばこ税に關する部分は、施行日以後に行われる新法第七十四條の二第二項の売渡し又は同條第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十四條の二第二項の売渡し又は同條第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこに対して課する道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第七十四条の第二項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（旧法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等（新法第七十四条の第二項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において

につき三十四円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、自治省令で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を施行日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の道府県知事に提出しなければならない。

所持する製造たばこで前項に規定するものの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

- 二 前号の本数により算定した前項の規定による道府県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項
- 四 第二項に規定する者が、前項の規定による申

告書を 附則第八條第三項に規定する市町村た
ばこ税に係る申告書又は法人税法等の一部を改
正する法律（平成元年法律第 号）附則第

十六條第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成二年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した道府県に納付しては、当該申告書は、同項に規定する道府県知事に提出されたものとみなす。

付しなければならぬ。

6 第二項の規定により道府県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新法の規定中道府県たばこ税に關する部分（新法第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。）を適用する。

第七十四條の四第二項	前項	地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第 号。以下この節において「平成元年改正法」という。）附則第五條第二項
第七十四條の十二第一項	第七十四條の十第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成元年改正法附則第五條第三項の規定によつて申告書
第七十四條の十二第二項	第七十四條の十第一項から第三項まで	平成元年改正法附則第五條第三項及び第五項の規定によつて申告納付する
第七十四條の二十第二項	第七十四條の十第一項から第三項まで若しくは第五項	平成元年改正法附則第五條第三項
第七十四條の二十一第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成二年九月三十日前である場合には、同日
第七十四條の二十一第二項及び第七十四條の二十二第一項	第七十四條の十第一項又は第三項	平成元年改正法附則第五條第五項
第七十四條の二十二第三項	第七十四條の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四條の十三第一項	平成元年改正法附則第五條第五項

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課され

(娛樂施設利用税に関する経過措置)

県たばこ税に相当する金額を、新法第七十四条の十四の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せ

2 施行日前におけるゴルフ場の利

額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等

3 新法の規定による娯楽施設利用税の特別徴収

定する売渡しを除く。が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等(新法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。又は小売販売業者がある場合において、これらの者が法人税法等の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)附則第十六条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを施行日に小売販売業者等に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき百三十三円(新法附則第三十条の三に規定する紙巻たばこにあっては、千本につき六十二円)とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、自治省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を施行日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこで前項に規定するもの

の区分及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した市町村たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算出した前項の規定による市町村たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第五條第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は法人税法等の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)附則第十六条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合において、当該申告書は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成二年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

6 第二項の規定により市町村たばこ税を課する場合に、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新法の規定中市町村たばこ税に関する部分(新法第四百六十九條、第四百七十三條、第四百七十四條及び第四百七十七條の規定を除く。)を適用する。

第四百六十七條第二項	前項
第四百七十五條第一項	第四百七十三條第一項又は第二項の規定によつて申告書

第四百七十五條第二項	第四百七十三條第一項又は第二項の規定によつて申告納付する	平成元年改正法附則第八條第三項及び第五項の規定によつて申告納付する
第四百七十五條第一項	第四百七十三條第一項若しくは第二項	平成元年改正法附則第八條第三項
第四百八十一條第一項	第四百七十三條第一項、第二項若しくは第四項	平成元年改正法附則第八條第三項
第四百八十一條第一項	経過する日	経過する日(当該経過する日が平成二年九月三十日前である場合には、同日)
第四百八十一條第二項及び第四百八十二條第一項	第四百七十三條第一項又は第二項	平成元年改正法附則第八條第五項
第四百八十二條第三項	第四百七十三條第一項若しくは第四百七十六條第一項	平成元年改正法附則第八條第五項
第四百八十二條第五項	第四百七十三條第一項若しくは第四百七十六條第一項	平成元年改正法附則第八條第五項
第四百七十六條第五項	第四百七十三條第一項若しくは第四百七十六條第一項	平成元年改正法附則第八條第五項

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、新法第四百七十七條の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第四百七十三條第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。(電気税及びガス税に関する経過措置)

第九條 新法の規定中電気税及びガス税に関する部分は、施行日以後に使用する電気又はガスに對して課すべき電気税又はガス税について適用する。

2 施行日前から継続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスで施行日以後初めてその料金の支払を受ける権利が確定されるもの(その確定される日が平成二年四月三十日後であるものにあつては、当該確定されたもののうち、政令で定める部分)については、施行日前に使用したものとみなして、前項の規定を適用する。

第十條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一條 附則第二條から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政法の一部改正）

第十二条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「狩猟者登録税」の下に「電気税、ガス税」を加える。

（地方交付税法の一部改正）

第十三条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

一五 娯樂施設利用税

当該道府県に所在する地方税法第七十五条第一項の施設の敷又は当該施設に對する利用物件数

第十四条第三項の表道府県の項第六号中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改め、同表市町村の項中第十七号を第十九号とし、第十号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第九号中「ゴルフ場利用税交付金」を「娯樂施設利用税交付金」に改め、同条第三項の表道府県の項第五号を次のように改める。

一六 電気税

前年度中において納入され、又は納付された電気税額

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項第五号中「前年度において納入され、又は納付された電気税額」とあるのは「当該年度の電気税額の収入見込額として自治大臣が定める額」と、同項第六号中「前年度において納入され、又は納付されたガス税額」とあるのは「当該年度のガス税額の収入見込額として自治大臣が定める額」とする。

第十五条 平成二年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、附則第十三条の規定による改正後の地方

第十四条第一項中「ゴルフ場利用税の収入見込額については」を「ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県の娯樂施設利用税の収入見込額については」に、「ゴルフ場利用税の収入見込額から地方税法第三十三条を「娯樂施設利用税の収入見込額から地方税法第三十一条に、「ゴルフ場利用税に係る」を「娯樂施設利用税に係る」に、「ゴルフ場利用税交付金」を「娯樂施設利用税交付金」に改め、同条第三項の表道府県の項第五号を次のように改める。

設利用税交付金」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

交付税法第十四条の規定によつて算定した額に、道府県に於ては基準税率（同条第二項に規定する基準税率をいう。以下同じ。）をもつて算定した当該道府県の旧ゴルフ場利用税（旧法第七十五条に規定するゴルフ場利用税をいう。以下同じ。）及び旧特別地方消費税（旧法第三十三条第一項に規定する特別地方消費税をいう。以下同じ。）の収入見込額（旧ゴルフ場利用税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該道府県の旧ゴルフ場利用税の収入見込額から旧法第三十三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に對し交付するものとされる旧ゴルフ場利用税に係る交付金（以下「旧ゴルフ場利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とする。）の合算額を、市町村に於ては当該市町村の旧ゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を加

算した額とする。
2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる

地方団体の種類		収入の項目
道府県	一 旧ゴルフ場利用税	当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員
	二 旧特別地方消費税	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額
市町村	旧ゴルフ場利用税交付金	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員

（税理士法の一部改正）

第十六条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の二「ゴルフ場利用税、特別地方消費税」を「娯樂施設利用税、料理飲食等消費税」に改める。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 附則第六條第二項及び第七條第二項の規定によりなお従前の例によることとされるゴルフ場利用税及び特別地方消費税については、前条の規定による改正前の税理士法第五十一条の二の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及

収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入見込額の算定の基礎	
道府県	当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員
市町村	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員

び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律の一部改正）

第十八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「地方税法第七十五条のゴルフ場」を「地方税法第七十五条第一項に掲げる施設に、「ゴルフ場利用税」を「娯樂施設利用税」に、「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に、

合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得	合衆国軍隊
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域に於て所有する土地又はその取得	軍人用販売機関等
特別土地	保有税

合衆国軍隊による電気及びガス使用に關する合衆国軍隊の証明があるもの	合衆国軍隊
合衆国軍隊の構成員等による電気及びガスの使用に關する合衆国軍隊の証明があるもの	合衆国軍隊
合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得	合衆国軍隊
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域に於て所有する土地又はその取得	軍人用販売機関等
特別土地	保有税

改める。

(消費譲与税法を廃止する法律の一部改正)

第十九条 消費譲与税法を廃止する法律(平成元年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「十一 特別とん讓与税」を「十四 特別とん讓与税」に、「十一の二 消費譲与税」を「十三の二 消費譲与税」に改める。

第二号 平成元年九月二十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都武蔵野市西久保一ノ一二ノ七コロボ幸運莊一〇一 石崎和彦 外千五百二十二名

紹介議員 上田耕一郎君

消費税法の施行によって諸物価は高騰を続けている。生活必需品にも課税する消費税は、低所得者や年金生活者などの弱い立場の者の生活を圧迫するものであり、低所得者よりも高所得者の方が税金の負担率が小さい、適正と公平に反する逆進税である。国に代わって徴収する業者は、消費税徴収のため特別な計算機器までそろえ、膨大な計算業務をこなさねばならず、業務に支障を来している。また、弱小業者は、転嫁が困難なため自ら消費税を負担している。消費税はごく一部の高額所得者や輸出業者などを除き、国民すべてに新たな負担を強要する悪税である。しかもこの法律は、国会での十分な討議も無いまま、一方的な審議の強行によって制定されている。ついで、市民の生活を守るため、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税法を直ちに廃止すること。

第七号 平成元年九月二十九日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県小諸市甲三、九六一ノ一 原佳子 外四千七百名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八号 平成元年九月二十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県北佐久郡軽井沢町追分九六七 長坂謙 外四千七百名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九号 平成元年九月二十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 福岡市東区和白丘二ノ二二ノ二三 花岡みつえ 外五千六百九十一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇号 平成元年九月二十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都青梅市青梅一、三〇〇 榎戸チセ 外四千七百名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一号 平成元年九月二十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県呉市山手一ノ一〇ノ一四 田中雄二 外四千七百名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二十二号 平成元年九月二十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 大分県別府市上原町三ノ一四 安部 巖 外四千七百名

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三三号 平成元年九月二十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県川西市大和東一ノ六二ノ一 桑原哲子 外四千七百名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四四号 平成元年九月二十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 埼玉県蓮田市馬込一、七二四 蓮田グリーンエイト一〇五 山口葉一 外四千七百名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一五五号 平成元年九月二十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都板橋区小豆沢二ノ一七ノ七 羽田野とし恵 外四千七百名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六六号 平成元年九月二十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県木曽郡木祖村敷原一、〇九六 岩原則幸 外四千七百名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七七号 平成元年九月二十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都江戸川区東小岩二ノ一〇ノ一四 佐伯毅 外四千七百名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八八号 平成元年九月二十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県度会郡御園村高向二、三三九 西野敏男 外四千七百名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九九号 平成元年九月二十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛知県豊橋市牛川町道上八二ノ一 二コロボラス M・O・T・二〇一 名倉満 外四千七百名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二〇〇号 平成元年九月二十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀六ノ一二ノ一 九ノ四〇七 殿木梅子 外四千七百名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二二号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 東京都練馬区南田中五ノ二五ノ五 渡辺加奈 外三千名

紹介議員 諫山 博君

さきの参議院選挙で、主権者国民は「消費税、ノ」の意思を表明した。消費税は、公約違反であり、国民の生活と中小業者の営業を破壊する大悪税である。選挙での国民の審判が下った以上、消費税は直ちに廃止すべきである。政府・自民党は今、消費税の見直しや福祉目的税への衣替えを口にしてはいるが、どのように見直し、名称を変えても、大型間接税の国民いじめの本質は変わらない。自民党政府はまた、「消費税廃止を言うなら財源とセットでなければ無責任」と言っているが、これこそ無責任な居直りである。もともと「やら

ない」という公約を踏みにじり、国民に押し付け
た消費税は、あれこれの口実で存続させるのでは
なく、きっぱりと廃止することこそ、民主主義の
常道と言わなければならない。消費税は直ちに廃
止し、その上で福祉のため、減税のための税制改
革を国民合意の下で行うべきである。また、主権
者国民の意思を反映した国会をつくることは参議
院選挙の結果から見ても急務であり、衆議院の解
散・総選挙を直ちに行うべきである。ついでには、
以上の趣旨から、次の事項について実現を図られ
たい。

一、消費税法を直ちに廃止すること。

第二二号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 埼玉県上尾市小泉四〇六ノ八〇

山口勇 外三千名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二三二号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 東京都中野区丸山一ノ四ノ一 次

木原男 外五千十二名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二四四号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 東京都中野区江古田三ノ五ノ二

岡田勉 外三千名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二五五号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 千葉県船橋市習志野台六ノ七ノ五

ノ二〇七 深山綾子 外三千名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二六六号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 千葉県船橋市習志野台三ノ五ノ二

〇ノ三〇四 高橋邦子 外三千名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二七七号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 千葉県船橋市習志野台二ノ五ノ二

三ノ四〇二 中村節子 外五千名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二八八号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 千葉県船橋市習志野台八ノ三七ノ

一ノ二二四 本郷初子 外三千名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二九九号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 千葉県八千代市高津三三六ノ五三

井沢美江 外三千名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇〇号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 千葉県船橋市前原東五ノ三ノ二二

山田きよ 外三千名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三一〇号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 千葉県八千代市高津三三六ノ五三

井澤正男 外三千名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三二二号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 千葉県船橋市習志野台三ノ一ノ

六ノ三〇三 鈴木寿美子 外三千

名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三三三号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町三ノ一八ノ

二二 田中富雄 外三千名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三四四号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉一ノ三四ノ九

柳沢勝 外三千名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三五五号 平成元年九月二十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 神戸市灘区大内通二ノ八二 山田

国男 外千九百九十九名

紹介議員 片上 公人君

消費税は、国会で十分審議を尽くさないまま強行
採決されたが、平成元年四月の導入後の価格調べ
や家計調査によって、問題点や矛盾が明らかにな

ってきた。まず、食料品を始め生活必需品に広く
課税されるため、社会的弱者の生活を強く圧迫し
ている。また、便乗値上げによる消費者物価の上
昇も心配される。さらに、帳簿方式や免税事業
者、簡易課税制度など、支払った税金の一部が正
しく国庫に入らない仕組みにも問題があり、到底
納得できない。このような現行消費税に反対し、
再度国会の場で十分審議を尽くした上で、消費者
の意見を取り入れた公平で納税のいく税制改革が
行われることを強く求める。ついでには、次の事項
について実現を図られたい。

一、現行消費税を根本的に見直し、公正公平な税
制を確立すること。

第三六六号 平成元年九月二十九日受理

消費税の廃止に関する請願

請願者 奈良市青山七ノ一三九 藤田和子

外九百九十九名

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第四一〇号 平成元年十月二日受理

消費税の廃止に関する請願

請願者 大阪府茨木市島一ノ二ノ二二 香

川健治 外五百五十九名

紹介議員 白浜 一良君

平成元年四月から実施された消費税は、今、私た
ちの生活を直撃している。高齢化社会、福祉社会
へ向けてなどの宣伝はどく吹く風、年金生活者や
母子家庭、生活保護所帯など、これまで所得税を
払う必要のなかった人たちが大変な負担になっ
ている。また、劇場や創造団体など日本の文化団
体は、文化予算で保障されているものはほんのわ
ずかで、諸外国に比べ全くといっていいほど保障
されていない。ひたすら自力で努力し研さんし、
専従者の年間所得の平均が二百万円をこそこでも
日本の文化を必死で支えてきたのである。劇場の
会費は、今の政治がすっかり出した教育や文化状況

のひずみから、子供たちを何とか守ろうと皆でつくり出した子育てのための活動を支えるもので、営利を目的としたものは一円たりとも含まれてはいない。それどころか、かなりの部分はこれにかかわる人たちの手出しで支えられている。また、子供たちにとっては、水や空気や食物と同じように、その成長の過程に欠かすことのできない文化が、更に手の届かないところに行ってしまう。ついでに、子供たちの未来と、文化芸術の豊かな発展のため、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税法を直ちに廃止すること。

第四二号 平成元年十月二日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺北町一ノ二
〇ノ四 船越三三 外千五百二十
二名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四号 平成元年十月二日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府茨木市蔵垣内二ノ六ノ八
北山智啓 外五百五十三名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第四五号 平成元年十月二日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県板野郡土成町高尾字林坊
岩野忠 外一万四千五百六十一名

紹介議員 乾 晴美君

第百十三回国会において、国民の圧倒的多数の反対を踏みにじって強行された消費税法は直ちに廃止されるべきである。消費税を決めたこと自体、国民の意思に反したものであるし、内容的にも、高齢者や年金生活者などの生きるためのぎりぎりの生活費にさえ重い負担をかけ、一律の税率を採用

一、消費税法を直ちに廃止すること。

第四八号 平成元年十月三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都中野区南台二ノ一八ノ五
桜井久雄 外二千六百五十六名

紹介議員 三木 忠雄君

政府・自民党は、国民がこぞって反対する公約違反の消費税を平成元年四月一日から強行実施したが、消費者・事業者・自治体に至るまで混乱を引き起こし、大きな批判を浴びている。また、消費者団体や政府機関が設置した消費税「一〇番」には、便乗値上げやカルテル公認、社会的弱者圧迫などへの怒りの声が殺到している。さらに、暮らしの中に広く課税され、家計に対する圧迫度が大きく、あわせて、中小の事業者からは、税の転嫁ができないなど消費税に対する怒りは新たな広がりを見せている。今なすべきことは、国民の八割以上が反対している消費税を直ちに廃止し、大企業・大資産家優遇措置を始めた特権的な減免税を改め、不要不急な歳出を削減することである。こうすれば、消費税によらずに大幅減税も実現でき、福祉のための財源創出も可能となる。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、公約違反の消費税法を直ちに廃止すること。
二、大企業・大資産家を優遇する不公平な税制を改めること。

第四九号 平成元年十月三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県安八郡神戸町大字川西四六
五ノ一九 桑原克典 外一万五千
名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五〇号 平成元年十月三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原
一、九八九ノ九 浅野香 外一万
五千名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五一号 平成元年十月三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県安八郡安八町南条二八九
岡本正一 外一万五千名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五二号 平成元年十月三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県大垣市平町六二九ノ七 赤
尾敏枝 外一万五千名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五三号 平成元年十月三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県養老郡養老町鷺巣二九四ノ
三 野村里美 外一万五千名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五四号 平成元年十月三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県大垣市開発町一ノ一三 酒
井俊一 外二万二千二百六名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五五号 平成元年十月三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県大垣市釜留一ノ一五六 青
山満智子 外一万五千名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五六号 平成元年十月三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜市南殿町三ノ一〇 桑原幸市
外一万五千名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五七号 平成元年十月三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県安八郡神戸町井田 小川茂
之 外一万五千名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五八号 平成元年十月三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県大垣市赤坂町二、二二二
上田知子 外一万五千名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五九号 平成元年十月三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県大垣市熊野町二〇四 島本

紹介議員 登司男 外一万五千名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六〇号 平成元年十月三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県養老郡養老町押越 高木等

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六一号 平成元年十月三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県大垣市安井町二ノ一 子安

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六二号 平成元年十月三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡池田町市橋五六六ノ

二 林道明 外一万五千名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六五号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山口県宇部市東岐波区長原 石田

勇 外百九十二名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六六号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山市箕島二、三八〇ノ一 浅越

忠義 外九百八十名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六七号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 高知県高岡郡佐川町乙二、三七〇

ノ一 西森幸三 外二千八百九十

九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六八号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 千葉県船橋市大穴南一ノ三九ノ一

六 森川紀夫 外六千四百二十名

紹介議員 岸山 昭範君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七〇号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 徳島県麻植郡鳴島町喜来 宇野栄

次 外四千三百三十九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七一号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山口県下関市小月杉迫一ノ一五ノ

八 吉村實一 外三千百三名

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七三号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 北海道小樽市稲穂五ノ九ノ一三

竹内孝太郎 外千五百名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七四号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形市双月新町三ノ一〇 荒井正

蔵 外二千六百二十五名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七五号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県北牟婁郡紀伊長島町三浦

宮原年雄 外二千五百名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七六号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 高知市福井町一、四七二ノ一 大

野裕敏 外七千三百九十六名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七八号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 川崎市多摩区生田一ノ二八ノ二五

橋本直美 外五十名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八〇号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県西宮市川東町一ノ三 石

原時彦 外二千四百九十九名

紹介議員 野別 隆俊君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八一号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 群馬県安中市古谷二九六 小林清

正 外二千五百四十名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八二号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市久里浜二ノ二ノ

一五 小川清太郎 外二千四十五

名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八四号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長崎市江里町二〇ノ二 松本寛

外四十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八六号 平成元年十月四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都府中市住吉町二ノ二三ノ四

横田竜哉 外五十三名

紹介議員 村田 誠雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八八号 平成元年十月五日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府生野区新今里六ノ五ノ一九

松生公成 外二十名

紹介議員 久保田真直君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九〇号 平成元年十月五日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県北佐久郡御代田町塩野八六

六 真嶋実郎 外二千五百名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九二号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県豊田郡大崎町中野四、六一
〇ノ四三 天満孝志 外二千四百九十九名
紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九三号 平成元年十月五日受理
消費税の即時廃止に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒本町三ノ一七ノ
一ノ一、一〇三 久保田須彌
外四名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九五号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 山口県岩国市海士路町一ノ一五ノ
二〇 村岡育夫 外四千二百四十名
紹介議員 中川 嘉美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九六号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 香川県丸亀市北平山町一ノ三ノ一
三 宮田綾子 外二千六十八名
紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九七号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県松山市余戸南三ノ二一ノ二

三 酒井春義 外三十名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九八号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長崎市長崎市三重町一、一八一 早崎智
外九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇〇号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市岩戸五ノ六ノ九
立花章 外六十九名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇一号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町松嶋南町
上田高広 外千九百九十九名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇二号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 北海道深川市太子町三ノ一〇 成
田正 外八十九名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇三号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市旭区川島町二、〇〇五ノ一
三 鈴木一麻 外百九十九名
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇四号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市旭区白根六ノ五二ノ一八
難波武三助 外九十九名
紹介議員 永久八重子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇六号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都大田区大森北三ノ二四ノ八
田中文雄 外四十七名
紹介議員 村田 誠輝君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇七号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県三好郡池田町白地字本名一
四〇ノ八 溝口明 外四十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇八号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 千葉県鎌ケ谷市東野辺五ノ六ノ
四七 中野治男 外四十九名
紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇九号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(十通)

請願者 福島県郡山市富久山町福原字鳴伊
賀六三 本多仁 外四十九名
紹介議員 森 暢子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島市南沖洲三ノ五ノ一五 小野
寺春秀 外九十七名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一一号 平成元年十月五日受理
消費税即時廃止に関する請願(二通)

請願者 岩手県二戸市金田一字下平道の上
八ノ三 関正昭 外五百名
紹介議員 小川 仁一君
過日の参議院議員選挙の結果に示されるように、
消費税についての国民の審判は下されている。つ
いては、国民に一層の不公平をもたらす消費税を
直ちに廃止されたい。

第一一五号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県新庄市金沢二、四八五 相
沢芳和 外四十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一七号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県松阪市伊勢寺町二、二四七
八重寛章子 外千六百五十名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一九号 平成元年十月五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神戸市灘区畑原通三ノ八ノ一二
児玉昭 外四十四名
紹介議員 大瀧 絹子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二一二号 平成元年十月五日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市中沢中割 木下征夫 外四百九十名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二二号 平成元年十月五日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 熊本県水俣市平町一ノ六ノ六 森親 外三百九名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二三号 平成元年十月五日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山口市秋穂二島四三八ノ一九 徳永正 外四百三十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二四号 平成元年十月五日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市南旭が丘二ノ一四ノ三四 小野俊之 外二百三名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二五号 平成元年十月五日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町福元六〇八ノ一五七 川野定夫 外二百十八名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二六号 平成元年十月五日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 奈良県橿原市一町 東幸則 外二百三十二名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二九号 平成元年十月五日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県村山市富並三、八四三 増川正吉 外二千二百三十四名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三一号 平成元年十月五日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山口県宇部市小野区西下小野 石川勝美 外百七十四名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三二号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県伊勢市船口四ノ一九ノ二三 山口功一 外四千九百九十九名

紹介議員 塩田 啓典君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三三号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長崎市滑石四ノ二一ノ一二 深浦健一 外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三五号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大柿町柿浦二、四一九 山中誠二 外百九十九名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三六号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 川崎市川崎区浜町三ノ三ノ八 土屋清吾 外三十四名

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三七号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県南陽市和田二四二 近野栄重 外百二十七名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三九号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 神奈川県秦野市北矢名五三六 今井一郎 外四十一名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一四〇号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県鶴岡市みどり町二〇ノ二 佐藤賢吉 外五百名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一四二号 平成元年十月六日受理

消費税法廃止に関する請願

請願者 福岡市西区福重一ノ六ノ二二 樋口直義 外二千四十五名

紹介議員 渡辺 四郎君

昭和六十三年十二月末に国会で可決され、平成元年四月一日より実施された消費税は国民生活に大混乱をもたらした。これは、昭和六十一年大型間接税は導入しないと公約して当選した竹下元首相

を始めとした、政府・自民党の公約違反以外の何ものでもない。また、衆議院での審議時間は十七時間、とても審議が尽くされたというものではない。消費税は社会的弱者の生活を根本から脅かす、逆進性の強い税であることが改めて証明されている。また便乗値上げも含め、政府予算をはるかに上回る物価上昇をもたらしていることが各調査によって明らかにされている。また、税制として大きな欠陥を持っており、消費者の納めた税金が必ずしも国庫に入らないという致命的なものである。私たちは、消費税を直ちに廃止し、真に公平な税制改革を行うことを求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、消費税法を直ちに廃止すること。

第一四三号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島爪崎六三一 田野友市 外二百五十名

紹介議員 谷本 純君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一四四号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市鴨居三ノ二二ノ二 二寺西功 外五十九名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一四六号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県福山市春日町四ノ二三 沢田貢次 外四百九十九名

紹介議員 三上 隆雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一四七号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 札幌市西区福井三ノ三ノ二五 伊藤郁男 外百四十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一四八号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県府中市目崎町五四四 内田ミズ子 外四十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一四九号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県北宇和郡吉田町大字鶴岡深泥二〇八ノ九 渡辺浦児 外百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一五〇号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県松阪市高須町三、一八五山中美佐男 外四十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一五一号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府生野区小路東二ノ二二ノ八仲西善三郎 外二十名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一五三号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神戸市灘区天城通三ノ二ノ三 梶山潤唱 外二十六名

紹介議員 大洲 綱子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一五五号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 福島県郡山市富久山町久保田字梅田八〇 伊藤恒次 外三十九名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一五七号 平成元年十月六日受理

現行消費税法反対、公正公平な税制の確立に関する請願

請願者 神戸市東灘区本山北町四ノ六ノ八河口英子 外二十名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五八号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都大田区大森北六ノ六ノ一四宇田川修 外五十五名

紹介議員 村田 誠醇君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一六〇号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市川町二二ノ二〇吉田喜助 外九十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一六一号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都江戸川区春江町五ノ一〇ノ一五 塙文治 外九十九名

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一六二号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県三好郡池田町イタノ三、三

五八 矢野功二 外四十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一六三号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 香川県観音寺市新田町八三二石井好春 外二百六名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一六五号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都江戸川区南篠崎町四ノ二四〇ノ一九 長谷川豊 外三十二名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一六六号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島市八万町内浜九九ノ九 喜多洋治 外九十九名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一七〇号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡能登川町福堂三、二三八 田井中宗一 外四十八名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県伊那市西春近上島 北原徳二 外百三十四名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一七二号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 熊本市清水町新地六五九 福森敏治 外六十四名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一七三号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山口県吉敷郡秋穂町東六、二五四ノ一 近本セツ子 外二百八十名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一七四号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 三重県鈴鹿市庄野町三、三〇八ノ一 鈴木由佳里 外三百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一七五号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 奈良県大和高田市吉井九〇ノ二辻本利博 外二百十八名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一七六号 平成元年十月六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山市東区二四一ノ二二 米原寛外二百四十九名

紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一七七号 平成元年十月六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県松山市和氣町一丁目 徳吉
敬 外百三十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一七八号 平成元年十月六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 島根県出雲市大津大正町 山田良
外四百九十九名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一七九号 平成元年十月六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 群馬県前橋市下細井二三 上田昭
雄 外千六百十七名

紹介議員 白浜 一良君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一八〇号 平成元年十月六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 北海道松山郡上ノ国町字新村三一
二 北村光男 外九十九名

紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一八一号 平成元年十月六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神戸市灘区城内通二ノ一ノ三 滝
井清吉 外四百三十三名

紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一八二号 平成元年十月六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県東根市大字野川二、四五二
ノ二一 佐藤進 外三百五名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一八五号 平成元年十月六日受理
消費税即時廃止に関する請願
請願者 岩手県和賀郡東和町落合 小原フ
チ 外四万三千三百七名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八七号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県沼津市原二、〇三〇ノ二九
佐藤哲司 外三千五百名

紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一八八号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県沼津市東椎路二八二ノ二
増田千子 外三千五百名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一八九号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県三島市富士見台三二ノ一
大西憲 外三千五百名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一九〇号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県駿東郡清水町徳倉四五六ノ
消費税法の廃止に関する請願

五 木内美恵子 外三千五百名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一九一号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県沼津市大平二、八七四ノ四
九六 高橋勇 外三千五百名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一九二号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県駿東郡清水町徳倉三八一
小野一男 外三千五百名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一九三号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県駿東郡清水町伏見二三七ノ
四 高橋通方 外四千四百四十六
名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一九四号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県沼津市西間門四四ノ三 川
口香 外三千五百名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一九五号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県沼津市青野二二ノ七 山口
幸吉 外三千五百名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一九六号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県三島市芙蓉台一ノ一五ノ一
七 芦沢一郎 外三千五百名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一九七号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県駿東郡清水町徳倉七八一ノ
一本 郷ハイツBノ二〇三 佐藤公
枝 外三千五百名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一九八号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県三島市徳倉二八六 松本き
み子 外三千五百名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一九九号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県富士市水戸島三九六 佐野
照夫 外三千五百名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二〇〇号 平成元年十月六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県裾野市二ツ屋一八四ノ七
中田光明 外三千五百名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二〇一号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市太田窪二、一四九ノ
一 西山英子 外四千名
紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二〇二号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市太田窪四ノ一七ノ一
八 植松良彦 外四千名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二〇三号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県坂戸市石井二、三三四ノ八
伊藤清 外四千名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二〇四号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市太田窪一、九四五ノ
一〇 大柳定昭 外四千名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二〇五号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市太田窪四ノ一七ノ一
八 坂本宣夫 外四千名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二〇六号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市大谷口一、四六四
名
紹介議員 林 紀子君

紹介議員 深井雄二 外四千名
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二〇七号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市太田窪一、九四五
服部トシ子 外四千名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二〇八号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市太田窪二、一二五ノ
一 渡辺晃 外四千名
紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二〇九号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市前地一ノ三ノ一〇
平松則幸 外四千名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二一〇号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市太田窪一、九四五ノ
一四 飯塚貴 外四千名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二一一号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市太田窪一、九四五ノ
七五 渡辺信雄 外四千九百六十
名
紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二一二号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市大谷口三、一八四ノ
八 渡辺進 外四千名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二一三号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市大谷口三、一七七ノ
三 高木三枝子 外四千名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二一四号 平成元年十月六日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市関一七四 荻野義光
外四千名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二一五号 平成元年十月六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県洲本市池田三三四 細尾正
外三千三名
紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二一六号 平成元年十月七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 川崎市高津区新作四ノ一七ノ一
三原良平 外二十名
紹介議員 西野 康雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二一七号 平成元年十月七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 福島県郡山市富久山町福原字町田
二ノ二 橋本勇一 外二十四名
紹介議員 森 暢子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二一八号 平成元年十月七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 長崎市宝栄町六ノ二六 松下常久
外九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二一九号 平成元年十月七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都世田谷区駒沢二ノ七ノ一三
朝日實 外五十一名
紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二〇号 平成元年十月七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神奈川県秦野市鶴巻二、一〇四
飯塚茂男 外二十五名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二一号 平成元年十月七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岩手県花巻市矢沢六ノ六五ノ一
谷川一成 外百一名
紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二二号 平成元年十月七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県鶴岡市大山三ノ三七ノ一一
鈴木義男 外二百五十名

紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二五号 平成元年十月七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 香川県三豊郡大野原町桐木三、七
四六 矢野昭秀 外三百一十一名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二六号 平成元年十月七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神戸市灘区大石南町三ノ一二二
角田良一 外二十八名
紹介議員 大洲 綱子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二八号 平成元年十月七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岩手県盛岡市東山二ノ二一七
藤村芳郎 外九十九名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二九号 平成元年十月七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県三好郡山城町上名四〇一
中山利夫 外四十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三〇号 平成元年十月七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 和歌山市島橋南ノ町一三五 田橋
重夫 外四十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三一号 平成元年十月七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都江戸川区東葛西六ノ一四ノ
八 積田和明 外四十九名
紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三二号 平成元年十月七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県東根市神町北一ノ五ノ三三
ノ一八 加藤雅之 外二百八十一
名
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三三号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 島根県江津市後地町一、九一九
山下博文 外二十四名
紹介議員 森 暢子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三五号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 川崎市多摩区登戸一、八九五 手
塚三夫 外四十名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三六号 平成元年十月九日受理
消費税法廃止に関する請願
請願者 福岡県筑紫野市大字針指五七九ノ
五 笹木優子 外千二百二十六名
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第二三七号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県今治市北島生町一ノ三ノ三
木原和弘 外百九十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三八号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 千葉県東津市大久保六ノ一二ノ
八 川村文雄 外百八十二名
紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三九号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 北海道小樽市天神一ノ一九ノ一
伊沢綱芳 外百四名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二四〇号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)
請願者 神奈川県横須賀市大津町一ノ六一
増田昭子 外五十名
紹介議員 鶴山 篤君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二四一号 平成元年十月九日受理
消費税法の廃止に関する請願(八通)
請願者 北九州市小倉北区篠崎五ノ三四ノ
一四 保坂文雄 外四千二百二十八
名
紹介議員 勝木 健司君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二四二号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島市福島一ノ七ノ五三 石原繁
雄 外四十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二四三号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島市西区井口明神三ノ一七ノ五
川口貞雄 外四百九十九名
紹介議員 三上 隆雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二四四号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都葛飾区西新小岩四ノ二七ノ
七 山田一雄 外六十四名
紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二四五号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岩手県盛岡市本宮字並柳三ノ一
八 浅沼賢治 外九十九名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二四六号 平成元年十月九日受理
消費税即時廃止に関する請願
請願者 岩手県花巻市高木二三ノ四八 佐
藤国司 外二十四名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第二五〇号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県北牟婁郡海山町矢口浦 奥
村悦男 外四百九十九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二五一号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都大田区大森東四ノ三三ノ一
五 落合順 外三十五名

紹介議員 村田 誠啓君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二五二号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県米沢市御廟一ノ三ノ二九
小口行男 外五百九十六名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二五三号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 長崎市若竹町四一六ノ七 久保豊
喜 外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二五五号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県麻植郡山川町字宮島二〇三
石田恒一 外百名

紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二五六号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山口県大津郡三隅町豊原 石村政
一 外二百六名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二五九号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 大阪府貝塚市堀一ノ九ノ一一 専

野勇三 外七十五名
紹介議員 西岡瑠璃子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二六〇号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 茨城県結城市田間二、〇一八ノ二
増山清一 外二十四名

紹介議員 西野 康雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二六一号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県南陽市若狭郷屋一七〇ノ一
高橋忠 外二十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二六二号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島県福山市高西町二九ノ七 寺
西照幸 外九十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二六三号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県西脇市和布町一九三 竹内
広治 外七十三名

紹介議員 日下部穂代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二六四号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県名西郡神山町下分 伊勢好
隆 外二十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二六五号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神戸市灘区上河原通一ノ二ノ九
沢野吉次 外百四名

紹介議員 大淵 綱子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二六六号 平成元年十月九日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 札幌市西区前田八条一八ノ一四ノ
二四 瀬尾実 外九百二名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二六八号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県井原市西江原町三、九一四
木山典男 外四十九名

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二六九号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神戸市中央区神若通五ノ一ノ五
石井佳子 外三百四十九名

紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二七一号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 大阪府東大阪市岩田町一ノ五ノ三
高田福子 外百五名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二七三号 平成元年十月九日受理

消費税法廃止に関する請願
請願者 福岡市博多区西春町一ノ四ノ二七
藤井しのぶ 外三千九百七十二
名

紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第二七四号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県新居浜市泉池六ノ一五 西
原哲太 外百六十四名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二七五号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 島根県鹿足郡津和野町吹野二二六
石橋昇 外四百九十九名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二七六号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市西生来町一、二
五三ノ一 西野文夫 外四十九名

紹介議員 國弘 正雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二七七号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県児島郡瀬崎町西七区二四〇
山口文男 外二百四十九名

紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二七八号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 熊本県下益城郡富合町榎津二三

小原賢一 外五十九名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二七九号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 奈良県橿原市大野町二二〇 松本 憲吉 外二百二十四名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二八〇号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県松阪市深長町五六九ノ三 白塚四郎 外百九十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二八一号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 長野県駒ヶ根市東伊那二、五六〇ノ四 佐藤八十二 外百九十八名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二八二号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県阿南市宝田町出口七二ノ一 武市善規 外二百八十八名
紹介議員 山田 健一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二八三号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県玉野市田井二ノ一五ノ一三 上山皓史 外二百五十名
紹介議員 谷本 巍君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二八五号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市長沢町一、三五七ノ一 桜井辰美 外二千八十五名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二八六号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 香川県観音寺市新田町一、〇二〇 森勲 外四百三名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二八七号 平成元年十月九日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島市安佐北区小河原町一、三三〇ノ二七 山田敏春 外三十四名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二八八号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県井原市高屋町四二二ノ一 井本臣 外九百八十名
紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二八九号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神戸市中央区東雲通一ノ六ノ五 植田秀稔 外二百四十八名
紹介議員 植田 誠君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二九〇号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県米沢市矢来二ノ六ノ三二ノ

公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県北牟婁郡海山町大字相賀三六〇ノ八 川端榮平 外四百九十九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二九一号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県倉敷市玉島乙島四七ノ三 柳田清 外三百名
紹介議員 谷本 巍君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二九二号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神奈川県相模原市豊町五ノ二〇 糸井正 外千九百七十三名
紹介議員 常松 克安君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二九四号 平成元年十月十一日受理
消費税法廃止に関する請願
請願者 福岡市早良区南庄六ノ一ノ三二 秋田隆久 外三千七百九十一名
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第二九六号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 長崎県佐世保市十郎新田四ノ一二 松本隆 外九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二九八号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県米沢市矢来二ノ六ノ三二ノ

五 遠藤貢 外二百八十二名
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二九九号 平成元年十月十一日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 横浜市港南区大久保二ノ二五ノ九 笠原多美子 外三百四十二名
紹介議員 今泉 隆雄君

昭和六十三年十二月二十四日、政府・自民党は消費税を柱とした税制改革六法案を成立させた。そもそも消費税は、竹下元首相を始め多くの自民党議員が昭和六十一年の衆参同時選挙で「大型間接税は導入しない」とした公約に違反したものである。また、法案を成立させるに当たっては二度にわたる強行採決をするなど、消費税反対の国民世論を無視した国会運営を行い、しかも、自民党を中心としたリクルート疑惑にまみれた議員・閣僚が税制改革を進め、疑惑を明らかにしないにもかかわらず、私たちに多くの負担を強いる消費税のみを成立させてきたことは許せない。消費税は不公平税制を更に拡大する税制である。所得の大小にかかわらず一律な税額を支払う逆進的税制であり、国民の生活を圧迫するものである。一方、法人税減税などに見られるように大企業優遇税制でもある。消費税は消費者が負担した税額と事業者が納税した税額が一致しない欠陥税制である。また、授業料は政策的に非課税と決めておきながら、国自身で国立大学の授業料値上げを決めたことは国の政策の矛盾を端的に表した例だといえる。消費税成立後も消費税反対の国民世論が広がっており、この間の様々な選挙結果はこれを最も顕著に表している。さらに、東京都を始めとした地方自治体では、こういった国民の反感を回避するため公共料金の値下げをせざるを得ない状況に追い込まれている。消費税は生協の事業活動にも大きな影響を与え、組合員の利用環境の悪化や大幅な費用の増加が起る。ついては、次の事項に

ついで実現を図られたい。

一、消費税法を直ちに廃止すること。

第三〇〇号 平成元年十月十一日受理

消費税法廃止に関する請願

請願者 福岡県豊前市大字三毛門七九六ノ

一 秋永ゆり子 外二千九百二十

紹介議員 淵上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第三〇一号 平成元年十月十一日受理

消費税法廃止に関する請願

請願者 北九州市小倉北区大田町七ノ二〇

白石輝久 外千九百九十四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第三〇二号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 石川県小松市寺町八九ノ二 渡辺

幸雄 外百三十五名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三〇三号 平成元年十月十一日受理

消費税法廃止に関する請願

請願者 新潟県柏崎市春日二ノ二二ノ二二

井上義博 外五百名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第三〇四号 平成元年十月十一日受理

消費税法廃止に関する請願

請願者 新潟市小張木二一 河辺広男 外

四百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第三〇五号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 愛媛県伊予市上野八二六ノ三 福

永洋一 外四十一名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三〇六号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県呉市西谷町八ノ四 平澤実

外六十四名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三〇七号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 和歌山市中之島二一五 橋本守二

外七十七名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三〇八号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県井原市七日市町 川上政光

外四十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三〇九号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 川崎市宮前区有馬八ノ五ノ一七

田村昭男 外五十四名

紹介議員 村田 誠静君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三一〇号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀町一ノ二四

石渡一郎 外六十九名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三一一号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大柿町小古江 中矢

住郎 外二百九十九名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三一二号 平成元年十月十一日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 大阪府茨木市天王二ノ四ノ一五

島津ゆかり 外九百九十九名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三一三号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 北海道小樽市花園四ノ五ノ一七

中田政起 外九十九名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三一四号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県麻植郡山川町字村雲 内藤

操夫 外九十六名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三一五号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神戸市長田区源平町一四ノ五 田

ノ岡行雄 外二千四百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三二一号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県松山市土居町五九三ノ七

松浦義孝 外九十九名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三二二号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山口県防府市中ノ関北側三区 田

淵剛 外二百九十四名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三二三号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県名賀郡青山町阿保二〇〇ノ

二 沢実 外百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三二四号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺 奥田

照男 外五百六十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三二五号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県児島郡灘崎町片岡二、二二

五 三宅恵子 外二百四十九名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三二六号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 熊本市松尾町上松尾八三ノ二 富田繁時 外五十七名

紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三二七号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県阿南市上中町南島六三二 立田フミ子 外三百九十五名

紹介議員 山田 健一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三二八号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市出町一七四ノ三 大堀伝八郎 外四十九名

紹介議員 國弘 正雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三二九号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県伊予市藤町五丁目 高橋芳子 外百六十四名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三三〇号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 長野県駒ヶ根市東町三ノ二九 滝沢一 外百三十三名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三三一号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 島根県松江市秋鹿町三、七三三

紹介議員 吉岡定男 外四百九十九名
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三三二号 平成元年十月十一日受理
消費税法の即時廃止に関する請願(一通)
請願者 名古屋市中天白区音聞山二二九 高橋鉄弥 外一万八百七十三名

紹介議員 西川 潔君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三三三号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 大分県別府市扇山一八組 羽野幸夫 外七百十四名

紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三三七号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岩手県花巻市松園町八八二ノ一〇 小原克彦 外百七十九名

紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三三八号 平成元年十月十一日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 東京都練馬区貫井三ノ一四ノ五 松井みさ子 外千六百六十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第三三九号 平成元年十月十一日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都武蔵村山市中藤四ノ六ノ八 大日方裕美 外百一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四〇号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都練馬区上石神井四ノ二一ノ八 尾崎正一 外四千八百三十一名

紹介議員 太田 淳夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三四一号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 香川県三豊郡三野町大字下高瀬 二、八三七ノ五 島田雪男 外三百三十二名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三四二号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県洲本市物部一ノ一六ノ二四 武田節子 外四十九名

紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三四三号 平成元年十月十一日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 名古屋市千種区穂波町二ノ七九 寸田剛司 外六百三十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第三四四号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岩手県盛岡市東山二ノ三七ノ一 佐々木英三 外九百九十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三四五号 平成元年十月十一日受理
消費税即時廃止に関する請願
請願者 岩手県北上市飯盛町字飯盛二二ノ六七 高橋和廣 外二十四名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第三四九号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島市住吉四ノ五ノ二九 山崎良一 外九十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三五〇号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都杉並区永福四ノ六ノ一 安藤敏克 外四十八名

紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三五一号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県真庭郡落合町垂水 山崎亘弘 外百三名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三五二号 平成元年十月十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県水上郡青垣町佐治一〇ノ二 横谷まき子 外八十一名

紹介議員 日下部椿代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三五三号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島市津田町四ノ五ノ九 久米健

二 外三十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三五四号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県南陽市二色根一二ノ四 本

木国男 外二十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三五五号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県諏訪市角間新田一三、二九

四ノ五 宮坂雅信 外五百四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三五六号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山市妹尾一、三七四ノ二 高倉

孝次 外三十九名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三五七号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 群馬県前橋市城東町五ノ二ノ二

後藤梅吉 外四十四名

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三五八号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市小中島一ノ二四ノ一

大出健造 外五十九名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

紹介議員 浜本 万三君

第三五九号 平成元年十月十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県尾道市葉原町一、一八九ノ

Dノ一 内海勝彦 外九十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三六一号 平成元年十月十一日受理

消費税法廃止に関する請願(四通)

請願者 愛知県海部郡七宝町下之森字屋敷

五三三 後藤馨 外九百九十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第三六三号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県尾鷲市南陽町四ノ三六 竹

村幸英 外三百四十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三六五号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長崎県佐世保市大和町九三九 矢

野隆宏 外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三六六号 平成元年十月十二日受理

消費税法廃止に関する請願

請願者 福岡市城南区樋井川二ノ一五ノ六

城戸宏子 外一万七千七百七十七

名 紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第三六七号 平成元年十月十二日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 大阪府八尾市南木の本六ノ二三サ

ンハイツ八尾南二ノ五十四 中村

武司 外二千四百五十八名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第三六八号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県尾道市原田町堀山田四、〇

五二 佐藤高明 外百九十九名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三六九号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都府中市四谷三ノ六二ノ一三

多田徳子 外五十三名

紹介議員 村田 誠醇君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三七〇号 平成元年十月十二日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 大阪府堺市南花田口町二二ノ一

五大阪いずみ市民生活協同組合専

務理事 名嘉清 外四千五百名

紹介議員 平野 清君

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第三七二号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島市安佐北区落合南一ノ三二ノ

三三 岡本博明 外四百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三七四号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市浜芦町一ノ一五

高橋義三郎 外九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三七五号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神戸市灘区上野通一ノ一ノ二 森

岡儀三郎 外四百二十四名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三七六号 平成元年十月十二日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 滋賀県大津市瀬田月輪町七五ノ

二五 長尾由紀 外四十二名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第三七七号 平成元年十月十二日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府茨木市蔵垣内二ノ九ノ七

津井真三士 外五百六十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第三八〇号 平成元年十月十二日受理

消費税法廃止に関する請願(二通)

請願者 福岡県行橋市西泉三ノ二ノ六

渡辺真美 外一万四千二百四十八

名 紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第三八一号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 福井県武生市広瀬町一〇ノ七ノ一 棚田武 外三十六名
紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三八三号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町古津一六八 森光昭 外九十八名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三八四号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県今治市馬越町二ノ三ノ一六 宇高茂樹 外九十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三八五号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岩手県花巻市西宮野目七ノ一七二 島山ノリ 外百五十七名
紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三八六号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県尾鷲市北浦町一〇ノ一四 内山さかえ 外四百四十七名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三八八号 平成元年十月十二日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県北佐久郡望月町大字望月一 請願者 長野県北佐久郡望月町大字望月一

〇ノ一 大草利男 外四千九百九十名
紹介議員 中川 嘉美君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八九号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 北海道小樽市天神一ノ二三ノ一四 荒木保 外九十九名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三九〇号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県洲本市宇山一ノ五ノ三七 西村武三 外四十九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三九一号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県英田郡作東町土居三、二〇 一ノ一 大内茂樹 外九百八十名
紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三九三号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府貝塚市水間六一九 山本能彦 外百四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三九四号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県松阪市高町九ノ五 佐藤忠郎 外四十九名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三九五号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 福島県郡山市白岩町字高屋敷二九 〇 鈴木太 外五十四名
紹介議員 森 暢子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三九六号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県井原市井原町三七三ノ三 渡辺進 外四十九名
紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第三九七号 平成元年十月十二日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 福岡市博多区麦野一ノ二〇ノ一八 平川みほ 外二千四百九十九名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三九八号 平成元年十月十二日受理
消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 大阪府淀川区加島四ノ一九ノ二ノ三三 竹氏文三 外九百九十九名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第三九九号 平成元年十月十二日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 滋賀県大津市大石東町七〇ノ二 七 小林明弘 外二千四百九十九名
紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第四〇〇号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡能登川町長勝寺二六 藤野文雄 外四十八名
紹介議員 國弘 正雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四〇一号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山口県佐波郡徳地町大字柚木 田朝雄 外二百九十四名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四〇二号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県今治市南宝来町一ノ八 本繁 外百五十四名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四〇三号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県名張市桔梗ヶ丘三ノ三 高谷重依男 外百九十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四〇四号 平成元年十月十二日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 島根県松江市菅田町四五 天尾井律雄 外二百四十九名
紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四〇五号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県阿南市中林町山ノ下二七ノ

四 佐藤一二 外八百四十九名

紹介議員 山田 健一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四〇六号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県伊那市大字伊那二三一 細

井武司 外百六十二名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四〇七号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町六ノ五ノ七

吉川第一 外二百二十三名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四〇八号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 熊本県飽託郡飽田町護藤一、〇三

七 石浦茂幸 外五十二名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四〇九号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山市泉田四八ノ一七 桜庭正雄

外二百四十五名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四一〇号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県松山市土居田町 三谷勉

外百四名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四一一号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県高山市昭和町一ノ二〇五

小畑光男 外二百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四一二号 平成元年十月十二日受理

消費税法廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区城山町九ノ五 原

口政光 外千五百十二名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第四一三号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市西浦賀町一ノ三

五 森崎茂 外七十四名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四一四号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 和歌山市杭ノ瀬一三五ノ二〇 田

中佳代 外二十六名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四一五号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県呉市警固屋一ノ八ノ一六

岡田義幸 外九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四一六号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県福山市春日町二ノ二ノ四

多田順吾 外四百九十九名

紹介議員 三上 隆雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四一七号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木一ノ一三ノ一

七 渡辺榮正 外四十九名

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四一八号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島市南末広町二ノ一五 吉岡忠

外八十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四一九号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村鶴銅字迫一五

八ノ一 三浦進 外九百九十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四二〇号 平成元年十月十二日受理

消費税即時廃止に関する請願

請願者 岩手県釜石市鶴住居町一三ノ五ノ

七 川畑隆二 外二十四名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第四二四号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神戸市灘区大石東町四ノ六ノ二

毛利正則 外百三十四名

紹介議員 大洲 網子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四二五号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県茅野市宮川八、五四八 吉

田照央 外三百八十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四二六号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県南陽市川樋一、三〇八ノ二

本田貞雄 外二十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四二七号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市金栄寺宅地四一 谷

口英次 外五十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四二八号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県西脇市富吉南町二五〇 小

西幸三 外四十七名

紹介議員 日下部禧代子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四二九号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 鳥取県気高郡気高町 伊藤寿恵

外五十五名

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四三〇号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県尾道市美ノ郷町中野一三二

ノ一ノ二 普家信夫 外百四十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四三一号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山市妹尾一、〇八九ノ一 東郷

進 外四十九名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四三二号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山市吉宗三七〇ノ一 大森堅志

外九十九名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四三三三号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県長井市川原八五〇 高橋

昭 外二十四名

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四三四号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県板野郡藍住町富吉字地神六

六ノ六 大西登志子 外四十名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四三六号 平成元年十月十二日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 石川県金沢市大和町四ノ一八 勝

崎喜代志 外千八百二十二名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第四三七号 平成元年十月十二日受理

現行消費税法反対、公正公平な税制の確立に関する請願

請願者 兵庫県西宮市北名次町五ノ二二

友藤敏子 外二千名

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四三八号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島町外浜八八一

谷田操 外三十四名

紹介議員 谷本 崑君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四三九号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 香川県三豊郡財田町財田上二九七

ノ一 細川研一 外四百十五名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四四〇号 平成元年十月十二日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 京都市南区吉祥院石原上川原町一

ノ二 吉田智道 外一万八百五十

四名

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四一号 平成元年十月十二日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県亀山市安知本町八九六 戸

板正裕 外四千九百九十九名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四四二号 平成元年十月十二日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 新潟県新井市諏訪町一ノ一ノ一

二 塚田由美子 外四百六十三名

紹介議員 勝木 健司君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第四四三号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 福井県坂井郡坂井町田島四ノ一

五〇 渡辺けい子 外二百九十九

名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四四号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県尾鷲市栄町八ノ二九 世古

純平 外三百二十四名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四四五号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神戸市灘区篠原中町四ノ二ノ六

熊淵幸二 外百八十六名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四四六号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野市七二会甲一、五一四 宮下

好文 外千九百九十九名

紹介議員 飯 正敏君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四四七号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県諏訪市四賀武津八三ノ三

小林勝行 外二百八十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四四八号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神戸市長田区高取山町二ノ二二ノ

六ノ八〇三 水原啓二 外四十九

名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四四九号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県阿南市才見町三本松六 森

野大助 外四十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四五〇号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都板橋区板橋三ノ六三ノ二

羽岡和夫 外二十四名

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四五一号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県南陽市二色根四六五ノ五

石山信雄 外二十四名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四五二号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県都窪郡早島町早島二、〇一

九ノ二 安井治夫 外二十四名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四五三号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府西成区千本中一ノ三ノ一

辻渉 外五十五名

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四五四号 平成元年十月十三日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 大阪府富田林市寺池台四ノ一ノ三

一五ノ二〇七 永池俊之 外二万

五千九百二十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第四五五号 平成元年十月十三日受理

消費税法廃止に関する請願

請願者 北九州市小倉南区志徳一ノ一ノ三

一ノ四〇三 山田啓子 外一万千

四百八十七名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第四五六号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府生野区中川二ノ四ノ二三

辰巳芳夫 外百名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四五九号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長崎県佐世保市東浜町七七一ノ一

川元精一 外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四六〇号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市津和町九ノ九 永井

二令 外九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四六一号 平成元年十月十三日受理

消費税法廃止に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡岡垣町吉木三八四ノ

三九 庄山勲 外二万二千二百四

十八名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第四六二号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岩手県花巻市本館一ノ一二ノ八

小原守 外八十四名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四六三号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都江戸川区南小岩六ノ二〇ノ

一九 石川建次 外四千六百六十

九名

紹介議員 常松 克安君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四六四号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 島根県出雲市塩治原町 石川仁吉

外百九名

紹介議員 栗村 和夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四六五号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町中島 玉田

宏 外九十九名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四六七号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県岡谷市川岸上三ノ一ノ二

六 久保楚敏文 外二千四百九十

九名

紹介議員 高井 和伸君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四六八号 平成元年十月十三日受理

消費税法廃止に関する請願

請願者 滋賀県大津市赤尾町一三ノ一 西

井京子 外千七百九十九名

紹介議員 中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第四六九号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市久里浜五ノ七ノ

一〇 中島昇 外四十九名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四七〇号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 札幌市中央区南三条西四丁目 末

吉惣一 外四百九十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四七一号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山市東睦六四〇 加々見登 外

九百八十名

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四七二号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県西村山郡河北町谷地成六七

四ノ一 宇野利秋 外二百八十六

名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四七四号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都府中市宮西町三ノ二ノ一

青島章 外五十二名

紹介議員 村田 誠醇君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四七五号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大分市大字志村六九〇 佐々木廣

外四百九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四七六号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県山県郡千代田町本地二、〇

紹介議員 三六 頼政文 外四百九十九名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四七七号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 岩手県柴波郡南村永井二四ノ二

九名 二ノ九 熊谷領二 外四万六千十

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第四七八号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形市大字柏倉一、〇一七 飯野

豊 外三百四十九名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四七九号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市金戸町二、〇八四

水野重雄 外三百四十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四八〇号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区花月園一、一ノ二八

成田文明 外千九十五名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第四八一号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願(一通)

請願者 福井県武生市広瀬町一五五ノ一、

三 中屋栄一 外三十六名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四八二号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県安芸郡江田島町一、五六五

ノ一 竹田高雄 外四千九百九十

九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四八三号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 北海道余市郡余市町黒川八四四ノ

一〇 泊谷キヨ 外九十九名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四八四号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県苫田郡鏡野町布原 藤田豊

久 外二千五百一名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四八五号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市西玉垣町五、三四九

ノ一七 小川文子 外二千十四名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第四八六号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県井原市西江原町五、二六三

田中信次 外四十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四八七号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県因島市田熊町四、六五二ノ

三 畑本梯三 外二百九十九名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四八八号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島市安宅二ノ四ノ一〇 新居修

外四十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四八九号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都杉並区堀ノ内二ノ三七ノ五

本崎光男 外四十九名

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四九三号 平成元年十月十三日受理

消費税即時廃止に関する請願

請願者 岩手県花巻市大通二ノ六ノ二二

石川義郎 外二十四名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第四九四号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 岩手県北上市大曲町五ノ一九 木

村貫 外百九十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四九五号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府大阪狭山市大野台二ノ二三

ノ八 大林義一 外八百六十名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四九六号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県松山市東長戸二ノ九ノ三三

平岡邦枝 外九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第四九七号 平成元年十月十三日受理

消費税法の廃止に関する請願(一通)

請願者 愛知県豊川市南大通五ノ五八 寺

田たみ 外三千二百一名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四九八号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神戸市灘区岩屋北町一ノ五ノ二二

木村理 外百十名

紹介議員 大淵 網子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五〇〇号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 北海道旭川市東光十五条三丁目

三原幸雄 外二十名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五〇一号 平成元年十月十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県小野市垂井町六二八 宮永

健司 外四十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五〇二号 平成元年十月十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 滋賀県甲賀郡水口町元町六ノ一
岡村大 一 外四十八名

紹介議員 國弘 正雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五〇三号 平成元年十月十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 島根県松江市西尾町一ノ一 中島
和人 外三百四名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五〇四号 平成元年十月十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 奈良市二名町二、二〇九 高岡恵
二 外三百七十一名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五〇五号 平成元年十月十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県松阪市高須町一、二三五
今井四朗 外百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五〇六号 平成元年十月十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県松山市永木町二ノ二ノ七
藤川博 外九十九名
紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五〇七号 平成元年十月十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県川之江市金生町山田井古城
一、五一五ノ三 大西宏志 外百
七十四名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五〇八号 平成元年十月十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県久米郡久米町宮尾一、三二
二ノ五 池田一三 外二百四十九
名

紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五〇九号 平成元年十月十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 熊本市南高江町二九ノ二 古賀
盛光 外四十九名

紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五一〇号 平成元年十月十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山口県吉敷郡阿知須町浜 明徳健
治 外二百八十四名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五一一号 平成元年十月十三日受理
消費税法廃止に関する請願
請願者 北九州市小倉南区上石田二ノ二二
ノ二三 田代久美枝 外五万二千
六百三十五名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第五一三号 平成元年十月十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島県尾道市久保二ノ三ノ二二
林正 外百四十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五一四号 平成元年十月十三日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市須賀谷一、〇一
二 安田万里子 外百四十九名

紹介議員 村田 誠博君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五一五号 平成元年十月十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県吉田郡加茂町桑原五二三
竹花英雄 外二百九十五名

紹介議員 谷本 纈君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五一六号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 大阪市生野区中川二ノ四ノ二三
辰巳芳夫 外九十九名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五一八号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島県安芸郡東海田六九七 中原
和明 外四百九十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五二二号 平成元年十月十六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 京都市上京区千本通中立売下ル亀

屋町六二 相良真千子 外二十一
名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五二二号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県西田川郡温海町大字大岩川
乙六四四ノ三 佐々木徳市 外二
百四十五名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五二三号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神戸市東灘区住吉南町五ノ一〇ノ
二七 三木光雄 外百九十九名

紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五二四号 平成元年十月十六日受理
消費税法廃止に関する請願
請願者 福岡県粕屋郡古賀町花鶴丘二ノ一
ノ一二〇二 土井泰介 外五万
八千五百五十二名

紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第五二五号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 川崎市川崎区浅田一ノ八ノ一一ノ
二〇四 山本正夫 外四十九名

紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五二六号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県鶴岡市大字日枝字宮の下

鈴木義勝 外三百十六名
紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五二七号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岩手県江刺市岩谷堂杉の町三八ノ六 菊池貢 外百三十六名

紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五二八号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岩手県北上市飯豊町字村崎野一四ノ一四三ノ二九 菅原正夫 外百九十九名

紹介議員 小川 仁二君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五二九号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島市佐古六番町一〇 西根徹 外九十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五三〇号 平成元年十月十六日受理
消費税即時廃止に関する請願
請願者 岩手県花巻市大谷地三三八ノ二 嶋田茂子 外二十四名

紹介議員 小川 仁二君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第五三三〇号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 北海道名寄市四七条北一ノ二三 小川金太郎 外七十四名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五三六号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県小野市丸山町五六ノ三 藤原和子 外五十三名

紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五三七号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 大分市花津留一ノ三ノ一一 阿部秀三 外五百二十九名

紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五三八号 平成元年十月十六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都中野区上高田五ノ二二六ノ六 喜田圭 外百九十名

紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五三九号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都品川区西大井四ノ六ノ一八 佐藤徳弘 外四十九名

紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五四〇号 平成元年十月十六日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 大阪府高槻市安満中の町二〇ノ七 中山ヤスノ 外九百九十九名

紹介議員 白浜 一良君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第五四一〇号 平成元年十月十六日受理

消費税法廃止に関する請願

請願者 福岡県柳川市大浜町五一三 横山 開 外三千六百九名

紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第五四二〇号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県小野市丸山町一 伊藤勇夫 外四十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五四三〇号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島県豊田郡東野町古江 濱田直美 外四百九十九名

紹介議員 三上 隆雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五四四〇号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 島根県那賀郡三隅町大字古市場 篠田正真 外八十四名

紹介議員 栗村 和夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五四六〇号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島県呉市中央五ノ五ノ一一 大橋ハナコ 外四百七十七名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五四七〇号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県阿波郡阿波町東川原 古山 増一 外四十九名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五四八〇号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都世田谷区三軒茶屋二ノ一九ノ一五 栗賀周二 外十八名

紹介議員 西野 康雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五四九〇号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県村山市楠岡湯沢一ノ一四 柴崎秋男 外二十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五五〇〇号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神戸市北区大沢町藤二二六 乗本 毅 外七十四名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五五一〇号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県水上郡柏原町田路 仲道浅己 外九十一名

紹介議員 日下部権代子君
この趣旨の趣旨は、第四八号と同じである。

第五五二〇号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 大阪府西成区長橋二ノ六ノ三三 辻田茂 外八十名

紹介議員 西岡瑠璃子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五五三号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県倉敷市茶屋町早沖一、六六
九ノ三 込山保 外四十九名

紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五五四号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市東野七ノ七四 阪上
一実 外九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五五五号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島県庄原市小用町二三四 長谷
正治 外百四十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五五六号 平成元年十月十六日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 大阪府貝塚市沢一、〇四五ノ八
磯口耕作 外四千名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第五五七号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県那賀郡賀川町色ヶ島二八
ノ四 今川茂 外百名

紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五五八号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 長崎県佐世保市桜木町五四五 小

野茂作 外九十五名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五五九号 平成元年十月十六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡市七間町五ノ二 小沢啓二
外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五六〇号 平成元年十月十六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都品川区中延二ノ五ノ一四
高橋勇 外千一名

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五六一号 平成元年十月十六日受理
消費税法の即時廃止に関する請願(二通)
請願者 大阪府南河内郡美原町下黒山四七
上田博子 外三千四百名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第五六二号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県備前市三石四七一ノ三 杭
本要助 外百一名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五六三号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県越智郡玉川町高野甲一九〇
渡辺武久 外百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五六四号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県尾鷲市中井浦一、〇五〇ノ
二 森郁也 外二百九十九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五六五号 平成元年十月十六日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 三重県多気郡大台町神瀬三二〇
中西敏明 外千九百九十九名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第五六六号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山口県宇部市笹山町一ノ一四ノ三
〇 平川俊夫 外二百九十九名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五六七号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 熊本県飽託郡河内町大字岳六 清
田昊 外六十六名

紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五六八号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山市西大寺中野八一〇ノ三 橋
本高市 外二百四十九名

紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五六九号 平成元年十月十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県名賀郡青山町北山八四六
福増昭三 外百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五七〇号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県伊予市湊町五五ノ四 高岡
貞子 外百六十四名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五七一号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 滋賀県甲賀郡水口町新城五九九
村松孝惣吉 外四十三名

紹介議員 國弘 正雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五七二号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡王寺町久度 山口
俊彦 外二百二名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五七三号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県松山市北斎院町三二ノ二五
山本寿信 外百四名

紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五七四号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 長野県上伊那郡高遠町藤沢一四七
北原佐吉 外百名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五七五号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 川崎市多摩区宿河原二ノ一九ノ三
二 佐藤政栄 外五十五名

紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五七六号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)
請願者 福井県武生市住吉町三五 渡辺俊
一 外十九名

紹介議員 稲山 篤君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五七八号 平成元年十月十六日受理
消費税法廃止に関する請願
請願者 北九州市門司区黒川一七〇ノ一四
馬場裕 外千三百七十一名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第五七九号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岐阜県瑞浪市一色町一ノ二二 南
波俊雄 外二百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五八二号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島市佐伯区利松三ノ一二ノ一
太下敏之 外九十九名

紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五八三号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 北海道旭川市東光九条二ノ三ノ三
谷光明 外二十四名

紹介議員 森 暢子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五八四号 平成元年十月十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 和歌山市中島五一五 井口晴久
外七十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五八五号 平成元年十月十七日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 京都市上京区丸太町通堀川西入西
丸太町一七三 鈴木草子 外百六
十七名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五八六号 平成元年十月十七日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡市瀬名川六〇七さくらコーポ
Aノ一 西本昭雄 外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五八八号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 長崎県佐世保市中通町二二 都市
卓美 外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五八九号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 愛媛県伊予市本郡二〇一岡田徹
外二十五名

紹介議員 稲山 篤君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五九〇号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山市築港緑町三ノ七ノ三二二
森本博幸 外四十九名

紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五九一号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 鳥取県東伯郡東伯町逢東一七二
田中康義 外九十三名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五九二号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島市多家良町中筋 宮前稔 外
二十七名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五九三号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県備前市三石一、〇五二ノ二
木村真一 外十七名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五九四号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県南陽市柵原一、四九五ノ一
七 瀬戸民男 外二十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五九五号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県西脇市山手町三八五 竹内
光明 外六十五名

紹介議員 日下部禮代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五九六号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 川崎市川崎区京町二ノ四ノ一九
小川雄彦 外四十八名

紹介議員 西野 康雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五九七号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島県庄原市本町一、二三二 竹
中忠志 外二十四名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五九八号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都港区芝二ノ一八ノ二 駒澤
良男 外九十九名

紹介議員 飯 正敏君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第五九九号 平成元年十月十七日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛知県岡崎市大平町辻重二 磯部
英治 外千五百名

紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六〇〇号 平成元年十月十七日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 大阪府柏原市上市四ノ五ノ一八

紹介議員 真野京子 外三千七百十八名

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第六〇二号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府泉佐野市鶴原四九九 永山

紹介議員 照夫 外六百八名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六〇三号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県井原市高屋町一九四 清水

紹介議員 明人 外九百八十名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六〇四号 平成元年十月十七日受理

消費税法廃止に関する請願(二通)

請願者 三重県北牟婁郡紀長島町島原

紹介議員 鈴木光司 外三千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第六〇六号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神戸市灘区島嶺子町二ノ二ノ一

紹介議員 多賀喜太郎 外百十名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六〇八号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪市東住吉区南田辺一ノ三ノ一

紹介議員 七 藤田登美男 外百名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六〇九号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県三好郡池田町中西 藤本勝

紹介議員 外九十九名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六一〇号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市田浦泉町三 伊

紹介議員 藤清次 外六十三名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六一一号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 北海道名寄市字緑丘三九ノ七五

紹介議員 長勇介 外七十四名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六一二号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大分県北海部郡佐賀関町一尺屋

紹介議員 浦田忍 外五十八名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六一三号 平成元年十月十七日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市鶴見区生麦五ノ一五ノ三七

紹介議員 村田 誠醇君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六一四号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県飯田市北方六九四ノ三 大

紹介議員 蔵正幸 外九百十四名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六一六号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島市北島田町二ノ五一 渡辺正

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六一七号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木二ノ一八ノ四

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六一八号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岩手県盛岡市西青山三ノ六ノ七

紹介議員 佐藤孝 外百九十九名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六二〇号 平成元年十月十七日受理

消費税即時廃止に関する請願

請願者 岩手県和賀郡和賀町堅川目一ノ二

紹介議員 三八 松田日出嘉多 外二十四名

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第六二三号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山市東片岡四九六 小橋力 外

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六二四号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県東村山郡山辺町大字山辺七

紹介議員 四九 笠原誠一 外百七十九名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六二五号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 宮城県名取市上余田字千刈田二六

紹介議員 六ノ一 中沢ふじ子 外百十四名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六二六号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県上伊那郡南箕輪村一、七二

紹介議員 三ノ二 伊藤照明 外二百三十名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六二七号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県四日市市水沢町三、二八三

紹介議員 三ノ二 萩村信一 外百九十九名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六二八号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県村山市榎岡橋一ノ一六

紹介議員 荒井四郎 外二百二名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六二九号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県村山市榎岡橋一ノ一六

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六三〇号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県村山市榎岡橋一ノ一六

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六二九号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡水口町元町八ノ一九

紹介議員 大原久和 外九十六名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六三〇号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県今治市東門町五ノ一 青山

紹介議員 松前 達郎君 勇 外百七十四名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六三二号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府岸和田市岸野町二ノ三 谷

紹介議員 堂本 暁子君 村勝弘 外千五名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六三三号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 熊本県上益城郡御船町六五二 持

紹介議員 田秀敏 外二百十九名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六三三号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山梨県東八代郡石和町下平井一三

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六三三号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山梨県東八代郡石和町下平井一三

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六三三号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山梨県東八代郡石和町下平井一三

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六三三号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山梨県東八代郡石和町下平井一三

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 福岡県大牟田市大字宮崎一、八二

九ノ四 徳永美代子 外百六十四

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六三五号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県井原市大江町四、九一四

紹介議員 安原護 外四十九名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六三六号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 和歌山市新中島一五一 山本勝保

紹介議員 菅野 久光君 外四十六名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六三七号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県高山市西之一色町三ノ一、

七二八 山本孝司 外二百九十九

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六三八号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 北九州市小倉北区平松町一三ノ八

紹介議員 森本夏子 外八百五十七名

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第六三九号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都多摩市諏訪五ノ二ノ六ノ五

紹介議員 東京 都多摩市諏訪五ノ二ノ六ノ五

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六四〇号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 札幌市豊平区北野六条四ノ一 田

紹介議員 村賢次 外四百九十九名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六四二号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 滋賀県大津市真野町一、七九四ノ

二四 馬場加英子 外二千四百九

請願者 奈良県生駒市俣口町六九六ノ九

紹介議員 駒田惠奈 外三百四十九名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六四四号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 札幌市豊平区北野六条四ノ一 田

紹介議員 村賢次 外四百九十九名

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六四六号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都多摩市諏訪五ノ二ノ六ノ五

紹介議員 東京 都多摩市諏訪五ノ二ノ六ノ五

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六四七号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都多摩市諏訪五ノ二ノ六ノ五

紹介議員 東京 都多摩市諏訪五ノ二ノ六ノ五

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六四八号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都葛飾区白鳥四ノ一〇ノ三ノ

一〇二 徳増美津子 外三千名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第六四九号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢四ノ七ノ八ノ

一〇二 池田啓子 外三千名

紹介議員 東京 都世田谷区深沢四ノ七ノ八ノ

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六五〇号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢四ノ七ノ八ノ

紹介議員 東京 都世田谷区深沢四ノ七ノ八ノ

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六五一号 平成元年十月十七日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢四ノ七ノ八ノ

紹介議員 東京 都世田谷区深沢四ノ七ノ八ノ

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第六五二号 平成元年十月十七日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都品川区中延二ノ八ノ六 大
野雅明 外九百九十九名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六五三号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島市佐伯区三宅五ノ七七ノ三
岩見恒雄 外九十九名
紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六五四号 平成元年十月十七日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市原山四ノ二二ノ一七
佐藤フサ子 外二百九十九名
紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六六一号 平成元年十月十七日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 福岡県久留米市宮の陣四二七ノ二
一一 渡部茂知 外二千六百四十
三名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第六九七号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 香川県観音寺市高屋町六三一ノ二
近藤実 外四百名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六九八号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岩手県江刺市玉里字玉崎九八
鈴 本弘 外百二十六名
紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第六九九号 平成元年十月十七日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県一志郡雄野町一志六九七
矢野英治 外一万六千五百名
紹介議員 井上 哲夫君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第七〇二号 平成元年十月十七日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県所沢市御幸町一五ノ一七
山内隆 外七百十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第七〇三号 平成元年十月十七日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 大分県別府市千代町七ノ一八 木
村智美 外九十九名
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇四号 平成元年十月十七日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神奈川県平塚市東中原一ノ二二ノ
一五 遠藤高市 外四百九十九名
紹介議員 谷本 巍君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七〇五号 平成元年十月十七日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県四日市市笹川四丁目 高橋
徑子 外千九百九十九名
紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第七〇七号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県阿南市上中町中原九三ノ八
三野實 外千十名
紹介議員 大淵 綱子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七〇八号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県松山市南海本町九〇九ノ二
池田満明 外二十名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七一〇号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岐阜県土岐市妻木町二、二六九
加藤昇 外百九十四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七一一号 平成元年十月十八日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 福岡県久留米市長門石三ノ九ノ四
四ノ四〇三 田村百合子 外千八
百九十七名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第七一一号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県員弁郡東員町鳥取六八四ノ

四 安藤秀富 外四千九百九十九
名
紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七一三号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 長崎県諫早市八天町一ノ七 香田
進一 外九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七一四号 平成元年十月十八日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡市七間町一八ノ一四 千田益
子 外九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七一六号 平成元年十月十八日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都世田谷区野沢四ノ一五ノ七
ノ五〇三 洲野清江 外九百九十
九名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七一七号 平成元年十月十八日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都足立区花畑五ノ一〇ノ三四
ノ五〇二 田村俊宣 外三百九十九
名
紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七一八号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島市佐伯区城山二ノ三ノ一〇
山本隆司 外九十九名

紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七一九号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 北海道名寄市宇大橋九〇ノ一 川
村静夫 外九十一名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七五〇号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 和歌山市善明寺六四一ノAノ一二
ノ五〇二 長谷幸子 外八十七名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七五一号 平成元年十月十八日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 福井県坂井郡三國町西今市二四ノ
六八 岡田高明 外九十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七五二号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 大阪府泉佐野市高松東一ノ七ノ一
六 片岡正五郎 外五百四十九名
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七五三号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県三好郡山城町瀬貝四八 篠
塚重洋 外百九十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七五四号 平成元年十月十八日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛知県小牧市大字小木四、三八〇
紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七五五号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岩手県一関市字沢一七四 小岩清
外四百九十九名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七五六号 平成元年十月十八日受理
消費税即時廃止に関する請願
請願者 岩手県釜石市片岸町一〇ノ四〇ノ
二 佐々アキ子 外二十四名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七六〇号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県板野郡吉野町 柏原宏行
外二百三十二名
紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七六一号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 大阪府岸和田市池尻町四九五 大
橋彰 外七百二十一名
紹介議員 堂本 曉子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七六二号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県名張市夏見三、二二九 森
七六二 外二百九十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七六三号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 滋賀県彦根市普光寺町七〇八 福
川喜一 外九十六名
紹介議員 國弘 正雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七六四号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山口県岩国市平田六ノ三ノ一三
中川幸三 外百八十九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七六五号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県村山市橋岡中町二ノ二ノ
一一 青木政孝 外二百十三名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七六六号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 埼玉県上尾市井戸木二ノ一七ノ二
内田真 外百三十四名
紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七六七号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県邑久郡長船町福岡七三七
大亀幹男 外二百四十九名
紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七六八号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県今治市新谷甲二〇七 阿部
政人 外百四十九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七六九号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀野市鴨居二ノ三〇ノ
二 高橋和夫 外百七十二名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七七〇号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 長野県飯田市山本六、七二〇ノ一
六 鎌倉八十三 外二百四名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七七一号 平成元年十月十八日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県三好郡池田町イタノ三、二
八五ノ三 木下正三 外九十名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七七二号 平成元年十月十八日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 大分市松ヶ丘五二ノ八 築城加代
子 外九十九名
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七七三号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 山梨県東山梨郡大和村初鹿野二、三九四 佐藤登昭 外九百九十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七四号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 岩手県陸前高田市米崎町神田一〇二ノ八 金トシエ 外百八十九名

紹介議員 山田 健一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七五号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 大分市森一、一八七 池庄司数市 外五十五名

紹介議員 村田 誠醇君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七七六号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県平塚市寺田縄一〇六石 塚薫 外百四十九名

紹介議員 村田 誠醇君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七七号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府堺市三國丘御幸通八 中川 浩之 外三百四十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七七八号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県三重郡菟野町菟野四、一八

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

紹介議員 三石 久江君

第七七九号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県下伊那郡松川町大島一、三六七 櫻井数一 外千七百九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七八〇号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県東村山郡山辺町大字山辺三、四九五ノ一 白田正雄 外百七十四名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七八一号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市鶴見区市場富士見町四ノ二四 岩淵昭次郎 外二百九十九名

紹介議員 谷本 鏡君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七八二号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市金戸町東大島 足立 文夫 外二百八十三名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七八三号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区大字畑一、〇四四ノ三 松中大輔 外千三百三十三名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第七八四号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府大阪狭山市大野台三ノ二三ノ八 大林義浩 外三千七百九十九名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七八五号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県井原市東江原町二、六七五 石井哲哉 外五百九十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七八八号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 高知市神田一、七三五ノ八 西森 サヨ子 外四百七十五名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七八九号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市旭区白根八ノ二八ノ五 筒 井一枝 外九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第七九〇号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 秋田市下浜桂根字境川 鈴木三蔵 外二百四名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八〇五号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県新庄市上金沢町六ノ四九 後藤充男 外二十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八〇六号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県諏訪市湖南三、九六八 飯 野弘毅 外三百七十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八〇七号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島市南矢三町一ノ三ノ三四 田 村美文 外百八名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八〇八号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県倉敷市三田三七一ノ四 江 國英雄 外四十九名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八〇九号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県高砂市西畑一ノ一ノ三〇 塩谷敏一 外六十六名

紹介議員 日下部禮代子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八一〇号 平成元年十月十八日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島市新浜町三ノ二ノ二三 藤井

一男 外三十八名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八二一号 平成元年十月十八日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県四日市市大字茂福甲四四五

荒木紀次 外九十四名

紹介議員 野別 隆俊君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八二二号 平成元年十月十八日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 群馬県前橋市平和町二ノ九ノ一

阿部光好 外三十五名

紹介議員 西岡瑞璃子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八二三号 平成元年十月十八日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 静岡県裾野市石脇一四ノ三

山本 博昭 外九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八二四号 平成元年十月十八日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県庄原市高町二、一四〇

入 瀬健治 外二百四十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八二五号 平成元年十月十八日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神戸市北区山田町中 中西吉光

外六十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八二六号 平成元年十月十八日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市浦郷町一ノ三

紺野五郎 外四百四名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八二七号 平成元年十月十八日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 北海道旭川市春光五区五条二丁目

深川正之 外九十九名

紹介議員 森 陽子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八二八号 平成元年十月十八日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県佐伯郡沖美町三吉二、五四

九 河原伝夫 外七十四名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八二九号 平成元年十月十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 福井市松本一ノ三八ノ一

中村成 一 外百三十五名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八三〇号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 北海道三笠市弥生橋町二六 渡辺

精三 外百四十六名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

消費税法の廃止に関する請願

請願者 長崎市本尾町二〇七 寺田哲朗

外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八三四号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 福岡県筑紫野市永岡二二〇ノ三

政住義春 外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八二五号 平成元年十月十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都板橋区中台三ノ一ノ一〇

原田誠 外九百九十九名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八二六号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県松山市元町二ノ九

平田秋 子 外二十五名

紹介議員 鶴山 篤君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八二八号 平成元年十月十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一〇、六六八

ノ一 若杉秀和 外二万名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八二九号 平成元年十月十九日受理

消費税の即時廃止に関する請願

請願者 長野県下伊那郡高森町吉田七三五

ノ三 清水正子 外一万五千四百

三十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八三四号 平成元年十月十九日受理

消費税の廃止、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 神奈川県南足柄市塚原三、三八四

岩田洋子 外五百名

紹介議員 諫山 博君

政府・自民党は圧倒的な国民の反対を押し切り、公約違反・国会決議違反の消費税の導入を強行した。消費税は、国民生活にかかわるすべての商品・サービスに課税するもので、物価をつり上げ、低所得者ほど負担割合が重く、中小業者に変な負担をかけるものであり、絶対に認めることはできない。消費税は直ちに廃止すべきである。軍事費を削り、大企業・大資産家優遇の現行税制を是正し、大企業の内部留保に適正に課税すれば、消費税を廃止し、増税をしなくても国民への減税や財政再建は可能である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

- 一、公約違反・国会決議違反の消費税は廃止すること。
- 二、最高税率の引下げによる大金持ち中心の所得減税や大企業に減税となる法人税の税率引下げをやめ、年所得三百万円(四人世帯)まで所得税・住民税がかららないよう課税最低限引上げによる大幅減税を実施すること。
- 三、青色申告の事業主報酬、専従者給与、同族会社経営者の給与への制限など課税強化をやめ、中小業者とその家族の働き分である自家労賃を認めること。また、配偶者特別控除は専業主婦に限ることなく、すべての配偶者に認めること。
- 四、大企業・大資産家優遇の不正税制を是正し、税金は国民の暮らしと福祉、中小企業対策などのために使い、軍事費や大企業向けの補助

金などを削減すること。

第八三五号 平成元年十月十九日受理

消費税の廃止、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 神奈川県小田原市扇町三ノ二五ノ

八 風間由美子 外五百六名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第八三六号 平成元年十月十九日受理

消費税の廃止、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴九三

〇 橋本孝子 外五百名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第八三七号 平成元年十月十九日受理

消費税の廃止、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 福岡県柳川市筑紫町二ノ九 甲斐

田新 外二百名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第八三八号 平成元年十月十九日受理

消費税の廃止、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市森崎二ノ一九ノ

九 佐久間健一 外六十九名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第八三九号 平成元年十月十九日受理

消費税の廃止、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 広島市安佐南区高取南二ノ六ノ三

栗栖ひろ子 外四百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第八四〇号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山口県岩国市南岩国町二ノ五ノ一

二ノ二〇 藤森幸夫 外五十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第八四一号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島市北田宮四ノ三ノ二三ノ五

愛智仁子 外二百八十名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第八四二号 平成元年十月十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡小鹿野町三山六七二

ノ一 谷所節子 外三百二十九名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八四三号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島市佐伯区五丁目中央七ノ一四

ノ七 山村信二 外九十九名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第八四四号 平成元年十月十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 奈良市二条大路南五ノ二ノ二三

藤村史子 外九百七十七名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八四五号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 秋田県能代市落合字落合一二七

佐藤春彦 外九十九名

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

紹介議員 森 暢子君

第八四六号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 青森県弘前市取上二ノ一四ノ一〇

樋口修 外二百四十九名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第八四七号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市旭区白根八ノ一八ノ六 木

村房枝 外百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第八四八号 平成元年十月十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 大分県竹田市大字上畑九二ノ一二

後藤丸美 外九十九名

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八四九号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 三重県鈴鹿市園分町一、〇九六ノ

四 長田博之 外五百十名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第八五〇号 平成元年十月十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 埼玉県浦和市本太四ノ九ノ二〇水

川コーボ三〇四 山口一男 外五

百八十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八五一号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県阿南市上中町中原二二五ノ

三 橋本亨 外三十三名

紹介議員 大淵 綱子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第八五二号 平成元年十月十九日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 大阪府富田林市西板持七五九ノ八

植田純子 外二千三百三十七名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第八五三号 平成元年十月十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府富田林市富田林町一ノ二三

脇田毅 外四百三十九名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八五四号 平成元年十月十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都中野区鷺宮一ノ二ノ一五

金原豪 外四百四十九名

紹介議員 村田 誠雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八五五号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大分市坂ノ市三一八 吉村昇 外

五十三名

紹介議員 村田 誠雄君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第八五七号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡能登川町能登川 宮川興一 外九十九名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八五八号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市小原台二〇ノ六 坂本忠重 外二百四名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八五九号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県寒河江市船橋町七ノ二 波谷寅雄 外二百五十六名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八六〇号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県高梁市津川町今津六八四 三村真喜夫 外五十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八六一号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県今治市中日吉町一ノ五 青野義満 外百五十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八六二号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 埼玉県上尾市大谷本郷九五一 山田友久 外百十八名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八六三号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町宗三七一 坂井和宏 外二百四十九名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八六四号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山口県岩国市南岩国町二ノ七二ノ二 保見玉代 外百九十八名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八六六号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県飯田市曙町一二五 林道文 外百七十八名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八六七号 平成元年十月十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 北海道釧路市宮本二ノ六ノ四 佐々木光子 外百九十九名

紹介議員 山田 健一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八六八号 平成元年十月十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市神奈川区白幡東町九九 広瀬一敏 外七十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八六九号 平成元年十月十九日受理

消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 三重県一志郡三雲町小舟江二二〇 伊藤知也 外三千九百九十九名

紹介議員 常松 克安君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第八七〇号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島市国府町和田字七反田二四ノ四 堀川誠一 外二百十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八七一号 平成元年十月十九日受理

消費税法の廃止に関する請願(三通)

請願者 名古屋市中区豊三ノ二六ノ七 坂野健二 外百九十九名

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八七二号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岩手県盛岡市上厨川字下川原六九ノ二 伊東参男 外二百四十四名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八七三号 平成元年十月十九日受理

消費税即時廃止に関する請願

請願者 岩手県一関市末広二ノ一ノ一四 清水孝 外二十四名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第八七七号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県三好郡山城町大川持四四 西岡正明 外五十九名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八七八号 平成元年十月十九日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 滋賀県彦根市古沢町二二ノ四 山岸晴美 外五千九百八十四名

紹介議員 中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第八七九号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 秋田市広面字大袋五五ノ七 安部登 外百六十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八八〇号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形市大字小立九ノ六 大滝留夫 外三百六十九名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八八一号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県四日市市西日野町 阿部信治 外七十四名

紹介議員 野別 隆俊君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八八二号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県下高井郡野沢温泉村八、一 四一ノ一 宮崎正美 外三百四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八八三号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 鳥取県八頭郡家町宮谷二六五

谷口正幸 外九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八八四号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 群馬県前橋市本町三ノ一七ノ一四

田中一男 外八十五名

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八八五号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 川崎市川崎区浜町四ノ一ノ二〇

小野寺東 外二十四名

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八八六号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県最上郡最上町大字法田 菅

安夫 外二十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八八七号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神戸市北区淡河町野瀬一九三上

垣美順 外七十七名

紹介議員 日下部權代子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八八八号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島市西区南観音四ノ一ノ一七

谷中憲雄 外二百五十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八八九号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県倉敷市庄新町六ノ三ノ一四

勇山尚史 外四十九名

紹介議員 深田 泰君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八九〇号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市常光寺四ノ一ノ五

中井賀恵 外五十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八九一号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県美馬郡半田町松生 小野為

市 外四十一名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八九三号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県鶴岡市陽光町一〇ノ三二

新田弘子 外二百二十七名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八九四号 平成元年十月十九日受理

消費税法廃止に関する請願

請願者 北九州市小倉北区足立一ノ一ノ八

上原繁 外千百一十一名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第八九五号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市山田町三〇四 小栗

孝子 外二百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八九六号 平成元年十月十九日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県呉市三和町七ノ九 浜中久

外二十四名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八九七号 平成元年十月二十日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府守口市西郷通三ノ四一 井

上正夫 外五百四十九名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八九八号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県松阪市大黒田町八三九ノ二

宮原政文 外四十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第八九九号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市旭区市沢町五一九 並木一

外九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九〇〇号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神戸市灘区記田町二ノ二ノ一五

大野敏明 外三十五名

紹介議員 大洲 綱子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九〇一号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県伊予市上善川六三 吉田英

幸 外三十五名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九〇二号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(一通)

請願者 山口県下関市武久町二ノ八五ノ一

今田和昭 外百三十一名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九〇三号 平成元年十月二十日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 京都市伏見区石田森東町一〇ノ九

水口景一 外二百二十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九〇四号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島市国府町日開五三三ノ二 片

山昌憲 外百四十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九〇五号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岩手県盛岡市月が丘二ノ九ノ二ノ

三〇四 高橋節雄 外百十八名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九〇六号 平成元年十月二十日受理
消費税法即時廃止に関する請願
請願者 岩手県金石市上中島町三ノ五ノ二
ノ二九 藤原義郎 外二十四名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第九一〇号 平成元年十月二十日受理
消費税法の廃止に関する請願(一通)
請願者 愛知県常滑市奥栄町三ノ八一 守
山恭太 外百四十九名
紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九一一号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 秋田市大町二ノ四ノ一五 田畑善
雄 外百六十二名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九一二号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島市住吉五ノ六ノ二 中谷行男
外三百五十五名
紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九一三三号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島市佐伯区坪井一ノ二七ノ五ノ
五 山崎修三 外九十九名
紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九一四号 平成元年十月二十日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 横浜市鶴見区鶴見中央四ノ二ノ三
佐藤誠一郎 外百九十七名
紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九一五号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県小野市敷地町一、二八七
吉元茂 外四十九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九一六号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 福岡県柳川市坂本町五ノ一 松本
新 外百九十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九一七号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 鳥根県江津市江津町一四四ノ四
笠原正道 外千九百九十九名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九一八号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 長崎県北高来郡小長井町川内名三
一四 北村理一 外九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九二〇号 平成元年十月二十日受理
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県引佐郡細江町中川七、一七
二ノ一、五九二 内山みさ子 外
九十六名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二二号 平成元年十月二十日受理
消費税法廃止に関する請願
請願者 福岡市東区八田六二五ノ二二 西
村久美子 外五千四十名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第九二三号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神奈川県相模原市富士見四ノ一〇
ノ一四 金子輝一 外百四十三名
紹介議員 甑 正敏君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九二四号 平成元年十月二十日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都杉並区本天沼二ノ四〇ノ一
一 吉田祥子 外九百九十九名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二五号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県阿南市長生町北門四〇 本
庄小夜子 外四十九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九二六号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県赤穂郡上郡山野里五三〇
小林逸郎 外四百九十九名
紹介議員 日下部優代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九二七号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市長洲中通一ノ五 青
木育子 外五十四名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九二八号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県四日市市浜一色町三ノ六
西村弘 外六十九名
紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九二九号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県都窪郡早島町早島一、〇七
二ノ二四 小林信雄 外四十九名
紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九三〇号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県新庄市大字鳥越九九九玉の
木五ノ一ノ五 高山満昭 外二十
四名
紹介議員 粕谷 照美君

本美好 外四十九名
紹介議員 西野 康雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九二六号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県赤穂郡上郡山野里五三〇
小林逸郎 外四百九十九名
紹介議員 日下部優代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九二七号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市長洲中通一ノ五 青
木育子 外五十四名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九二八号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県四日市市浜一色町三ノ六
西村弘 外六十九名
紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九二九号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県都窪郡早島町早島一、〇七
二ノ二四 小林信雄 外四十九名
紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九三〇号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県新庄市大字鳥越九九九玉の
木五ノ一ノ五 高山満昭 外二十
四名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九三二号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 鳥取県八頭郡用瀬町松原三三九

村中達男 外九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九三三号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県飯山市大字飯山三、一六八

藤沢吉枝 外二百五十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九三三三号 平成元年十月二十日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大成町三三〇二ノ

一 萩原照男 外五百二十八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三四号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 群馬県前橋市三河町一ノ二三ノ二

九 服部秀雄 外三十名

紹介議員 西岡昭雄子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九三五号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 秋田県能代市追分町二ノ七 武内

一雄 外九十九名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九三六号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形市鉄砲町三ノ一三九 高橋

光藏 外百八十九名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九三七号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府堺市榎元町三三二ノ三二

妹尾貴子 外三百四十八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九三八号 平成元年十月二十日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 福島県会津若松市本町五ノ二九

稲村直子 外百四十九名

紹介議員 村田 誠博君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三九号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大分市庄ノ原一ノ一 山下光起

外五十六名

紹介議員 村田 誠博君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九四〇号 平成元年十月二十日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 大分県竹田市植木六、〇九九 大

塚今朝人 外四百九十九名

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九四一号 平成元年十月二十日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県桑名市安永二ノ八二二 広

田義人 外九百九十九名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第九四二号 平成元年十月二十日受理

消費税即時廃止に関する請願

請願者 埼玉県飯能市岩沢六七〇ノ二九

高橋美恵子

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第九四五号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 青森市大字原別字上海原二五六

千代谷勇一郎 外四百九十九名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九四七号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山口県光市大字三井二、一五四ノ

五 村本孝 外千二百二十四名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九四八号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山口県下関市大字富任町 岩崎工

外二百四名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九五〇号 平成元年十月二十日受理

消費税法廃止に関する請願

請願者 北九州市小倉北区山門町一ノ一

二 植山隆一 外千二百四十一名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第九五一号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県高山市西町七一 井上光

外二百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九五二号 平成元年十月二十日受理

消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 大阪府堺市原山台三ノ一ノ二二ノ

四〇八 岡本弥生 外九百九十九

名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九五三三号 平成元年十月二十日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(三通)

請願者 愛媛県松山市新浜町五ノ四 黒田

健二 外七千四百三十名

紹介議員 高桑 栄松君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九五四号 平成元年十月二十日受理

医療や福祉に打撃を与える消費税廃止に関する請

願 請願者 札幌市豊平区豊平三条三丁目かわ

いビル 百石文一 外一万六千四

名

紹介議員 高桑 栄松君

第百十三回国会において、国民の圧倒的な反対を押し切つて導入が强行された消費税は、国民生活にかかわるすべての商品・サービスに課税するもので、物価をつり上げ、低所得者は重い負担を強いられる悪税である。しかも、医療は非課税とされていたのに実際には医薬品や衛生材料、機械、器具などにも税金がかかり医薬品価格が値上げされた。消費税は、医療経営を圧迫するだけでなく患者の費用負担を増やすなど正に医療破壊税であ

り、患者、国民もこのような消費税を容認することとはできない。ついで、国民医療を守る立場から次の事項について早急に実現を図りたい。
一、医療や福祉に打撃を与える消費税を直ちに廃止すること。

第九五五号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税の廃止に関する請願
請願者 徳島県三好郡池田町字マチ二、五
〇七ノ三 山本良治 外九十九名

紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九五六号 平成元年十月二十日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市平作一ノ二三ノ
一三 伊藤博 外九十九名

紹介議員 三上 隆雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九五七号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税の廃止に関する請願
請願者 川崎市多摩区生田二ノ一四ノ一七
香山勲 外五十九名

紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九五八号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税の廃止に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市高岡町一、二九〇ノ
一 熊野洋二 外四百九十九名

紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九五九号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税の廃止に関する請願
請願者 滋賀県神崎郡能登川町福堂三、五
一二ノ一 田井中宇一 外九十九

名
紹介議員 國弘 正雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九六〇号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税の廃止に関する請願
請願者 埼玉県上尾市堤崎一五六ノ五 安
藤信男 外百七十九名

紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九六三号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税の廃止に関する請願
請願者 岡山市豊田三〇九 実全敬一 外
二百四十九名

紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九六四号 平成元年十月二十日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 北海道釧路市末広町二 小泉隆夫
外百九十九名

紹介議員 山田 健一君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六五号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税の廃止に関する請願
請願者 札幌市西区発寒一、一四三ノ三八
四 高原好昭 外四百九十九名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九六六号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税の廃止に関する請願
請願者 横浜市中区中央一ノ三五ノ二二
重竹竹基 外二百六十四名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九六七号 平成元年十月二十日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 長崎県諫早市日の出町一、八三三
ノ四 浜本重和 外五百六十名

紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第九七六号 平成元年十月二十日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県上福岡市丸山四ノ二二 細
沼寛 外四千八百七十五名

紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九七七号 平成元年十月二十日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県上福岡市新田一ノ五ノ一五
古川一夫 外五千名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九七八号 平成元年十月二十日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県上福岡市新田一ノ五ノ一五
新田ハイジ二ノ一 小林邦彦 外
五千名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九七九号 平成元年十月二十日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県上福岡市南台一ノ七ノ七
山川勲 外五千名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九八〇号 平成元年十月二十日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県上福岡市南台二ノ七ノ五
浜田明彦 外五千名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九八一号 平成元年十月二十日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県上福岡市南台一ノ一〇ノ二
木村淑恵 外五千名

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九八二号 平成元年十月二十日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県入間郡三芳町大字北永井六
六 細沼豊次 外五千名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九八三号 平成元年十月二十日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 群馬県利根郡白沢村平出七二七
小野伊佐雄 外五千名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九八四号 平成元年十月二十日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 群馬県沼田市町田町一、二二一ノ
六 林武男 外五千名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九八五号 平成元年十月二十日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 群馬県利根郡新治村大字新巻五七

五 林賢次郎 外五千名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九八六号 平成元年十月二十日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 群馬県利根郡新治村猿ヶ京八七八
林清 外五千名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九八七号 平成元年十月二十日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 群馬県利根郡月夜野町後閑一、四
九一 金子利男 外五千名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九八八号 平成元年十月二十日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 群馬県利根郡月夜野町後閑一、四
九一 石坂忠治 外五千名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九八九号 平成元年十月二十日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 群馬県沼田市町田町七六ノ二 藤
本吉松 外五千名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第九九〇号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 佐賀県神埼郡神埼町本堀 井上徳
一 外七百四十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九九一号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島市中区江波二本松二ノ七ノ二
七 藤堂清太郎 外百四十九名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九九二号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(三通)
請願者 島根県那賀郡那賀村大字木都賀
一、九四〇 近藤達夫 外二百七十九名

紹介議員 栗村 和夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九九三号 平成元年十月二十日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市野辺一ノ九ノ一 河
北正美 外三百四十九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九九四号 平成元年十月二十日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 仙台市太白区向山四ノ二ノ二〇
吉崎友紀 外九百八十三名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九九六号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(一通)
請願者 山口県豊浦郡豊北町大字滝部 秋
田朝雄 外百七十四名

紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九九七号 平成元年十月二十一日受理
消費税廃止に関する請願
請願者 滋賀県愛知郡愛東町妹六一〇 青
山清子 外五千九百三十名

紹介議員 中村 鋭一君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第九九八号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都保谷市東町一ノ三ノ九 星
正幸 外四十九名

紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第九九九号 平成元年十月二十一日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 名古屋市中区香春町二丁目 梶浦
あや子 外百四十九名

紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇〇〇号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県那賀郡那賀川町大字西原三
八二ノ五 大栗茂 外百六十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇〇一号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岩手県岩手郡滝沢村鶴飼二ノ五
六 藤村真 外百八十六名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇〇五号 平成元年十月二十一日受理
消費税即時廃止に関する請願
請願者 岩手県宮古市長町一ノ四ノ三 沢

田紀夫 外二十四名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一二一号と同じである。

第一〇〇六号 平成元年十月二十一日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 京都府宇治市宇治下居三三ノ四
杉崎匡康 外百二十九名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇〇七号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内栄町五ノ一ノ一
坂口都喜男 外二百名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇〇八号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 大分市庄ノ原二組二 佐藤正則
外五十三名

紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇〇九号 平成元年十月二十一日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 福島県河沼郡河東町大字金田字西
原五 金村善夫 外百五十九名

紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇一〇号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県上山市細谷五二 富士啓
外百四十九名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇一七号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市須賀二ノ一五ノ一七
松岡美千代 外三百七十九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇一八号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)
請願者 茨城県水戸市酒門町二、五〇一ノ

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇一三三号 平成元年十月二十一日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 埼玉県浦和市大門四、九一五ノ五

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇一四号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 長野県松本市大字横田四八八ノ二

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇一五号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県四日市市八田二ノ一二ノ一

紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇一六号 平成元年十月二十一日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(六通)

請願者 徳島市新浜本町三ノ六ノ八 大和
義博 外二百三十四名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇一七号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(三通)

請願者 岡山市古新田一、三三五 藤原敬
二 外四百四十九名

紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇一八号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(三通)

請願者 兵庫県宝塚郡山崎町山崎五 中西
常雄 外二百三十二名

紹介議員 日下部博代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇一九号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神戸市兵庫区里山町一ノ六一 中
野隆司 外五十四名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇二二号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 福岡県太宰府市青葉台四ノ二ノ一
三 佐藤郁男 外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇二四号 平成元年十月二十一日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 静岡県沼津市西椎路五二ノ一〇
大嶋ますみ 外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇二五号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 茨城県結城市結城一、八六七 阿
久井朝吉 外四十九名

紹介議員 西野 康雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇二六号 平成元年十月二十一日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県小田原市荻窪二八七ノ三
小林豊 外六百九名

第一〇二八号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市栄区長沼町八〇二 小野正
志 外二百九十九名

紹介議員 谷本 颯君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇二九号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 青森市大野金沢六ノ二五 中村留
蔵 外二百四十九名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇三〇号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 秋田市仁井田二ツ屋二ノ六ノ一
正木秀夫 外百七十七名

紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇三二号 平成元年十月二十一日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 大分県別府市亀川中央町二八ノ二
六 三浦由美子 外四百九十九名

紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

御馬所ビル三〇七 山崎正三 外
一万七千四百七十七名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第一〇三四号 平成元年十月二十一日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 秋田県山本郡二ツ井町下野三二
ノ二二 細川誠 外百九十九名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇三五号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 京都市山科区西野後藤一ノ四三
鎌谷英太郎 外百四十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇三七号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 和歌山市毛見一、〇一三ノ九 今
井喜代子 外二百七名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇三八号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 静岡県沼津市西沢田六八八ノ六
都喜代江 外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇三九号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長崎県佐世保市梅田町一〇ノ三二
武下邦彦 外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇四一号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 青森県弘前市大字南横町四三三
上崇 外二百四十九名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇四二号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都新宿区西落合四ノ二三ノ一
一 安井兼吉 外二百九十九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇四三号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 埼玉県越谷市蒲生旭町二ノ五 片
山右京 外百四十九名

紹介議員 村田 誠雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇四四号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都品川区千葉三ノ一〇ノ一
飯沢秀雄 外四十六名

紹介議員 村田 誠雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇四五号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 北九州市小倉南区東貫一ノ三ノ一
森満浩之 外九百八十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇四六号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 埼玉県加須市馬内一、五七七 松

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇四七号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 島根県鹿洲郡湖陵町板津四九ノ
一 石飛邦夫 外三百四名

紹介議員 栗村 和夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇四八号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島上の町四ノ二ノ
四四 岡本喜代司 外六十一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇四九号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 福岡県飯塚市庄司一、三二八 市
吉七海

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第一〇五〇号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県高山市岡本町一ノ一七ノ
二 岡本精一 外二百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇五一号 平成元年十月二十三日受理
消費税法廃止に関する請願

請願者 福岡県宗像市大字赤間九八七 林
幸枝 外五千四百四十九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第一〇五二号 平成元年十月二十三日受理
消費税法廃止に関する請願

請願者 長崎県市城栄町二九ノ一三 川下拓
三 外四百三十六名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇五三号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 熊本県水俣市洗切町七ノ一〇 伊
東敏郎 外九百七十九名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇五四号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県上山市市石一、四七一 加
藤徹 外百四十九名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇五五号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山口県宇部市亀浦一六ノ一〇 和
田保 外二百七十八名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇五六号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県板野郡吉野町西条 岡村孝
一 外二百五十七名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇五七号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)
請願者 愛媛県松山市森松町六三三ノ一三
福岡祥一 外七十一名
紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇五八号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の廃止に関する請願(一通)
請願者 三重県四日市市中川原一ノ一
〇 一戸國武 外三千九百九十九名
紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇五九号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)
請願者 山口県下関市東向山町一ノ四
山野直弘 外百七十四名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇六〇号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡
三、二一四番地第一 一文字水和外九十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇六一号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町二ノ一二五 保田克義 外六十九名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇六二号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県藤枝市潮一三八ノ一八 小林真帆 外九百九十名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇六三号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 和歌山県直川二、四九八 南出育子 外四百九十九名
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇六四号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 福岡市早良区原団地六一ノ二〇三 本武裕一
紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一〇六五号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 秋田市山王新町五ノ二九 樋口智外百九十九名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇六六号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 福岡県三潁郡城島町大依 石橋義和 外二百名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇六七号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 滋賀県長浜市相模町二二二 北川純子 外六千二百二十九名

第一〇六八号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県三好郡山城町下川五三二ノ四 久保一男 外九十九名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇六九号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県倉敷市玉島黒崎六、五八七 原田金時 外百十四名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇七〇号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県南陽市二色根九二ノ八 後藤敏郎 外百六十四名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇七一号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県今治市大新田二ノ四 山下義隆 外百五十九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇七二号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県松山市湊町四ノ七ノ二二 酒井敏雄 外百九十四名
紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇七三号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県松山市水堀町八九〇ノ二 宮内政司 外四百九十名
紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇七四号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 北海道旭川市宮下一八丁目 岸等 外百九十九名
紹介議員 山田 健一君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇七五号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山口県下関市彦島江の浦町六ノ一 井上千年世 外百九十六名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇七七号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 大阪市此花区高見二ノ一ノ一四 石村博照 外六百三十九名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇七八号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 川崎市中原区市ノ坪一三四 田辺勝則 外七十四名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇七九号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 鹿児島県加世田市川畑二、二三〇

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇八〇号 平成元年十月二十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県安芸郡安濃町大塚二四一

土屋一成 外千九百九十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇八一号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡能登川町福堂三、五

一五 田井中常雄 外九十九名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇八二号 平成元年十月二十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 仙台市長町字越路一九〇三 杉直

吉 外九百九十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇八三号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市長太米町三ノ九ノ四

井上正巳 外三百四十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇八四号 平成元年十月二十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 名古屋市中川区五女子一ノ七ノ一

八 安藤正子 外百四十九名

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇八五号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都田無市谷戸町一ノ一三ノ一

本田光三郎 外四十九名

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇八六号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県酒田市栄町六ノ二八 佐藤

和也 外九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇八七号 平成元年十月二十三日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 福岡市東区若宮五ノ六ノ四 行岡

良治

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一〇八八号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岩手県盛岡市稲荷町一四ノ三一

仁佐頼三千蔵 外二百五十四名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇八九号 平成元年十月二十三日受理

消費税即時廃止に関する請願

請願者 岩手県宮古市磯鶏四ノ四七ノ三

上路勉 外二十四名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一〇九三号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 秋田県能代市日吉町四ノ一 佐藤

幸夫 外九十九名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇九四号 平成元年十月二十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県厚木市及川一〇ノ六

鈴木博文 外二百九十九名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇九五号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島市安佐南区東野三ノ三ノ一

九 土岐良藏 外百九十九名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇九六号 平成元年十月二十三日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 埼玉県与野市大戸四ノ一八ノ一四

島田卓哉 外四百七十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇九七号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県美馬郡貞光町字東浦七

尾崎淳 外五十四名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇九八号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪市鶴見区浜三ノ九ノ四六 田

中嘉昭 外五十名

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一〇九九号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山市桑野一六三ノ四 沖多一

外三十九名

紹介議員 深田 豪君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一〇〇号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県四日市市笹川九ノ七ノ三五

ノ二〇七 宮地明光 外五十五名

紹介議員 野別 隆俊君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一〇一号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 静岡県裾野市稲荷二〇四ノ七 杉

山静男 外九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一〇二号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬一ノ三三ノ二

柴田正夫 外二十二名

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一〇三号 平成元年十月二十三日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県姫路市船津町五、三二ノ一

二二 東田加代美 外八十九名

紹介議員 日下部裕代子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一〇四号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山口市大字下小幡三、三五〇 山

根正博 外千九百十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一〇五号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山口県宇部市恩田町五ノ二二ノ一

七 村上正勝 外二百四十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一〇七号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願
請願者 熊本市琴平町二ノ一五 小山弘

子 紹介議員 紀平 梯子君

一、「大型間接税は導入せず。」との公約に違反し、税負担の不公平を拡大し、年金生活者・老人・主婦・子供・中小零細業者、そして農・畜産・林・漁業従事者を苦しめる消費税を即時撤廃し、国会を解散して国民の真意を問ひ、改めて国民合意の下での税制改革を行うこと。

理由

(一) 現行消費税はリクルート疑獄に汚染された自民党政府により提案され、政治不信が国民の間に渦巻く中で、審議不十分のまま強行採決されたもので、議会制民主主義の本旨に違反するものである。(二) 消費税法の内容も、税の本旨の一つである累進性に逆行するもので、不公平税制の是正といたしながら、その実、所得の少ない者、全く無い者からも過大に徴収するもので著しく公平を欠くものである。(三) 消費税は、高齢化社会に対応した福祉のためとたわねながら、福祉目的税ではなく、平成元年予算で福祉予算に格別の配慮が行われたわけではない。(四) 農業県熊本

にとつては、特に第一次産業従事者を苦しめ、県財政をも圧迫し、県民の福祉を著しく阻害する。

第一一〇八号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県阿南市福井町 中本貴 外

三十九名

紹介議員 大洲 絹子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一〇九号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 福岡市博多区博多駅中央街七ノ一

シツク博多駅四〇七 飯星俊輔

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第一一一〇号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県倉敷市児島下の町一ノ九ノ

三 小林光一 外八百二名

紹介議員 谷本 楓君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一一一号 平成元年十月二十三日受理
消費税法廃止に関する請願
請願者 福岡県糸島郡前原町池田四七九ノ

四 寺口智子 外四万四千九百八十七名

紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第一一二二号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 熊本県玉名市紫根木五七ノ二 河

上邦子 紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第一一一三号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 佐賀県佐賀郡川副町大託間 鹿屋

明 外四百四十二名

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一一四号 平成元年十月二十三日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 大阪府東大阪市瓜生堂二ノ三三ノ

三四 横井健次 外三千六百六名

紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第一一一五号 平成元年十月二十三日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島県呉市広横路三ノ一ノ三

神垣裕規 外四十九名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一一七号 平成元年十月二十四日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願
請願者 熊本市京塚本町五二ノ一三 井原

婦喜 紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一一〇七号と同じである。

第一一一八号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 大阪府羽曳野市島泉一ノ二〇ノ四

南部いつ子 外五十名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一一九号 平成元年十月二十四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県安芸郡河芸町一色一、二八

七ノ一 西口むめ 外三百四十五名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一二〇号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山口県下関市長府金屋町一ノ二三

津田孝一 外四百四十九名

紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一二一号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)
請願者 東京都文京区千石四ノ一〇ノ三

田中茂 外五百三十八名

紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一二二号 平成元年十月二十四日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願
請願者 福岡県遠賀郡水巻町梅の木団地四

七ノ五〇八 富田泰伸

紹介議員 瀬上 貞雄君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第一一二三号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 福岡県久留米市津福今町一八 長

野徹 外九十二名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一二五号 平成元年十月二十四日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡市川合一、二七五ノ三 由井

紹介議員 康子 外九十九名
山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一二二六号 平成元年十月二十四日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 京都市山科区竹鼻竹ノ街道町七二
上田栄子 外四百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一二二七号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都品川区豊町二ノ九ノ一〇
高橋宗義 外五十八名

紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一二二八号 平成元年十月二十四日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 埼玉県越谷市南越谷一ノ一ノ一郵
宿三ノ五〇九 井元貴志 外百四
十九名

紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一二二九号 平成元年十月二十四日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 福岡県宗像市大字田熊一、〇七六
ノ一四 土居勝美 外六百三十名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第一一三〇号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県阿南市横見町中川原一ノ一
三 大川莞 外四十四名

紹介議員 大洲 絹子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一四五号 平成元年十月二十四日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 埼玉県与野市大戸五ノ九ノ七
渡 辺いつ子 外五百七十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一四六号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県三島市谷田並木町一九〇
西沢正 外二十四名

紹介議員 西野 康雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一四七号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県駿東郡長泉町下土狩一、三
八二 山田和美 外九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一四八号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山形県南陽市桐塚一、四六六
飯 沢和男 外二十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一四九号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神戸市兵庫区湊川町九ノ一五ノ一
〇 永田耕一郎 外八十五名

紹介議員 日下部穂代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一五〇号 平成元年十月二十四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島県名西郡神山町下分字地中
上野宇八 外十九名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一五一号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県揖保郡御津町朝臣八〇九
大盛正 外三十四名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一五二号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県四日市市川島町一、七四〇
稲垣正則 外八十四名

紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一五三号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山市平野三六ノ四 森下茂雄
外四十九名

紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一五四号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 山口県光市錦町二ノ一九 寺田恵
示 外二百四十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一五五号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県倉敷市振池三ノ四ノ四六
松島総 外百三十四名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一五六号 平成元年十月二十四日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 福岡県粕屋郡須恵町大島原一、一
八一 長澤義紀 外九百八十九名

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一五七号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 高知市福井東町一九ノ一五 二宮
三郎 外三百五十五名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一五八号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 徳島市北島町一ノ一三八ノ三
日下佳昭 外四十二名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一五九号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都田無市谷戸町一ノ一三ノ二
六 玉田猛 外四十九名

紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一六〇号 平成元年十月二十四日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 名古屋市中区表山二ノ一、八〇
八 後藤民夫 外百四十九名

紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

紹介議員 吉田 達男君

第一一六六号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村鶴岡六外久保
一九 三上健 外五百四名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一六三号 平成元年十月二十四日受理
消費税即時廃止に関する請願

請願者 岩手県大船渡市立根町字下欠一四
六 金野恵子 外二十四名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一一六六号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県津山市高尾五七八ノ三
上光顯 外五百八十四名
紹介議員 谷本 巍君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一六七号 平成元年十月二十四日受理
消費税廃止に関する請願(三通)

請願者 三重県安芸郡河芸町中別保二、四
五四ノ一 古市武男 外五千九百
九十九名
紹介議員 常松 克安君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一一六八号 平成元年十月二十四日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県西宮市森下町一一ノ二四ノ
四一一 迎勝明 外二百九十九名
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一六九号 平成元年十月二十四日受理
消費税廃止に関する請願

請願者 大阪府八尾市太田六ノ二六二 坂
下末弘 外二百名

請願者 三重県三重郡菟野町永井三、〇三
〇ノ二二 山岡裕子 外千九百四
十五名
紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一一七〇号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県鶴岡市稲生一ノ三三ノ二九
富樫勝子 外百七十六名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一七一号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島下の町四ノ七ノ
三七 岡本勇 外百名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一七二号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県板野郡土成町大字郡 稲井
正夫 外二百五十六名
紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一七三号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 青森市大矢沢里見九二七 本間重
雄 外百九十九名
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一七四号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪府八尾市太田六ノ二六二 坂
下末弘 外二百名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一七五号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島市西区楠木三ノ八ノ一九 山
県昌男 外六十四名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一七六号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県三好郡三加茂町加茂 大坂
清 外百名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一七七号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 鳥根県平田市園町一、三一七 周
藤操夫 外百八十九名
紹介議員 栗村 和夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一七八号 平成元年十月二十四日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛知県北設楽郡稲武町御所貝津
今泉保 外二百四十九名
紹介議員 栗村 和夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一七九号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 川崎市多摩区中野島二七五 酒井
利通 外四十九名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一八〇号 平成元年十月二十四日受理
消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 大阪府堺市庭代台二丁一〇ノ三ノ
三〇一 木村貞夫 外三千二百三
十四名
紹介議員 中村 鋭一君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一一八一号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡三田川町上豆田 大
隈文雄 外四百七十九名
紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一八二号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島乙島四、三六四
高田忠 外九十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一八三号 平成元年十月二十四日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県松山市保免上一ノ七ノ二
二宮栄 外百六十四名
紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一八四号 平成元年十月二十四日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 埼玉県入間郡三芳町みよし台一ノ
一ノ四〇三 渡辺郁夫 外四百九
十九名
紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一八五号 平成元年十月二十四日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 北九州市八幡西区塔野二ノ一七ノ

八 高橋チヨ子

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第一一八六号 平成元年十月二十四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 長野県飯田市日折下山一、二九〇

ノ七 三沢喜 外百七十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一八七号 平成元年十月二十四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 埼玉県新座市菅沢一ノ五ノ九 長

谷川平 外百三十一名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一八八号 平成元年十月二十四日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 京都市西京区大枝中山町一〇ノ一

七二 田原由美子 外百七十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一八九号 平成元年十月二十四日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 北九州市若松区二島二ノ二ノ二七

ノ五〇一 上村幹子

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第一一九〇号 平成元年十月二十四日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 仙台市若林区文化町二八ノ二二

風間益 外百九十九名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一九一号 平成元年十月二十四日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 福岡市博多区博多駅中央街七ノ一

シツク博多駅四〇五 久保田一郎

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第一一九二号 平成元年十月二十四日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 長崎市石神町四三ノ二七 森林

等 外七百五十五名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一一九三号 平成元年十月二十四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県飽海郡遊佐町大字庄泉字大

谷地 川俣時蔵 外百八十五名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一九四号 平成元年十月二十四日受理

医療や福祉に打撃を与える消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 山口県小野田市第二ノ出町 垣

田弥生 外五百五名

紹介議員 山田 健一君

この請願の趣旨は、第九五四号と同じである。

第一一九六号 平成元年十月二十四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 秋田県仙北郡仙北町戸地谷字沼田

一二一 須田二郎 外百九十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一九七号 平成元年十月二十四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島市安佐南区安東五ノ一四ノ七

河崎軍三 外百九十九名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一一九八号 平成元年十月二十四日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 埼玉県所沢市小手指町二ノ二ノ二

ノAノ四〇一 三好秋夫 外二百

九十九名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一九九号 平成元年十月二十四日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 大阪府東大阪市若江南町二ノ一〇

ノ三一 井手恵子 外百九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二〇〇号 平成元年十月二十四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島市南区東雲本町二ノ一三ノ三

二 小林昌三 外四百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二〇一号 平成元年十月二十四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 秋田県能代市日吉町一三ノ二二

越後勝之介 外九十八名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二〇二号 平成元年十月二十四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市旭区白根八ノ二八ノ四 福

井康吉 外五十四名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二〇三号 平成元年十月二十四日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市旭区市沢町八五 高木利幸

外四十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二〇五号 平成元年十月二十五日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 静岡市西千代田二〇ノ九 根本美

矢子 外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二〇六号 平成元年十月二十五日受理

公約違反の消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 福岡県久留米市藤山町一、五二八

ノ一一 中村満 外九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二〇七号 平成元年十月二十五日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 京都府宇治市伊勢田町井尻六八ノ

六 橋本恵司 外二百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二〇八号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 群馬県太田市寺井八三七ノ一〇
渡辺欣治 外二百九十九名

紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二〇九号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島市南区皆実町一ノ一七ノ一五
平尾恒雄 外四百九十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二一〇号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 大阪市平野区平野西一ノ九ノ八
川辺澄 外百九十九名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二一一号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 川崎市幸区下平間二〇ノ三 根本
恵一 外四十六名

紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二一二号 平成元年十月二十五日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 埼玉県川越市府川八〇六ノ三二
萩原和彦 外百四十九名

紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二一三号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市稲津町萩原八〇四ノ
請願者

八 工藤康夫 外二百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二二四号 平成元年十月二十五日受理
消費税法廃止に関する請願

請願者 北九州市小倉北区赤坂一ノ五ノ二
七 近藤司 外千八百八名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第二二二五号 平成元年十月二十五日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 京都市東山区清水四ノ一六一 久
野行雄 外千二百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二二六号 平成元年十月二十五日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県相模原市上溝五ノ三ノ一
〇 中村宣勝 外四千八百八十九
名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二二七号 平成元年十月二十五日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 和歌山市井ノ口五六二千且団地四
ノ九四 山本親 外四百九十九名

紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二二八号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県鶴岡市西新斎町六ノ五七
本間武良 外二百九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二二九号 平成元年十月二十五日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 福岡市東区香椎団地一三ノ二六
赤尾勝雪 外九百九十九名

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二三〇号 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 福岡市西区拾六町三八四ノ二二
古賀直子

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第二二三一号 平成元年十月二十五日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 滋賀県大津市桜野町二ノ二〇ノ一
七 奥村昭 外千七名

紹介議員 渡上 貞雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二三二号 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願

請願者 熊本県上益城郡御船町七滝 緒方
幸子

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一一〇七号と同じである。

第二二三三号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県阿南市宝田町今市上ノ原四
〇ノ二 井村透 外五十名

紹介議員 岡本 久人君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二三四号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県比婆郡東城町大字川東五一
九 成田文雄 外百九十九名

公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 東京都世田谷区世田谷一ノ三九ノ
七 阿部庄一 外九十九名

紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二三六号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県東置賜郡高島町大字高島
平民子 外百六十三名

紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二三七号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市旭区市沢町五一九 並木ハ
ル 外百九十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二三八号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県久居市戸木町七、〇二六ノ
二 梅林広利 外五十四名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二三九号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 兵庫県小野市王子町一九五 柳田
頼男 外七十名

紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二四〇号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県比婆郡東城町大字川東五一
九 成田文雄 外百九十九名

紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二三三号 平成元年十月二十五日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 京都市西京区桂河田町二八ノ四
坂本典久 外二百十九名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二三三三三 平成元年十月二十五日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県伊予市上唐川 城戸岩夫
外十五名

紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二三三三三 平成元年十月二十五日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 青森市石江字江渡一七ノ一八
齊藤真吾 外四十九名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二三三三三 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 熊本県菊池郡西合志町須屋二二五
ノ四 勝元田鶴子

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第二二三三三三 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 高知市福井東町二五ノ一四 和田
賢二 外百九十三名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二三三八号 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願(二通)
請願者 大阪府堺市南花田口町二丁二ノ一
五 渡辺徹 外七十五名

紹介議員 新坂 一雄君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第二二三三三三 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 大阪府八尾市南木の本七ノ二二〇
長谷川隆司 外二千名

紹介議員 中村 鋭一君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第二二四〇号 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 東京都世田谷区深沢五ノ三ノ一五
山田淳 外二百二十四名

紹介議員 國弘 正雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二四一〇号 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 長野県飯田市座光寺四、一二〇ノ
一 岡島達雄 外二百三十九名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二四二二二 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 愛媛県松山市高岡町九〇八ノ二
石本馨 外百九名

紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二四三三三 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 愛媛県今治市湊一ノ四 結田静雄

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二四四四 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 岡山県倉敷市玉島柏島四二二
森 石修二 外九十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二四五五 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 鹿児島市坂元町六五四 宮原孝雄
外二百九十二名

紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二四六六 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 大阪府東淀川区北江口三ノ四ノ一
二ノ七〇一 広川美弥 外四百九十九名

紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二四七七 平成元年十月二十五日受理
医療や福祉に打撃を与える消費税法廃止に関する請願
請願者 山口県下松市旗岡一ノ一〇一
武内節夫 外二百五十五名

紹介議員 山田 健一君
この請願の趣旨は、第九五四号と同じである。

第二二四八八 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 京都府八幡市下黒川字上深田八五
小松幸之 外三十六名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二四九九 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 長崎県葉山二ノ二ノ一五 堀口
静夫 外二百六十三名

紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二二五〇〇 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 広島市西区井口四ノ五ノ三 原栄
治 外百四十九名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二五一〇 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県新座市栄二ノ一ノ八 本
多明二 外四十九名

紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二五二二 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 名古屋市昭和区鶴羽町二ノ二〇ノ
二 武山真弓 外百四十九名

紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二五三三 平成元年十月二十五日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 山形県酒田市大字米島字下新田三
一 来生ユキ子 外九十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二五四号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岩手県盛岡市西下台町一一ノ六
三上徳蔵 外五十四名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二五五号 平成元年十月二十五日受理
消費税即時廃止に関する請願

請願者 岩手県大船渡市末崎町門之浜二二
田畑基雄 外二十四名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二二五九号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都大田区大森西六ノ三ノ一八
宮崎三郎 外四百三十六名
紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二六〇号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 秋田市新屋松美町三ノ六六 梁田
勉 外九十四名
紹介議員 森 暢子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二六三号 平成元年十月二十五日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県逗子市桜山六ノ一七ノ九
朝倉松次 外九百八十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二六四号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山県倉敷市菰池二ノ九ノ二 高

月静夫 外百名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二六六号 平成元年十月二十五日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 埼玉県久喜市東二ノ二一ノ一九
大塚道子 外百二十四名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二六七号 平成元年十月二十六日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願

請願者 熊本県上益城郡御船町七滝五、〇
二一 緒方意一郎
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一一〇七号と同じである。

第二二六九号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願(二通)

請願者 山口県下関市伊倉本町三ノ一二
浜野久登 外百二十三名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二七〇号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 群馬県富岡市黒川一、六二二ノ二
石川景介 外二百九十九名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二七二号 平成元年十月二十六日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原二
一 加藤明子 外九十九名
紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二七三号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 福岡県久留米市山川町一、二五七
ノ一 豊福正敏 外九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二七四号 平成元年十月二十六日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡栗東町小柿三四六
南野繁子 外二百七十九名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二七五号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 川崎市多摩区登戸一、八九七
中進 外五十九名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二七六号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市東旭が丘一ノ二ノ二
〇 寺本則夫 外四千九百八十七
名
紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二七七号 平成元年十月二十六日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市神奈川区沢渡五四ノ一 芝
弘忠 外千八百二十四名
紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二七八号 平成元年十月二十六日受理
消費税廃止に関する請願

請願者 三重県尾鷲市大字南浦三、〇五〇
ノ八 大川浩二 外千九百九十九
名
紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二二七九号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県阿南市見能林町青木二三四
坂東正朗 外六十名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二八〇号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都国分寺市本町三ノ一七ノ八
橋本義光 外四十七名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二八一号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市三ノ宮一、五一
九ノ二 安田善孝 外十四名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二八二号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 福島市飯坂町平野字北原二ノ六
菅野信春 外百九十三名
紹介議員 森 暢子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二八三号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 仙台市太白区袋原字平潤八ノ九
小山義蔵 外二百名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二八四号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 横浜市旭区白根八ノ二八ノ四 入
澤八祥 外五十四名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二八五号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県伊予市下吾川六七ノ一九
石田節夫 外二百十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二八六号 平成元年十月二十六日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 埼玉県川越市月吉町六ノ二七 広
川幸雄 外百四十九名

紹介議員 村田 誠醇君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二八七号 平成元年十月二十六日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 札幌市白石区菊水六条二丁目動医
協アパート 高田昭信 外九百九十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二八八号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都府中市片町二ノ三 鷺山健
二 外五十一名

紹介議員 村田 誠醇君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二八九号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山口県光市室積東江ノ浦 近崎勲
外五十六名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二九〇号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県南陽市宮内四、六七ノ二
岡崎正 外百四十九名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二九一号 平成元年十月二十六日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市西逸見町三ノ三
四 西谷義光 外九百九十九名

紹介議員 三上 隆雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二九二号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県酒田市若宮町二ノ一七ノ一
九 高坂克也 外九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二九三号 平成元年十月二十六日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 名古屋市中千種区穂波町二ノ七六
佐部利太郎 外九十九名

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二九四号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都武蔵野市関前五ノ一五ノ九
仲内浩 外四十九名

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二九五号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岩手県盛岡市平賀新田字水道三五
ノ一 工藤千恵子 外五十名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二二九六号 平成元年十月二十六日受理

消費税即時廃止に関する請願

請願者 岩手県大船渡市末崎町宇山根七六
山本一雄 外二十四名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二三〇〇号 平成元年十月二十六日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 静岡県浜松市篠原一ノ三ノ五 田
中昌広 外九百八十七名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三〇一号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県南陽市高梨五八七ノ二二
長谷川薫 外二十二名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三〇二号 平成元年十月二十六日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 和歌山県田辺市湊三九七ノ一 坂

本共弘 外四百九十九名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三〇三号 平成元年十月二十六日受理

消費税法の廃止に関する請願

請願者 鹿児島市末吉町南之郷原村 吉永
フジ子 外四百三十九名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三〇四号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都東大和市清原三ノ一 田中
正己 外九十一名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三〇五号 平成元年十月二十六日受理

消費税法の即時廃止に関する請願

請願者 北九州市小倉北区上富野三ノ一五
ノ七 石井藤子

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第二三〇六号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 愛媛県今治市常盤町四ノ一〇ノ三
藤原春樹 外四十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二三〇七号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市平作八ノ一 古
川公司 外百四十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三〇八号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 愛媛県松山市平和通一ノ五ノ一六
高市良雄 外百十八名

紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三〇九号 平成元年十月二十六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 京都市西京区桂上豆田町三八 高
野義和 外二百二十九名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三二〇号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県浅口郡鳴方町鳴方一、八六
八ノ一 亀川敏雄 外九十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三二二号 平成元年十月二十六日受理
医療や福祉に打撃を与える消費税法の廃止に関する請願
請願者 山口県下関市伊崎町一ノ九ノ五
加藤欣太郎 外二百八十五名

紹介議員 山田 健一君
この請願の趣旨は、第九五四号と同じである。

第一三二三号 平成元年十月二十六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 長崎市光町九ノ六 藤田三郎 外
百七十七名

紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一三二四号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 高知市石立町一九八ノ八 松木啓
外三百二十名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三一五号 平成元年十月二十六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 三重県尾鷲市南浦一、二三九ノ二
寺坂広枝 外千九百九十九名

紹介議員 常松 克安君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一三一六号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 広島県東広島市西条町寺家七、四
〇二ノ二 前原寛 外百九十九名

紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三一七号 平成元年十月二十六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県藤枝市青木三ノ一二ノ二二
多々良和子 外四百九十九名

紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三一八号 平成元年十月二十六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 北九州市小倉北区貴船町三ノ一ノ
一〇一 片桐容 外四百四十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第一三一九号 平成元年十月二十六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 京都市東山区本町六ノ二二〇 石

田昌治 外二千三百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三二〇号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 青森市平新田森越九〇ノ七 蝦名
信一 外四十九名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三二二号 平成元年十月二十六日受理
消費税法の即時廃止に関する請願
請願者 大阪府東大阪市鴻池町一ノ二四ノ
七 井上守 外五千名

紹介議員 中村 鋭一君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第一三二三号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 群馬県邑楽郡邑楽町中野八一三ノ
一 高橋勝雄 外九十九名

紹介議員 大淵 綱子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三二三号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 神戸市兵庫区水本通り五ノ二ノ九
神田恵美 外八十三名

紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三二四号 平成元年十月二十六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 神奈川県厚木市上荻野四、九四〇
奈良洋子 外四千九百九十九名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三二五号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 岡山県倉敷市児島上の町一ノ一三
ノ一三 豊島秀夫 外二十二名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三二六号 平成元年十月二十六日受理
消費税法の廃止に関する請願
請願者 滋賀県大津市田上枝町四四四 佐
藤雄三 外八名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三二七号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 兵庫県相生市山手一ノ一八〇 小
野隆 外三十四名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三二八号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 静岡県沼津市中沢田二八ノ一
工藤克敏 外九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三二九号 平成元年十月二十六日受理
公約違反の消費税法の廃止に関する請願
請願者 大阪府城東区関目四ノ二ノ二二
伊藤為次郎 外八十五名

紹介議員 西岡瑠璃子君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三三〇号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 徳島県美馬郡穴吹町穴吹字魚尾

豊田武男 外四十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三三二号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 山形県村山市榑岡新高田七ノ一二

齊藤実 外二十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三三三号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願(一通)

請願者 岡山県和気郡和気町泉二五〇 砂

子国男 外百三十九名

紹介議員 日下部博代子君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三三三三号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 三重県四日市市采女町二、〇六九

ノ二 堀川芳三 外八十五名

紹介議員 野別 隆俊君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三三四号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 岡山市撫川一、三八二ノ一五 物

部徳夫 外四十九名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三三五号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市赤松町一一ノ四

五 窪正子 外二十九名

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三三六号 平成元年十月二十六日受理

公約違反の消費税法の廃止に関する請願

請願者 広島県高田郡向原町坂五、一四八

古川憲男 外二百四十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第一三三八号 平成元年十月二十六日受理

消費税撤廃に関する請願

請願者 埼玉県浦和市文蔵四ノ一ノ一四

山本永子

紹介議員 紀平 悌子君

「軍事費を削って暮らしと福祉・教育の充実を。」の要求は国民の声である。子供と教育・教職員の暮らしにとっても、消費税の廃止は参議院選挙の結果によって審判済みの問題である。また、新学習指導要領は、教職員に対する処分までちらつかせながら、大人の間でも論争のある日の丸・君が代問題を教育の内容に押し付けたり、子供の負担を考えない難解な内容を盛り込み、かつ徹底した差別と選別を持ち込み、すべての子供に基礎学力・市民道徳・自主的能力などを身につけさせる学校教育本来の使命を無視したものになっている。次に、三〇程度といわれる共済掛金の値上げは、三・一％の人事院勧告さえ帳消しにし、教職員の暮らしに大打撃を与える。ついては、このような重大な改悪措置を是正し、次の事項について実現を図られたい。

一、子供と教育・教職員の暮らしを守るために、消費税を廃止すること。